

平成11年南伊豆町議会12月定例会

## 南伊豆町議会議録

平成11年 12月16日 開会

平成11年 12月17日 閉会

南伊豆町議会

## 平成11年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 日 (12月16日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣言	3
議事日程説明	3
開議宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	7
石井福光君	8
横嶋隆二君	25
簗田国広君	40
漆田修君	43
渡辺嘉郎君	51
斎藤要君	59
鈴木久香君	64
梅本和熙君	68
谷川次重君	82
藤田喜代治君	87
散会宣言	94
署名議員	97

### 第 2 日 (12月17日)

議事日程	99
------	----

本日の会議に付した事件	100
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	101
開議宣告	103
会議録署名議員の指名	103
議第 75号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	103
議第 76～82号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	104
議第 83号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	106
議第 84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	107
議第 85号及び86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	110
議第 87号及び88号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	112
議第 89号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	113
議第 90号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	117
議第 91号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	119
議第 92号及び93号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	120
議第 94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	122
議第 95号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	124
議第 96号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	125
議第 97号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	131
議第 98号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	133
議第 99号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	135
議第100号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	137
日程追加	139
議第101号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	139
発議第 7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	144
発議第 8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	146
閉議及び閉会宣言	147
署名議員	149

---

平成11年南伊豆町議会12月定例会

(第1日 12月16日)

## 平成11年12月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1日）

平成11年12月16日（木曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長行政報告

日程第 4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	鈴木	久香	君	2番	谷川	次重	君
3番	鈴木	史鶴哉	君	4番	梅本	和熙	君
5番	藤田	喜代治	君	6番	漆田	修	君
7番	斎藤	要	君	8番	渡辺	嘉郎	君
9番	石井	福光	君	10番	簾田	国広	君
11番	藤原	栄	君	12番	横嶋	隆二	君
13番	小沢	東洋治	君	14番	大野	良司	君
15番	渡辺	守男	君				

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉	勝男君	教育長	釜田	弘文君
総務課長	岡外	捷美君	住民課長	渡辺	正君
税務課長	碓井	大昭君	健康課長	飯泉	誠君

農林水産 課長	内 山 力 男 君	建設課長	小 島 徳 三 君
商工観光 課長	土 屋 忠 儀 君	清掃課長	藤 原 伊勢夫 君
水道課長	鈴 木 勇 君	教 育 委員会 事務局長	土 屋 敬 君
会計課長	池 野 徹 君	福祉課長	楠 千代吉 君
下水道 課長	勝 田 悟 君	企画調整 課 長	渡 辺 修 治 君
行財政 主幹	外 岡 茂 徳 君		)

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田 中 秀 明	係 長	松 本 恒 明
------	---------	-----	---------

---

◎開会宣言

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成11年南伊豆町議会12月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

◎開議宣言

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 斎藤 要君

8番議員 渡辺嘉郎君

---

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から12月17日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月16日より12月17日までの2日間と決定いたしました。

---

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 平成11年12月定例町議会の開会に当たり、次の6項目について行政報告を申し上げます。

地域振興券交付事業について。

国は若い親の子育てを支援し、老齢福祉年金受給者や低所得高齢者等の経済負担の軽減を図ることにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化に資するため本事業を決定いたしました。本町でも平成11年3月15日から地域振興券の交付手続きを始めて、今日まで平成11年度繰越明許事業として取り組んでまいりましたが、ほぼ事業が終了しましたので、ここに結果を報告申し上げます。

15歳以下の児童生徒や高齢者などの対象者 3,130人に1人2万円ずつ、総額 6,254万円の振興券を交付したところ、振興券を扱う町内の 190事業所が利用され、11月末までに金融機関から本町へ換金手続きされた振興券は 6,194万 7,000円に及び、換金率は99%を上回りました。

利用状況を店舗の規模別に見ますと、小規模店が54%で、中規模店（スーパーマーケット）が46%になっております。業種別では小売業が全体の94.4%と最も多く、次いでサービス業 3.0%、飲食業 2.3%、建設業 0.2%、運輸通信業 0.1%となりました。地域振興券の換金は12月14日で締め切りましたが、ほぼ当初の目的を達成したものと存じております。

次に、移動知事室「さわやか緑飲トーク」の開催について。

石川県知事は県民の声を行政に反映させるために、11年度は県下全市町村で移動知事室を開催してきましたが、本町においては去る11月10日、5年振りに中央公民館を会場に、推薦・公募の各界各層の町民や県関係者約 100人が参加して開催されました。

私はあいさつの中で、2月の町長就任以来今日までの町行政への取り組み方や、地区懇談会の開催状況、今後の町政目標などについて申し上げ、さらなる県行政のご指導、ご協力をいただけますようお願いいたしました。参加者の中から男性9人、女性3人の方がそれぞれ活発な意見や要望をいたしましたが、これらに対し、知事から適切な説明・答弁がなされました。

主な意見・要望の内容につきましては、青野川船だまりの改修、弓ヶ浜の砂の保全、風力発電施設の設置、イノシシ被害対策、静岡空港の必要の是非と早期完成、伊豆縦貫自動車道の早期完成、道の駅整備、観光対策、老人クラブ県補助金、ボランティア組織の育成、荒廃山林・農地対策、手石耕地整理地区の整備、太陽エネルギー利用対策、人づくり対策などがありました。

知事はこれらに対し、厳しい県財政の中ではありますが、静岡空港は早期完成を目指し、

また南伊豆町に関する重要な要望等については、県の出先機関等に早急に検討させる旨の積極的な回答をいただきましたので、私も引き続き関係機関に協議、要望してまいります。まことに有意義な「さわやか緑飲トーク」であったと存じております。

郵便局との住民票等郵送サービスの開始について。

東海郵政局では各種の広域サービスの取り扱いをしておりますが、中でも住民票等郵送サービスにつきましては、静岡県内で43市町村が実施しておりますので、本町でも平成11年12月1日からこのサービスを実施することにし、去る11月22日に町内6郵便局の代表局である下賀茂郵便局長との覚書の調印をいたしました。賀茂地区ではことし11月1日から開始した下田市に次いで2番目となります。

今後は町民や町内出身者等で、静岡、愛知、岐阜、三重の4県内であれば、南伊豆町役場に来町しなくとも近くの郵便局で用意された申請書と専用封筒を使い、住民票や戸籍謄（抄）本の写しの交付申請と受け取りが自宅ができるようになりますので、多くの方が利用されるよう期待しております。

介護保険事業について。

9月定例町議会行政報告で10月から介護認定審査会が始まる旨申し上げましたが、その後の経過につきまして報告させていただきます。

去る10月19日に第1回介護認定審査会を開始し、12月7日までに6回の審査会を9人（医師4人、保健関係者2人、福祉関係者3人）の介護認定審査委員により審査してまいりました。当初は350人の介護認定が必要と試算しておりましたが、12月7日の審査会までに140人の介護保険（要介護認定、要支援認定）申請書が提出されました。介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書の双方が整いました99人（審査率70.71%）の審査をしましたところ、非該当（自立）が4人、要支援が7人、要介護1が17人、要介護2が22人、要介護3が8人、要介護4が28人、要介護5が13人という結果となりました。

今後も介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書が整い次第、1ヶ月に3回のペースで介護認定審査会を開催していく予定になっております。

なお、非該当（自立）と認定されました第1号被保険者や第2号被保険者で身体障害者等の処遇につきましては、在宅高齢者保健福祉推進支援事業実施要綱による生活支援ホームヘルプサービス、配食サービス、外出支援サービス、生きがい対応型デイサービス、訪問介護や訪問入浴等を社会福祉協議会や介護保険施設に委託して実施できるものであるか、協議・検討中であります。

さらに政府は、10月29日の介護保険制度に関する与党3党の申し入れを受け、11月5日に

介護保険法を円滑に実施するための特別対策の内容を取りまとめ、公表いたしました。その主な内容は、「第1号被保険者の介護保険料を法施行後半年間は徴収しないことができる」、また「その後1年間は第1号被保険者の介護保険料を経過的に2分の1に軽減することができる」等であります。その財源としての補正予算が12月9日に参議院で可決・成立しましたので、この特別対策につきましては、国・県の動向を見ながら平成12年度から始まります介護保険特別会計に予算計上し、対処させていただきます。

今後の予定といたしまして、平成12年1月から第1号被保険者に対し保険証を交付し、同年2月から介護支援専門員による介護サービス計画の作成が始まるこになつております。

#### 商工観光課の移動について。

現在の商工観光課は、平成5年4月に役場庁舎内が手狭になったため、下田地区消防組合南伊豆分署の跡に移動して業務を行っております。私は町長就任後の各地区懇談会におきまして、多くの町民の方々から、本町の基幹産業は現在も将来も観光を主体とすべきであるとの意見や要望をいただき、やはり本町は観光を重視した行政を推進すべきであると再認識いたしました。

そこで、第4次総合計画でも観光を主軸として調和のとれた第1次産業の振興を目指し、その実現に努力する覚悟でありますが、その第1段階としまして、商工観光課を観光立町にふさわしい、町民や観光客等だれにもわかりやすい場所に移動することが必要と考え、課長会議等で検討したところ、役場庁舎内への再移動は各課とのスペースの関係から困難であります、郷土館の森林組合等が使用している場所を改修し、そこに移動することが観光行政の基本であるとの結論に達しました。

そこで、役場庁舎内にも会議室が少なく不便しておりますので、郷土館の2階の一部を改修して会議室とし、元消防南伊豆分署の建物も改修し、1階は会議室にし、また2階を森林組合等に利用していただくことにいたしました。

また、これらの改修費につきましては、本12月定例町議会の補正予算に計上させていただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。新たな商工観光課として平成12年4月からスタートする予定でありますので、本町議会の特段のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### 主要な建設事業等の発注状況について。

平成11年度第3・四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

防災施設整備事業（防災倉庫） 495万円、株式会社平和防災産業。

地域交通計画調査委託 498万 7,500円、株式会社三和総合研究所。

長者ヶ原自然公園基本計画策定 449万 4,000円、株式会社パスコ静岡支店。

町道大平B線道路改良工事 567万円、伸和建設渡辺宗美。

普通河川小沢川河川災害復旧工事、 324万 9,750円、旭産業株式会社。

普通河川堰ノ谷戸川河川災害復旧工事、 277万 2,000円、池野ブルドーザー株式会社。

普通河川毛倉野川河川災害復旧工事、 364万 3,500円、有限会社ヤマダ組。

普通河川長沢川河川災害復旧工事、 346万 5,000円、興栄建設。

普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事、 546万円、栄建設株式会社。

町道東風山戸A線道路災害復旧工事 281万円、旭産業株式会社。

町道毛倉野区内4号線道路災害復旧工事 500万 8,500円、伸和建設渡辺宗美。

町道湊区内1号線道路維持工事 390万円、株式会社保坂建設。

町道手石区内12号線道路改良工事 222万 6,000円、五味建設株式会社。

町道湊区内8号線道路維持工事 260万 7,150円、栄建設株式会社。

林道環境整備委託 690万 600円、南伊豆町森林組合。

リフトバス購入 660万 3,000円、賀茂自動車工業株式会社。

石廊崎地区観光施設整備工事 4,147万 5,000円、株式会社伊豆急ハウジング。

竹麻小学校アスレチック設置工事 294万円、有限会社南伊豆造園土木。

上水道第5次拡張事業、青市高区送配水管布設替工事 807万 4,500円、有限会社渡辺住宅設備。

上水道第5次拡張事業、石井浄水場拡張第3期工事 9,555万円、株式会社荏原製作所。

上水道第5次拡張事業、手石高区配水池設計業務委託 819万円、オリジナル設計株式会社。

上水道第5次拡張事業、手石高区配水池建設に伴う地質調査業務委託、 239万 4,000円、株式会社建設基礎調査設計事務所。

上水道第5次拡張事業 手石高区配水池建設に伴う測量業務委託 375万 9,000円、有限会社小室測量設計事務所。

以上で、平成11年12月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

---

◇ 石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

分別収集と最終処分場についてでございます。

ごみの問題については、過去たびたび取り上げられておりましたが、それがなかなかよい方向に行っておりません。これでは机上の空論になってしまいます。ごみの問題については避けて通れない大きな問題であるので、町の考え方を再度お伺いいたします。

国の経済、社会情勢の変化や生活様式の多様化に伴って、一般廃棄物の排出量は年々伸び続けていることはご存じのとおりです。その反面、最終処分場を始めとする処理施設が深刻な問題であり、こうした問題を解決するためには、一般廃棄物の適正処理の確保に向けた施策及び再生利用を推進する循環型社会、最近循環型社会という言葉が広く使われておりますが、定義が必ずしも明確ではありませんが、環境の劣化を防止する持続可能な社会と説明しておきます。その転換を図ることが重要となっております。

このため、廃棄物のリサイクル等を強力に推進することにより廃棄物の減量化を進めるとともに、周辺環境に適切に配慮された最終処分場の整備が急務であります。国においても廃棄物減量、リサイクルについて新たな施策が21世紀に向けてごみ処理概念に基づく行政の基本路線となる循環型社会基本法が次期通常国会に提出される予定であります。この大事な視点は日々堆積するごみという現実への緊急対策と、循環型社会を目指す中長期的施策とをいかに整合させるかということだと思います。

以前リサイクルについては、平成7年に法律が成立し、平成9年にガラス、瓶、ペットボトルのリサイクルが追加され、平成12年、来年4月よりプラスチック包装、紙容器包装も対象になり、完全実施に向けて進めていかなければなりません。

この法律では、市町村が収集するごみの中で容積比で約6割、重量比で3割を占める容器包装廃棄物を消費者が分別排出し、市町村が分別収集を行い、その再商品化を事業者、いわゆる企業が行うと定められております。ごみ全体の約6割を占める容器包装が完全に回収されれば、大幅なごみの減量化が実現し、これに伴って最終処分場施設の延命につながると思います。

ここで、ごみ処理コストの公平な負担について述べさせていただきます。都会においては埋め立て地の確保等ができないため、また資源になるものが大量にごみとなっているいろいろな要因があるが、最大の原因はごみ処理のコストが余りにも自治体の負担になっていると

いうことだと思います。

一例ですが、東京都、これは多摩地区を除いたごみの1トン処理は5万円。埼玉県内市町村では約3万円の経費がかかっていると言われております。内訳として、ごみを収集して焼却した灰の埋立作業にかかる人件費、ガソリン代、車両購入費、清掃工場の運転管理費、公害対策費で、土地建物、焼却炉の建設費、処分場の用地代、建設、管理、補修等は入っておりません。

当町の場合においては、収集については外部委託で年間約2,700万円を委託しているわけでありまして、多少の違いはあると思いますが、要するにいらなくなつたものを処理するためにこれだけの金が自治体の負担になっていることを町民に余りにも知られていなさすぎるのではないか、もっと町民に知らせることも必要だろうと思います。

一例ですが、当町の焼却施設についてですが、平成3年4月に開設されまして、5年たった平成8年度、既に修理費が3,650万円、9年度2,200万円、10年度2,400万円。それと最終処分場の工事請負費が8年度は4,700万円、9年度が100万円、10年度が300万円、両方を合計しますと8年度に8,350万円、9年度に2,300万円、10年度に2,700万円の経費が一般会計から支出されております。今後耐久年限については約15年と見ておるようですが、1億円以上の金がかかってくると予測されます。廃棄物の問題を解決するためには、やはり地方と連携、町民の理解と協力を得ることが不可欠であります。

そこで、ごみ行政を転換するときが来た今、町長のごみ問題に対する基本方針、当町における容器包装リサイクル法施行による分別収集について意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

容器包装リサイクル法施行による分別収集についてと承っております。容器包装リサイクル法は平成9年4月より7品目、平成12年4月より3品目を対象として分別収集することが要請されております。この法律は強制ではありませんので、地域の実情を踏まえた町の自主判断によるところとなっております。

南伊豆町では、現在容器包装リサイクル法に準じた形で、同法施行10品目のうち5品目を一括回収の後に選別、圧縮等をしております。私は初めて予算を見ましたけれども、本当にごみ問題について約1億円を今年度も出しているわけです。これについて町民の理解を得なければいけないということは十分理解しております。

こういうことを踏まえて、来年度からはこの分別収集だと、皆様がそれだけの理解をし

ていないというのがある面では現実ではないでしょうか。それを踏まえて役場の皆様の協力によって幾らの経費節減ができるかも十分検討し、これから来年の政治の課題ではないかなと考えております。

また、詳細につきましては清掃課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） 今町長が答弁いたしましたとおり、容器包装リサイクル法は平成7年6月16日、法律第112号で成立し、容器包装廃棄物の分別収集等については、平成9年4月より施行になり、スチール缶、アルミ缶、白色瓶、茶色瓶、その他の色の瓶、飲料用紙パック、ペットボトルの7品目が施行になり、平成12年4月からですが、段ボール、その他の色の紙製容器包装、その他プラスチック製容器の3品目を対象として分別収集することが要請されております。

町では、現在容器包装リサイクル法に準じた形で、同法指定の10品目のうちスチール缶、アルミ缶、白色瓶、茶色瓶、段ボールの5品目については一括回収の後に選別、圧縮しております。残る5品目、その他の色の瓶、飲料用紙パック、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他プラスチックがあります。今の収集方法は一括回収ですので、10品目の分別収集につきましては、中木区で平成8年5月から、石廊崎区で平成9年8月から、透明袋化のモデル地区をお願いしております。これを将来全町で実施するときに、個々に決定してまいりたいと思います。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） ただいまの説明を伺ったわけでございますが、やはりこれから分別、今中木地区と石廊崎地区で透明袋によって分別収集を行っているということでございますが、やはり下田市の例を皆さんもご存じだと思いますが、やはり徹底した分別がなければ意味がないと思うんです。例えばひとつの中木地区、石廊崎地区においても、幾ら透明であっても、中へやはり缶とか不燃物が混入していてそれを持っていくという形では分別の意味がないので、下田の場合のようにそういうものがもし入っている場合には絶対に持っていくないというような格好の中で、徹底した分別が必要だと思います。

だから、やはり今後全町的において一遍に施行するということは大変なことだと思いますが、要するに下田地区のように、ある1カ所を徹底的にやって、それからだんだん伸ばしていくで、来年は下田の場合には全市で行うそうでございますが、当町もやはり積極的なそういう取り組みをすることによって、先程も述べましたようなごみの減量化と、施設の延命の

ために、やはりこの5年間で先ほど言った8,000万円もかかっているのは何に原因があるかということなんです。平成3年に実施して、5年後の8年、わずか5年間で8,000万円も修理にかかるということは問題があると思うんです。ではその原因は何かというと、やはり欠陥があったのか、またそういうごみの中にいろいろな不燃物があったために負担がかかって、修理がかかったのか、いろいろな問題があると思います。

そういう点で、来年度のリサイクル法施行によって、当町でも1カ所からでも2カ所からでもいいから、徹底したものを、一遍にやるのは絶対に無理です。下田の例をとっても無理ですから、1カ所を半年やって、1年やって、それから次というような格好で、やはり将来を見越した中で、徹底したものをやっていただきたいと思います。

それと、やはりこのごみの問題については、過日新聞でも皆さんご存じのとおり、東伊豆でこの前青年主張大会がありまして、10人発表されて、そのうちの7人が全部ごみに対する意見が出て、子供もこれだけ関心を持っているわけです。それと、静岡県においても減量化によって、ここに新聞がありますけれども、冊子を発行してPRを促している。東伊豆町の1つの例をとりますと、牛乳パック30枚とトイレットペーパー1個を交換するというものを実施するようです。そういう点で、ごみの問題については、積極的にこれから取り組んでいってほしいと思いますのでよろしくお願ひします。

2点目でございますが、将来の循環型社会において、汚染者といいますか、流す人側の徹底した義務の上に、町民の意識改革において、これは9月の委員会の中でも質問しましたが、よく町民に手数料の協力金と言いますか、そういうものの徴収についての考え方を町長に伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 南伊豆町では、現在一般家庭用及び事業者に対して清掃センターへ直接搬入した多量の廃棄物のときとか、事業者で廃棄物を町が収集運搬した場合、また民宿、旅館が多量の厨芥ごみを排出する場合、事業者から収容人員及び排出量等を基準とした手数料、また動物の死体（犬、猫）の手数料等を徴収しております。

現在のところ、家庭系の収集ごみについては手数料の徴収は考えておりませんけれども、この地区懇談会等を通じ、また清掃センターに対して皆さんの協力をいただけないようでしたら、ある面では自分の責任を持つという、ごみというのは一体でございまして、行政だけが受け持つだけではなくて、やはりお互いに、出すからには出すものについては責任を持つという考えがあると思います。それを皆さんに承知してくださるならば、効率化を図るため

にも、将来には検討すべきではないかなと思います。現在のところは考えておりませんけれども、地区懇談会等の町民の理解度に応じてその辺は柔軟に対応すべきではないかなとは考えております。今のところは考えておりません。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） ただいまの町長の答弁でございますが、やはり先ほども私がるる述べたとおり、ごみのためにこれだけの金が出ているという観念のもとに、やはり我々町民も1人1人が極力減量化とかそういうものに協力していかなければならないと思います。そのためにも、やはり多少の、今商店等についての協力金は徴収しているわけでございますが、やはり町民にもある程度の負担は、これはその辺の理解を求めてやる必要があると思いますので、やはりこれについては、これだけかかっているんだよというPRが必要ではないかと思います。その上で協力してもらえるならば、100%の同意というのはあり得ませんが、これは協力しないものではありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、最終処分場についてですが、町長は9月の定例議会本会の行政報告の中で、ごみの問題について、ごみと観光は表裏一体と考え、青野最終処分場の使用期限が平成14年と迫っている現在、最終処分場の建設、ごみの減量化を行政の重要課題として、今後も懇談会を通じて町民の理解と啓蒙を促してまいりたいということを行政報告の中でうたっておりますね。

そこで質問ですが、その定例議会の中で、梅本議員の最終処分場の質問の中で、加納地区の最終処分場については断念したと町長は言明しておりますが、前菊池町長が退任されたときに3月定例議会において、この問題についてはいろいろ行き違いがあったので、要するに地区住民の理解を得るためにもう少し冷却期間を置くということで、3月の行政報告の中にあったと思いますが、断念した理由と今後の候補地といいますか、方針について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 最終処分場について加納また二条について申しました。それについて、前菊池町長のとき、加納地区の同意が得られないため、最終処分場の建設を断念しましたということを、平成9年7月29日付で二条区長に文書で配付しております。それにははっきり断念したという内容でございます。そして、同年8月1日付で同じ内容を、加納については軟らかい文章ですけれども、二条については間違なく断念したという内容がありました。それを一応確認しておりますので、私も二条ではっきり断念したものを加納は断念しない

というのはちょっと整合性がないということで、私はそういう文章を見させていただいて判断いたしました。

そしてまた、候補地ですけれども、いろいろ下田市の場合は他町へ、長野県内とか……ですから私が先ほどから言っているごみと観光は一体ということは、地区懇談会を通じてこれから本当にごみ問題について考えよう。それからどうしても納得がいかない。俺のところはだめだ、私のところはだめだとエゴが優先してできなかった場合は、その方法というのはまたみんなで考えるべきではないかなとは思っていますけれども、ともかく断念した件については、そういう文書があり、確認した上で、私は発表したつもりです。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 二条区については、以前は二条区の場合には賛成という形であったもので、それに対する回答を、こういう経過において断念したんですよというの、二条区に対して、二条は賛成だったものですから、それに対する回答だと思うんです。この真偽、細部については私は前町長の文書を見ていないのでわかりませんが、二条はその当時賛成だったんです。加納のあそこにつくることについては賛成だったので、いろいろ事情の経緯があって、加納を断念せざるを得なくなつた。要するに断念ということは、その辺のところはちょっと詳しくわからないのですが、そんなようなところで二条区に対して回答した。これは当然のこと、賛成をしたんだから。しかし、私の言うのは、加納区のあの地区を町長はどのような考え方でいるのか。要するにもうあそこは断念して工事をしないのか。

私は以前この問題が起きたときに加納の区民、また加納の評議員等について、これは大変な問題だからいろいろ個人的に話をしたことがあるわけです。すると、彼らの言うのは、それは全部 100%はないですから、ごみというものは当然これは全家庭で出るので、南伊豆町に出るので、どこかにつくらなければいけないんだ。場所はともかく処分場をつくらなければいけないんだ。これは当然のこと、加納区についてもこれは考えざるを得ない。だから今のところは民家が近いからだめだけれども、ほかの土地については考えていきましょう、考えますよという理解の言葉も聞いている訳なんです。

それをこの前町長は、あそこの地区は断念したということは、加納地区は全然関係なくしたのか、またほかの候補地を探すのか、その辺を一応質問したわけでございますが、その辺についての考え方をよろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 私が断念したというのは、県道から見えるような場所については断念したととらえていただいて結構だと思います。また、私もまだ不勉強ということで他の候補地を存じております。しかし、そういう場所があるならば、また加納区にお願いする可能性はあります。ただし、今までの計画から言って、道路から面するところは私も個人的に余りよくないのではないかなどは思っておりますけれども。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 今の件なんですが、これは要するに、当局の手違いもあったのではないかと思うんです。

私が聞くところによりますと、やはり二条のあそこを候補地にしておいて、二条区に先に話を持つていって、それで決定したわけです。ある程度決定したんだけれども、結論から言えば、加納区の区民に対して全然話がなかったわけなんです。話がなかったので町民が、何で二条に話があって一番肝心な加納にはなかったのかなということが先に来たわけで、これはいろいろ先の問題よりも感情的なことが先に入っているのではないかと私は推測するわけなんです。だから、あそこの場所については、道路がどうのこうのという問題ではなくて、話がなくて結論について出したということが原因だと思うんです。

だから、あそこの道路から離れた、見えるところ以外に加納区にはあると思うんです。いろいろ私ははっきりわかりませんが、それについての交渉についてはやぶさかではない、要するに今後あれば交渉するということですね。加納地区についての断念ではないということですね。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） そういう考え方結構だと思います。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） そういうことの中で、平成14年を一応期限として青野処分場が満杯になるですから、一時も早くこのごみの問題については積極的に取り組んでいってほしいと思います。

続きまして、心の教育への対応と、登校拒否、いじめについて質問させていただきます。

国づくりの基本は教育であり、教育の目的は人格の完成である。心の教育というものは、

まさに表裏一体で、小学校においての心の教育は、道徳の時間だけで行うものでなく、登校から下校まで全部が心の教育だと言われております。それには、基本的な生活習慣であるあいさつができる、時間を守る、礼儀をわきまえる、ことが必要だ。その3点が当然基本的なもので、心の教育は言葉では教えることができませんが、子供は親の言うとおりにはやらないうが、親のするとおりのにはやるということを、よく今世間で言われております。ということで、学校の先生も同じであると私は思います。思いやりの心を育てるには、本人が自覚して子供に見せるしかありません。

先日のある新聞でございますが、ちょっとこれに関連したもので、社説として述べたいと思いますが、「教師も学んでほしい世間の風」というのが二、三日前の新聞に掲載されております。その内容ですが、教員の採用、研修について検討してきた教育職員行政審議会の答申で、学校の先生たちはもっと世間の風にさらされる必要がある。教員は学校という閉ざされた場で、もっぱら子供を相手に1日を過ごす。独りよがりにならないとも限らない。幅広く豊かな人間関係や社会性に欠けることがあるとの指摘も少なくないということで、この答申が社会体験研修ということを求められております。

それはどういうことかと言いますと、先生をデパートやホテルなどの一般企業で実際に客の相手をして、対人関係などを学ぶことの意義は高まっておる。都道府県において、政令都市のうち46の教育委員会では、最長で1年間の長期体験研修をもうやっているそうです。各市町村において長期研修というのは無理な面もあると思いますが、夏休みなどを利用した1週間とか1ヶ月の短期研修なら可能だと思いますので、全職員に一度は経験するよう求めておるわけです。これは社説ですから。

また、教職を社会に開かれたものにするため、教員を目指す人の中には大学の新卒者以外に民間企業から転職するものもあるわけです。新卒者とは別の基準で選考するよう、社会人の採用枠を設けることを勧められている。その理由については、同じ個性、同じ経歴の持ち主が教員室で一色に染まってしまっては弊害が大きい。多様な人たちが価値観をぶつけ合ってこそ活力が生まれ、子供を生き生きと育てることができる。学校・学級閉鎖などで学校は今空前の難局に来ている。先生たちは授業は当然のこと、人間としての質もかつてないほど厳しく問われる時代になっていることを覚悟してほしいということが、過日の社説に載っておりました。

また、近年低年齢化の犯罪がある中、学校における登校拒否やいじめが急増しているわけでございますが、平成9年8月、当時の文部大臣の小杉さんが中央教育審議会に幼児期間の心の教育のあり方にも諮問を出しております。その内容については、家庭教育におけるしつ

け、学校教育における道徳教育、地域社会の文化交流活動、この3者が連携し協力する一体的な取り組みを通じて、子供たちの豊かな人間性を育てる必要があるということを述べられております。

また、ご存じと思いますが、きょうの新聞ですが、昨日からテレビで盛んにぎやかになっておりますが、昨年度の子供の自殺者が44%ふえて、小中高について、小学校は4名、中学は69名、高校は119名ですか、これで中学生が多いのですが、44%増になっております。これはどういうことかというと、やはり希薄な人間関係が反映しているのではないか。臨床医の説明の中で、今の子供は親、教師、友人などとのつながりが希薄になっているのも原因だと言われておりますが、本町における心の教育の取り組み方について、新教育長の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 答弁に先立ちまして、先月17日より教育長に就任をいたしました釜田でございます。よろしくお願ひします。

ただいまの心の教育の取り組みにつきまして、石井議員からのご質問でございますけれども、皆さんご案内のように、心の教育につきましては、国のレベルでは中央教育審議会の答申の最重点に挙げられている項目でございます。子供に将来身につけさせたい力として、いきる力ということが重要でございますけれども、その核となるのが心の教育だというふうにとらえております。具体的には、美しい自然に感動する、そういった柔らかな感性。あるいは正義感や公正さを重んじる心。あるいは他人を思いやる心。社会貢献の精神。こういったことを子供たちに育むことが心の教育の最も重要な柱になる点でございます。

静岡県の教育委員会では、平成3年度から心の教育を基本に掲げまして、さまざまな取り組みを推進しております。本町教育委員会でも国や県の施策を受けまして、学校教育を中心に家庭教育にも広がりが持てるよう、鋭意努力してきたところでございます。1つの例でございますけれども、国の委託事業を受けまして心の教室相談員、これは学校の職員以外の方でございますけれども、その方を南伊豆中学校に配置をいたしまして、その活用を図っておるところでございます。

今後心の教育の実践が一層推進されまして、子供たちに豊かな人間性が育まれるよう、学校教育あるいは家庭教育、さらには社会教育を力強く支援していきたいと考えております。

具体的には、やはり南伊豆の持つこの自然・風土から学ぶ学習、あるいは勤労生産的体験学習などを積極的に取り入れること。あるいはその中心となる道徳教育を一層充実することあります。それと同時に、学校と家庭が教育内容、教育方法で緊密な連絡を図っていく上

で、それぞれの役割を果たしつつお互いに連携をして、地域の教育力の向上を図っていくことが最も重要な課題であるというように認識をしております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 新教育長に期待するところは大だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それと、私が平成8年の3月議会で、やはりいじめと登校拒否について質問してあるわけですが、10年度においての当町におけるいじめ、登校拒否の実態がありましたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） いわゆる不登校という形で私たちは呼んでおります。みずから登校を拒否するということではなくて、登校できない状況にあるというふうな意味で、不登校児童生徒というような呼び名で呼んでおりますけれども、この増加と、非常に陰湿ないじめの発生というものが、戦後の私たちがつくってきた社会、あるいはしてきた教育のゆがみというものが生み出した大きな社会問題になっていることにつきましては、皆さんもご承知のとおりであります。

本町の小中学校におきましては、全国的に見ましても、また賀茂地区内から見ましても、不登校児童生徒の発生は非常に少ないのでございます。しかし、少数ではありますけれども、不登校児童あるいは不登校生徒を抱えております。また、特登校といいまして、登校はするけれども、教室には行けない。いわゆる保健室とか校長室に登校するという児童生徒もございます。こうした生徒の苦しみはもとより、家庭、学校の悩みには非常に深いものがございます。

さらにいじめにつきましては、現時点で学校で把握しているいじめ問題はありません。しかし、それぞれ子供たちのとらえ方によってはいじめと感じている例もあるかもしれません。また、いじめが発生する可能性のある状況は、今どこの学校にも存在すると言っても過言ではありません。

各学校では、不登校児童生徒を1人でもなくす、ゼロにする。さらには、いじめ発生の原因をなくしていく。このようなことを大きな目標にしまして、教育指導を鋭意努力しているところでございます。しかし、なかなか解決困難な状況もあることも確かでございます。それは、不登校やいじめの原因が非常に根深く、複雑であり、いろいろな原因が複合的になっているからでございます。

対策としましては、先程述べましたように、まずは心の教育の充実を図っていく。そしてまた、多様化した1人1人の子供たちの心に寄り添って支援できる教師の資質向上をいかに図っていくか。これが重要な課題でございます。さらに専門家等の教育相談等を活用しまして、専門的な視点から問題の所在を明らかにしていく。こういったこともこれから有効であると考え、実施してまいりたいと考えております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 不登校については、確かに当町には前回もさほどない、本当に数例であったということなんですが、過日、9月1日ですか、藤枝の中学の自殺した生徒の原因を調べたところが、死に直接つながる原因はなかったということなんですが、これはほかのいろいろな原因があったと思います。家庭的な問題だとか何かあると思いますが、しかし調査委員会が最終報告として提言したのは、要するに心の教育をもっと充実していこうということが結論であったと思います。

不登校の問題については、これからやはり日本だけの問題ではなくアメリカでも、きょうの新聞ですが、ミシガン州のデトロイトでは18万人のうちの3分の1の6万3,000人が不登校だ、これは大変な問題だということで、通わせない親に対する厳罰、これは禁固刑でやつていくと新聞に載っていましたので、やはり日本だけではなく、これはひとの国だから日本は関係ないのですが、やはり日本でもそういうものがなってくると、やはり深刻になってくるわけです。これは18万人の小中高の中で3分の1の6万3,000人が不登校だということです。これは大変な問題なので、日本はそんなことはないと思いますが、こういうことの原因は何であるか。先ほど言った家庭的な問題、学校の問題、家庭の問題が一番大きいと思いますが、家庭不和の問題だとかいろいろな問題があって、次は学校の授業の問題もいろいろあると思いますが、やはりこうならないように、これは要するにアメリカでのこと、親に罰金を課して非常識に刑務所に送り出すという法律をつくっていることなんです。

そういうことの中で、今後もやはりいじめなどについて明らかなものは出てこないと思いますが、やはりあったら隠さず、神奈川県警ではないですけれども、内部にあったことを隠すという習慣が出てきては困るので、学校の方も、あったことはとりあえず積極的に出してもらって、それに積極的に取り組まなければ、いじめなどが根底にありますと大変な問題が起きると思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に1点。これはきのうやきょうの問題ではないですが、最近学校選択制の問題がとやかくちょろちょろと話が出ているわけですが、この学校選択制については、文部省から一昨

年通学区域の弾力化とかが契機となって、紀伊半島の三重県の紀宝町ですか、これが昨年全国で初めて導入した。品川区または岐阜県の穂積町でも来年4月より実施し、日野市でも13年から実施するということで、全国で少ないので、この件について藤沢市のある先生が、学校選択制についての利点として、これまで子供と合わない学校や教師に当たったら、子供と親が泣き寝入りする。だから学校選択制は、これを避けるために選択する権利があるのでいい方法でないかという肯定的なこともあれば、その反面学校選択制が子供に競争を強いることだということで、反論があるのですが、競争を強いられるのは子供ではなく教師であって、市場原理が健全に働く中でこそ教師は生き残りをかけて特色づくりを進めなければならないと、さきの前回も述べましたが、やはりそういう肯定的なものがこれから全国に広がっていくと思うのですが、この問題については、まだまだ当町においての取り組みはずっと先のことだと思うんですが、こういうものを視野に入れて、先生のこの選択制について、これから10年先のことか5年先のことになるかわかりませんが、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（益田弘文君） 今の問題のご答弁の前に、先ほどの不登校の問題ですけれども、12月1日現在、本町におきまして2週間以上連続をして欠席している生徒を不登校というふうなことで扱っておりますけれども、これが小学校に1名、中学校に1名。それから特登校といいまして、保健室等に登校する生徒が中学校に2名という現状でございます。非常に少ない割合ということで、その数字が確かな数字でございます。

次に、学校の選択制についてのご質問でございますけれども、これはいわゆる公立の小中学校の通学区の弾力化というふうに言われておる問題でございますけれども、これにつきましては、平成9年度に文部省より通学区域制度の弾力的運用についてという通知が出されたのがこの問題の始まりでございます。その考え方につきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。

従来公立の小中学校では、学校教育施行令によりまして市町村教育委員会が就学すべき学校を指定しております。この原則は現在でも変わりません。しかし、児童生徒の具体的な事情に即しまして、相当と認められる理由があるときには、保護者の申し出によりまして当該教育委員会がこれを認めることができるようになります。理由の中には地理的な条件というものがあります。さらには身体的な理由、さらにはいじめの対応なども含まれております。

こういったことでございますが、本町教育委員会では南伊豆町立小中学校児童生徒の通学

する学校指定規則第3条の規定によりまして、特別な事情がある場合は保護者の申し出によりまして指定校の変更を許可しており、いわゆる弾力的運用というふうな趣旨は一応基本的には本町でも生かされているという考え方をとっております。

ちなみに東京都品川区で実施されようとしている学校選択制は、区内の小学校40校を4ブロックに分けまして、1つのブロックの中から学校を保護者、児童が自由に選べる制度であるというふうに聞いております。これはかなり大胆な変更でございまして、私たちとしては、これはその地域ならではの改革だというふうに現在は受けとめておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） ありがとうございました。

次に、手石田尻和田原の休耕地についてお伺いいたします。

やはりこの件については9月の産業土木委員会において私が質問しておりますので、要旨だけをお伺いするわけでございますが、行政報告の中にもありましたとおり、過日の移動知事室の中でも、町長の地元の弓ヶ浜の人から耕地整理の問題について質問がありました。知事は、私はその現場を見ていないが、やはり15ヘクタールというそれだけの広大な土地を放任しておくのはもったいない。これから町に積極的に働きかけていい方法で進めていきたいという答弁をしたと思います。

耕地整理の問題については、町長も選挙公約の中で公約の1つとして掲げていたと私は思いますので、その実現のためにこれから行政主体で積極的に進めていってほしい。それについてはどのような構想があるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 初めに、手石田尻和田原の件ですけれども、休耕に至った経過であります。兼業農家への増大が大幅に進む中、若い就業者の減少、高齢化、農地の低利用等により荒廃が目立ち始めました。平成8年においては十数名程度の水稻作付け者となり、このような状況下により、水稻栽培の根元である水揚げ維持管理、人件費等必要経費が数少ないため、水稻栽培者への負担の割高によって耐えられない。また、塩水が入る等について、全面積において休耕になりました。そして現在の面積は、登記簿上の圃場面積でございますけれども、約16町歩、地権者が157名と聞いております。

先ほど、町長選挙公約と言いましたけれども、私もある地区でいつも田んぼを見て育った

人間でございます。これをそのままにしていては何か先祖に申し訳ないなということで、街頭でもぶったつもりです。

過日、12月12日でございますけれども、手石公会堂において、地権者約70名が集まつていただき、第1回の会合とはいきませんけれども、これは所有者の同意がなければできないというのが原則であります。そして、今までと違つて、ともかく手石、湊の代表者だけでも決めましょうということの目的で開かせていただきました。これから、その地区の代表者がどういうふうにしたらいいのか役場と協議しつつやるのではないか。そして方針が決まったならば、私も外交官として国・県へ本当に一生懸命努力するつもりであります。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 今、町長の答弁でございますが、やはり耕地整備組合ですか、あの組合の中でいろいろ意見を出せと言っても、これはうまくいくというより、ごちゃごちゃしてしまって、いろいろの面も出ると思うんです。これは大変なことだと思うんです。

だから、私の言いたいのはやはり町主導の中で、要するに町としては、まず第1位として圃場整備でいきたいのか、都市計画でいきたいのか、もう1つはどういう形でいくというひとつつの案を出していかなければ、ただ地権者だけの中の話し合いだと混乱してしまつていろいろな問題が出て、例えば減歩の問題にしても、やはり圃場整備の場合が20%の減歩、土地計画の場合が40%、60%の減歩ですよということであると、概略的に言うと、では半分も犠牲にしてまでもそんなものをつくらなくてもいいという意見の人もあるでしょう。

また、私の心配するのは、あの田尻和田原の中において要するに道路が入れないわけです。車が入れないわけです。人間は入れない。人間が歩く程度のものはあるかも知れないけれども、まず今の車社会の中において、車が入らなければ土地はもう死に地と一緒になんです。そのため私の心配するのは、あの中に道路を造ったらどうかと。道路をつくることが先決だと思うんです。それについて、今の問題の中で減歩がありますよということの中で、周りの者は俺は道路があるんだからそんなものは関係ないからいらないということも出てくるでしょう。周りの者がぜひ必要だから減歩はしても賛成するという、いろいろな意見が出てくるので統一されないと思うんです。いろいろな意見がごちゃごちゃして。

だから、町主導でもって構想を、町ではこれとこれとこれだけれども、これについてどうかというものをこちらから持ちかけないと結論がつかないと思うんです。このために構想的なものを、やはり行政から出すべきではないかなということを感じているわけなんです。

それに関連して、この件については1年や2年でできる問題ではありませんで、当然地権者の100%の同意ができなければ全て何もできませんが、やはり10年先、5年先になるかわからないですが、まず現状を見ればわかるとおり、アワダチ草ですか、あの黄色い人間にもよくないものがばかばか生えているので、平成7年の12月議会だと思うんですが、私が民有空地の環境保全について質問したことがあるんです。

これはどういうことかというと、雑草等の除去に関する条例の制定についてどうかということなんですが、これは全然進んでいないのですが、やはり手石和田原地区だけの問題ではなく、要するに全町的に、ああいうものががさがさ生えているわけです。それはやはり観光立町として本当に望ましくないわけです。

だから、こういう、まずはそれができるまでは、やはり自分の土地は自分で管理するよう地権者にPRするとか、条例をつくればが一番いいんですが、条例ができないのであれば、やはり自分の土地は自分で管理するようなものに持っていくことがまず先決だと思うんです。つくる前に。あれが整地されてきちっとなっていればあんなに見にくくないわけです。そういう点で、こういう条例をどうかということで提案したのが平成7年12月。私の初議会の次ですが、これを提案したわけなんですが、この辺についても考えてもらいたいということ。答弁は結構です。

それと、それに関連して第2点ですが、耕地線道路の改修ですが、これもやはり私は9月の委員会で質問したわけですが、あの道路が、町長も通ってみればわかるとおり、自動車の運転も実に危険であるわけです。でこぼこしてしまって、もう舗装がとれたり、ものすごく破損しているわけです。当然バイク、自転車等についてはものすごく危険であることはわかっているので、過日も質問したとおり、三、四年前に湊の老人があそこを通りながら風におられて側溝に落ちて亡くなったという例があるわけです。それで、そのときに、私だったらどうしたかわからないでけれども、その人が、要するに町道の管理者というのが町長なんですね。それが裁判ざたにならなくて、責任は逃れたわけですが、今後あの問題が再び起きても不思議ではないくらいの道路なんです。その道路の補修についてどう考えているのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本当に難しい質問だと思います。というのは、先程述べましたけれども、耕地整理は石井議員が言ったように、道路の周りの人はいいよという、そういう考えがもし先行された場合は中央の道路だけなおしていいのかどうかという、いろいろありますも

ので、これについては皆さんとの話し合いのもとで、ともかく町が道路の舗装とかそういう面でやるのは簡単なんですけれども、ただそれだけやって済むかどうかという問題ではない、湊、手石、せっかく組合をつくっていこうという段階になりましたもので、その方々の意見も尊重しつつ、この間の湊の代表者からするならば、ともかく1月に入ったら動きましょうよということをいただいておりますから、そういう方の意見も尊重しつつ、前向きにすべきではないか。今すぐ私がどうのということよりも、湊地区、手石地区の代表者とともに話しながら、前向きに検討していきたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 町長、今の耕地線の補修の件について。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） すぐ改修にかかるということは考えておりません。

ともかく皆さんのある意味では総意を見ながら、何をともかくやるべきかということはあると思うんです。ですから、いきなり幹線道路だけやって、それでほかが賛成するかどうかということもありますもので、簡易な方法については考えるべきではないかなとは思っておりますけれども、それが恒久的な道路改良であれば、そこまでは考えておりません。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 今耕地線のあれとは関係ないわけです。現在通っている道路なので。忠兵衛のところからあそこを通っている道路だから、その改修についてはどう考えているか。これはもう切り離していいわけです。和田原と田尻の問題等について、関連することなら難しい問題で、あの道路は現に既成の道路だから、その道路についての改修についてはどう考えていくのか、まずそれを聞きたいんです。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 専門的なことがありますので、建設課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えいたします。

今の耕地線の件につきましては、議員の言われているように、確かに荒れていますが、町長が言われたとおりの耕地整備組合の中に耕地線が一部として入っております。それが町

道の1路線として認定されているわけなんですが、町道隣接の地権者の方に対しまして、全体の総意の中で事業を始めるよということになりますと、道路がもう直っておれば全体の事業に対して同意しない恐れもあると考えられる。そうとばかりは言い切れない面もありますけれども、そういうたった恐れもあるということの中で、町長の言わされたとおり、12月12日に耕地整備地の有効利用対策を検討するということで動いております。その辺を踏まえた上で、代表者あるいは地権者の総意を踏まえた方法を見ながら、耕地線も早急に改修できるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 要するに、あの耕地線の中には地権者のあれも一部入っているというわけですか。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えします。

耕地整理の隣地が当然のこととして地権者があるわけです。そうすると、道路を中心に入れると、先ほど言われましたように道路の拡幅なり、あるいは道路隣接でない地権者が奥にもおられるわけです。事業を進める上においては、圃場整備にいたしましても区画整理にいたしましても、全体事業の中で、河川を含め、道路を含め、検討対象になると思うんです。そういう中で、現在道路、水路に隣接する所有者がいますですから、全体の仕事に対して自分の場所は道路ができる改良されたからいいよという可能性、恐れもあるよということが危惧されます。そういう意味での前向きな検討、そんな意味の総意と調整をとりながらの検討という意味でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） いろいろ難しい問題があると思いますが、一応これから、先ほど言ったとおり、行政主導でこの耕地整備の問題については、いい方向で進めていきたいと思います。

時間が来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

（午前10時45分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前10時55分）

◇ 横嶋 隆二君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは始めます。私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

最初に、前議会以降の情勢ですが、自民・自由・公明、いわゆる自自公政権の成立に伴って、この間強硬な政治が行われてきました。そうした中で、商工ローンに見られる金融行政のゆがみ、警察行政の腐敗が浮き彫りになる一方、補正予算の問題では、国民が長引く不況で苦しんでいるにもかかわらず、相変わらず公共事業積み増しの予算が成立するなど、今日の国民が苦しんでいる状況を開拓する方向が見えない。こういう状態が続いている。これに對して強い怒りを表明するものであります。

私は、こうした政治のもとで南伊豆町の住民の皆さんは、町を歩いていると、本当にこの年の瀬を迎えて、厳しい、来年に対する見通しもない、こういう切実な声を背負ってまいりました。今回の質問は、ごみ問題と介護保険、そして新世紀創造祭にかかるまちづくり、そして土地利用と水資源の保全について質問をいたしますが、ぜひ住民の立場に立っての答弁をお願いしたいと思います。

それでは、最初のごみ問題の課題と解決の展望についてであります。

この質問の要旨は、今ごみ問題、この議会でも質問が行われていますが、町の取り組み、今までの体制からの継続の問題でどういう取り組みがされているのか。そして、繰り返し聞きますけれども、その今の問題について踏み込んで、どこに問題があるとしているのか。そして、県や国の指導とのかかわりで町の独自の方針をどういうふうに考えているのかという点について、明らかにしていきたいと思います。

まずもって、先ほどのごみの減量、容器包装リサイクル法に基づく対応の基本認識の中で、容器包装リサイクル法そのものは強制法ではなく、あくまで努力であるという答弁が町長からもされました。

そこで、私は質問するわけですが、まず第1に質問するのは、町長がごみ問題に関して重大な関心を寄せているということは就任時間もなくからも耳にしておりますけれども、現時点での認識。これは99年9月22日の静岡新聞の報道で、県内の容器包装リサイクルでの第1

期計画を策定した市町村の数が53市町村、そして現在では第2期計画、来年度から分別対象が10品目になるということで、この計画を決めたのは68市町村。これは人口比率で言うと、静岡県内での98%の人口を擁する自治体が計画を決めているんです。

こうした点から見た場合に、やはりごみ問題に対する取り組みの姿勢が根本から問われなければならないというふうに思うんです。もちろん就任まだ1年弱でありますけれども、前体制の流れという問題がありますけれども、この点で、まず質問の具体的な内容に入る前に、町長は平成7年8月に南伊豆町が設定した一般廃棄物処理基本計画と、現在県とともに進められているごみ処理広域計画、南伊豆圏域の指針、区域の設定と問題、これは町長就任1ヶ月後の3月26日に市町村の議決でもってやられている。これに関しては認識をされているのか。ます、その点に関してだけお答えください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 3月26日の分については認識しております。厚生省の指導によるということで、認識はしております。

○12番（横嶋隆二君） これは。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 済みませんが、ちょっと不勉強でした。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 菊池町長のときにも容器包装リサイクル法を含めて数度質問しましたけれども、この容器包装に対して強制でないということで見送りをされてきた。それで、ごみ問題に関しては、これまでの99年度の予算要求でもそうですし、今回も一般質問は12月7日に提出してあるんです。これと町長のごみ問題の認識の重要性を言葉にする意味から考えれば、ちょっとがっかりする。質問をいろいろ用意してきて考えていて、これからしゃべりますけれども、かみ合った答弁をする上で欠かせないんです。改めてこの問題に関して、まずもって厚生省を含めて静岡県、そしてこの方針を深く受けとめて進めてほしい。

容器包装リサイクル法がごみ問題の非常に深刻な問題から発生しながら、強制ではないからと言って計画も立てないでやっているところというのは、全国でもほとんどないんです。県内でもここだけ、人口比率わずか2%の、賀茂郡下の中でも東伊豆、河津、南伊豆、西伊豆、賀茂村だけなんです。こうした点から、一刻も早くこの姿勢を改めて、さまざまな資料を取り寄せて、私が持っているものに関してはすべてコピーをして後で渡しますけれども、

ぜひこれを精査してほしい。

それで、今分別収集の問題にしても、非常に滞りがある。一方では、住民に対して啓蒙しなければならないということが答弁されておりますが、まずこれまでの行政の流れということもありますから、南伊豆町が制定した基本計画の冒頭でどういうことを言っているかということを紹介しますけれども、町はこれまでのような焼却や埋立処分を中心としたごみ処理に対する姿勢を改めて、自然や資源保護の立場から、ごみの有効利用に重点を置いたごみ処理を推進する。そして、その後には、観光立町としての点から、町は全国有数の観光地、伊豆半島の最南端にあり、観光客は100万人を超えている。こうした観光客が排出するごみを町で処分していることから、観光客も本計画書に定める施策に対し協力する義務を負うものとするということまで述べているんです。

ところが、現状は、全国でほとんどの自治体が計画を制定して、第1期計画を進めて、今第2期計画はさらにその自治対数よりも多い数が進められている。こういう中で、町にやってくる観光客から聞く声は、首都圏から来るお客様も多いわけですけれども、南伊豆町はペットボトルもビニール類もプラスチック類も一緒に燃やすのですかと。分別して持ってきて、そういうことを逆に観光客から言われるんです。それほど南伊豆町のやっている実態というのは、瓶の処理等々をやっていることを言わされましたけれども、およそ今の趨勢には非常に遅れている。

なぜそこが遅れているかという問題なんですが、1つは町の取り組む自覚的、南伊豆町のごみの問題の自治に対する認識の非常な希薄さと同時に、この問題の発生の時点で、一方で広域化の計画が推進をされる。これは厚生省を主導にして県でも、町長これは平成9年11月17日に清掃審議会で配られた資料なんです。その時点から容器包装リサイクル法の問題とともに、ごみ処理の問題で一方では広域処理の考え方に入っている。

町長がことしの3月に議決して盛った中身は、まさにこの路線に沿った内容なんです。これは非常に重大な問題を含んでいるんです。というのも、来年から町長はごみ問題を本格的にやるということは言われていますけれども、また第4次総合計画を出発させる予定でいるようですが、計画そのものを立てる上でかなり精査する時間が必要なんです。一方でこの広域圏の議決は、広域化の目安である焼却施設の規模を処理能力日量100トン以上確保することが主眼なんです。町長よろしいですか。これは、今の分別収集の問題から法制化された容器包装リサイクル法と、まさに現時点で逆行するということが明々白々になっている。

この広域圏処理の進め方、考え方に出てくる予想されるごみの量の問題、これはちょっと見にくいでデータで出ているんですけども、一方で賀茂郡下の統計書を見ますと、下田はこ

こに入っていますけれども、賀茂郡下の6町村で出ている可燃物、いわゆる焼却処分をしている量は日量この時点では78トンしかないです。下田を含めても 100トンそこそこ。これは平成3年ですから、容器包装リサイクル法の分別収集の実績も上がっていない時点での量なんです。わかりますか。

そうすると、今容器包装リサイクル法に基づいて多くの町村が分別回収を進めていくと、ごみは減っていくんです。これは可燃物ではなくても、南伊豆町でも、先ほどのやりとりにもありましたけれども、平成9年から瓶の分別を委託をしてやっている。そうすると、埋め立て、再利用の処分量が大幅に逆転してくるんです。平成9年での埋め立て処分の量は年間251トン、再利用は738トン。これが10年度は埋め立て処分が116トン、再利用が964トン。これで処分の形態が変わる。そして最終処分場の若干の延命もできているということなんですが、同時に焼却のごみが時を経ればどんどん一直線に右肩上がりにふえていくかというと、必ずしもそうではないということがデータで明らかになるんです。

南伊豆町の平成10年度では、去年より年間300トン強多くて3,900トンになっていますけれども、過去の52年からのデータを見ても、3,000トン台というのは平成3年からで、それ以前は景気の動向もあるでしょうけれども、焼却は年間4,000トンを超えてるんです。これは埋め立て処分をするガラス瓶、缶類等々、いわゆる平易な形の分別収集だけの問題です。ところが、こうした点で、これを本格的に再利用、そして今のダイオキシンの問題と絡めて分別収集をしてくるとごみの量は減ってくる。理解できますでしょうか。そうすると、町長が議決したこの事態が現状と合わなくなる。

もう少し問い合わせますけれども、どうしてこういうことが起きてきたのか。これはここ数年にわざとクローズアップしてきたダイオキシンの問題で、ちょうど2年前くらいのときは、このダイオキシンの発生を抑制するために大規模焼却炉方式をとるしかない。これが至上命題のように言われて、厚生省主導でなされてきた。これがもう2年もたたないうちに破綻するんです。県も地球温暖化防止の対策から2002年までにごみの排出量を20%削減する。すると、この広域処理の計画というのは全くむだな問題となるんです。わかりますか。

そういう点から見て、これから勉強することなので、改めて決意を聞くしかないんです。本格的に材料を集めて、容器包装リサイクル、これは若干の矛盾もあるんです。国が怠慢していることもありますけれども、この計画を町独自で、町の自治義務として、これを自区内処理で進めていく。

もちろんこれまでのやりとりの中で、ペットボトルの回収やプラスチック類の回収、ストックヤードの問題では、場所の問題も含めて問題点が出てくると思うんです。それを変えて、

解決していくのがまさに広域化の問題で、焼却ありきということではないという、この問題に関して、既にこれを回避することはできないのでしょうかけれども、回避する方向で検討を、町での分別収集の基本方向を直ちに進めると、この点に関して答弁をいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 広域化については、私は基本的に、3月26日町長に就任したばかりということで、直感的に感じたことは、広域になれば南伊豆が楽になるかなという安易な考え方で、ある意味では賛成したのも事実でございます。そういうことで、これから勉強して、そして皆さんのために、本当にごみイコール観光ということは、私も地区懇談会で話してきました。その責任もありますから、前向きな検討をこれからも進めなければいけないのではないかと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 大事なことなので本当はやりとりしたいのですけれども、ここを町長ぜひ、この問題では厚生省がダイオキシン対策の問題で広域化の問題をいち早く打ち出したのだけれども、実際にはもうことしの3月に、厚生省の水道環境部長が、今までダイオキシン対策ということで大型をつくるように言ってきたけれども、改修の時期にさしかかってこれでつくってしまったところもあるんですけれども、100トン以上というのはごみの減量と矛盾するというのでやめますというふうに言っているんです。国会の正式な公所で言っているんです。この点は厚生省に聞けばわかりますから。こういうダイオキシン対策の指針や何かからにも書いてありますから、ダイオキシンの一点でこれを決めたけれども、容器包装リサイクルやすべての今までの法体系から考えて、これは矛盾するということがわかったんです。

それを静岡県に倣って広域指導でやって、鵜呑みにしていてはだめだということで、恐らく県の関係者も見るでしょうから、これをやめて、自分の頭で容器包装リサイクルの問題、ごみ処理をどうしていくか、そしてやはりストックヤード確保の問題では、これを進めることを県に予算要請をしてストックヤードをつくる。その先の問題としては、この容器包装リサイクル法の全国の課題でもそうなんですかけれども、事業者責任と再利用する際の受け皿、この点で国に対する責任を迫っていく。

住民の皆さんの方が分別収集に関しての認識は高まっています。遅れているのはむしろ行

政の方なんです。そこを重々認識をしてこの方向をとって、県の方針に対しても改善する。そうすればごみの発生抑制と、焼却を極力抑えていく。

これは町長、今の課題ですけれども、厚生省だけではなくて関連省庁の問題で、これまで予算要求でも提案しましたけれども、生ごみの有効活用、再利用も提案して、11年度の予算でもキッチンリサイクラーとかコンポスターの予算をつけられているんですけれども、それで回収できない問題や、あるいは剪定の枝など木材の残さなど、今有機生ごみ、単に家庭からだけ出るものではなくて、事業系の有機物を活用して循環利用させるという方向が、何と政府の縦割りの矛盾ですけれども、農林水産省、環境庁で進められて、きちんと協議会ができているんです。指針も出ているんです。こうした方向で出てきているのが、生ごみから今そういうプランの1つで、汚泥の商品開発に最低四、五年でできるだろうということなんですけれども、生ごみから電気ができる燃料電池の問題。

まさに21世紀、新しい世紀を目指して南伊豆町も第4次総合計画をつくっていくわけですけれども、こうしたものが商品化できれば、これは自治体が導入も検討して、生ごみを減らす、そしてダイオキシンの発生もとになる塩ビ類の製造を、もちろん中止できればいいのですけれども、これを回収して燃やさない取り組みをしていく。そうすれば、この広域化の問題どころかごみを大幅に減らしていく。南伊豆町でも公共下水道の汚泥の発生は非常に微量だということなんですが、集落排水でやっているところの汚泥も資源循環利用にこれができていく。

こういう方向が今、政府の一部機関を含めた時代の趨勢になっているんです。こういうことも今後の10年の計画の中に含めるという点では、今まさに町長も含めて認識をして、進めていただきたいというふうに思うわけでありますが、改めてこうした方向を検討して、審議会が来年3月ぐらいに予定されているということですが、年内中は非常に難しいと思いますけれども、今るる述べたことをぜひ参考に、参考というか、これは私の独断、偏見ではなくて言っているわけで、時代の趨勢なので、また住民の方の意識ある方、ほとんどの方はそうです。今民宿でも石けんを使わないで、毛糸で編んだたわしを配るとかそういう取り組みをしているんです。こうした住民の声にもこたえる意味でも、清掃審議会なりのデータを集め検討して、担当に検討させて、審議会を早く開いて先進事例を研究する、そのことの答弁をいただいて、この問題を終わらうと思いますが、町長もう一度お願ひします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） わかりました。できるだけ努力いたします。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 最大限度力を以て、広域化の問題は予算の点から言ってもむだな行政を進めるべきではないということで、県に対しても意見を述べていく決意ですけれども、ぜひこの点を踏襲して進めていただきたいと思います。

次に、介護保険の問題です。

介護保険の問題では、認定漏れの対策と保険料の減免制度についての項目を述べております。これは、行政報告でもされていますけれども、依然として介護保険の問題は時間が進めば進むほど、大変だということは住民の皆さんからの声からも寄せられています。政府が特別対策として保険料の徴収を延期、軽減をするということが発表されましたけれども、しかしこれは先延ばしにするということだけあって、実際にはその時点になれば取られるということで、不安が広がっているんです。

町の中を歩いていて寄せられた声では、本当にこの不況の中で一家の大黒柱の収入が減っている。自分も本当に少ない年金でやっているんだけれども、保険料もそうだし利用料も取られたらどうやっていいんだという声が出てくる。また、事業主の方でも、こんなもの払っていられるか。この不況の中で収入が大幅に減っている。こういう声が寄せられているんです。これに対しての町の努力を求めるふうに思います。

行政報告で介護認定漏れ、自立と判定された方に在宅高齢者保健福祉推進支援事業実施要綱によるサービスをもうろろ進めるということを協議、検討中であるということありますけれども、これまで毎回の議会で介護保険の問題、保険対象外のサービスについて検討中であるということをずっと述べられていました。そこで、ぜひこの検討中の問題を一步進めて、財源の問題からでも精査を直ちにしていくべきではないか。

これは9月の議会でもたしか提案したと思いますけれども、11年度の試算。私が当時述べた問題での11年度予算に照らしての老人福祉の措置費が約1億7,800万円。この町の負担分が25%で4,450万円。介護保険が導入されてこれが回避される分を引くと、約2,200万円弱が独自財源として出てくる。介護の認定漏れがあっても、従来のサービスをきちんとこの点から進めていく。これは、特別対策の中で介護予防生活支援対策予算が出ています。これを活用して拡充できると思いますが、この点について決断をすべきだ。

特に、行政報告で配食サービスの問題が言わわれていますけれども、従来から行われていた配食サービスの回数を増やすということと、これまで賀茂老人ホームを中心にしてその周辺と、あとは年に数回か、農協にもお願いして町を巡回するということが行われましたけれ

ども、介護保険が実施されると同時に、これを全町を視野に入れて進めるべきではないかと  
いうことを提案するわけですが、この点について答弁をお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 質問の、介護認定漏れ、現にサービスを受けている第2号被保険者で、  
体に障害者等の処分については、今言われましたように、行政報告である程度のことは述べ  
てあります。詳細については福祉課長に答弁させますのでよろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） それでは、お答えいたします。

先ほど質問にありました配食サービス等々につきましても、今現在梓友会の方にお願いし  
てございます。ただ、梓友会の方もまだ現在の段階では開業しておりませんものですから、  
仕事の量的なものがまだつかめていないということで、検討させていただきたいということで  
回答をいただいております。

あと、町長の行政報告にありましたとおり、この要綱に従いましてこういうサービスをや  
りたいということで、今検討しております。中には、ここにありますけれども、介護漏れの  
方等々がありますと、現にサービスを受けておられる等々の方がいらっしゃいます。それに  
つきましては、こういう訪問介護、訪問入浴等を社会福祉協議会にお願いしようかなという  
ことで、一応社会福祉協議会の方にも話をしています。社会福祉協議会の方も逆にぜひや  
らせいただきたいという返事をいただいております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） この点で、配食サービス等々、関係機関と検討をしながらも、町の  
方向としてこれをやるという姿勢を全町に行き渡らせるという姿勢を明確にして、南伊豆町  
は広いですから、地域によって格差のない取り組みをぜひすべきであるという点を強調した  
いと思うんです。

もう1つは、ホームヘルプサービスで、訪問介護や入浴もやるということで、これは結構  
なんですかけれども、ホームヘルプサービスの点で、行政報告ではほかの介護保険施設に委託  
するということがありました。この南伊豆では民間事業者の参入も考えられるところであり  
ますけれども、この点にした場合に、ホームヘルプサービスがもう現状では24時間サービ  
スは当たり前ということで事業者も表明しているわけです。もちろん土・日・祭日の対応は

言うまでもないということなんですが、こうした点が、果たして社会福祉協議会では現状ではどういうふうに対応が検討されているのか。この点についてお答えしていただけますか。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） それでは、お答えいたします。

社会福祉協議会のホームヘルプサービスにつきましては、やはり土曜日、日曜日は現体制では無理だと言っております。時間につきましては、先ほどおっしゃったように民間の事業者は24時間対応しますですから、社会福祉協議会もいかがですかという話をしてあります。その段階では、やはり人的な、マンパワーの確保の関係で24時間は無理と。ですから現状の8時15分から5時までということですけれども、おととしだったでしょうか、若干延長ということで、夜7時までは受けますよということで、現在進んでおります。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） この点は、やはり社会福祉協議会の取り組みにもよるでしょうけれども、これまでも介護保険の問題のときにも言いましたように、協議会の理事者は公的機関の代表が入っているわけです。それで、まずもって認定漏れも含めて保険料を取られる方がすべて差別なく、今のサービスから落ちないというよりはこれを当たり前の水準に上げていくという点では、認識も取り組みも改めて考えていくということが求められると思うんです。

民間が24時間サービスをして、社協が土・日・祭日は休みだということでやっていれば、当然本来の役割が果たせなくなる。ボランティアの活用も含めてこれを進めている自治体の例はこれまでも町長にも紹介していますけれども、こうした点をぜひ、これは今後そういう方向をとっていくように、マンパワーの確保も含めて指導を進めていただきたいというふうに考えます。

もう1つの問題である保険利用料の減免制度についてであります。

町長、これは町だけの対応ではもちろんできるものではないというふうに私も思います。先程述べたように、国が特別対策で保険料の徴収を先送りさせるということを決めていますけれども、その後の問題もあります。一方では、利用料に関しては3%等々かかるてくる。今までの質問のときにもありましたように、このホームヘルプサービスを受けている方の8割近くが現在無料でサービスを受けているんです。こういう点から考えれば、それでもお金を出して、サービスを受けるかわりに負担が増えていく。この点で、改めて減免制度の創設

が必要であるし、この点の町の考え方と国に対してこれまで意見を述べてきているのか。

全国ではこの保険料の問題は、国保との比較で、国保の保険料の比率、年額1万1,000円から南伊豆町の場合は52万円の限度額の開きと、介護保険の基準額での開きの格差の問題から、保険料設定の問題を、低所得者の負担を軽減するということを決めている自治体もあるんです。

こうした点は住民の皆さん、高齢者との懇談の中でも声が出ているかと思うんですが、それに対してどういう方向で取り組んでいこうとするのか。これまでも賀茂郡下のほかの町村の例に倣ってということがありましたけれども、町長自身ではどういうふうに考えておられるか、対策も含めてお答えしていただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 今のところ、前の答弁のとおり、賀茂郡下足並みを揃えてということで、基本的にはやりたいと思います。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ちょっとこれは非常に無責任な答弁だと思うんです。岩田町長は就任のときに原点にかかる市政ということを言われましたけれども、この点で、やはり一地方自治体の長は住民の声を背にして、賀茂郡の動向を見るまでもなく、県や国にこの実態に照らして意見を述べていく。制度改正を述べていく。これは全国の自治体でもやっていることですから、この点をやはり公約に述べた姿勢に基づいて進めていくという点が一番大事なことではないかというふうに思います。これはまた同じになるでしょうから、こうした点で、ぜひ検討をしていただきたいという点を述べておきます。

これは行政報告で述べられた、認定審査の結果が出た方々の現状の推進と負担の問題を、これも質問したけれども、この点では資料がまだ出ていないんですね。こうした点も含めて、受けられる方、認定された方も含めて、現在サービスを受けている方の状態も含めて、負担の問題を親身になって、1人でも負担に困窮する人がいれば、この対策をきちんと検討していくということを肝に銘じてほしい。このことを申し述べて、次の質問に移ります。

次は、新世紀創造祭とまちづくりについてであります。

これは、来年、実際には12月31日から1年間、新世紀創造祭が取り組されます。この取り組みを通じて、町はその後の地域振興、まちづくりに、この新世紀創造祭の取り組みをどう生かしていくとするのか。これは担当の部署は本当に努力していると思うんですが、担当

の部署を含めて、町長の見解をお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 町長就任のときに新世紀創造祭という言葉を聞きました。そして県から 6,000万円、その内訳は南伊豆町が 3,000万円ということを聞いたときに、再来年からどうするのかなというのが私が考えたところであります。お金をもらえば確かにいいものはできますけれども、それを 2 年、 3 年続ける場合どうしたものかということを考え、そして新世紀創造祭の委員会の中に、ぜひこの経済的事情も考えて継続性のあるものをできるだけ効率的にやってくださいということを私は述べております。そういうことで、お金があるからいいものとか……ですから、本当に南伊豆町のいいものを探したいなというのが私の基本的な考えです。この伊豆新世紀創造祭をやったからといってそれが継続されるかどうか。予算的な面で私は疑問があるのでないかなと考えております。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） お答えいたします。

まず、創造祭につきましては、この 12 月 31 日がオープニングということなんですけれども、あと 14 日余りとなっております。本町でも一応 5 本のイベントを計画しまして、事業費は先ほど町長が言われましたように、県の補助金を含めて 6,000 万円です。

県の指導につきましては、単発ではなく継続性のあるものというような中で、一応うちの方の 5 本のイベントは、とりあえず季節のイベントをリニューアルしてございます。ですから、継続性は次年度もあるのかなとは思っておりますが、ただ、県の補助は単年度のみということで、次年度は町単独になってきます。このような中で、町の考え方、財政事情を見た中でもって、やはり効果の高いものを中心今後継続の検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 新世紀創造祭は事業構成の上で、事業の基本的な考え方という資料を町長はごらんになったことがありますか。この中に、伊豆の基幹産業としての観光を中心に活性化を図るという趣旨と、目的には、伊豆の住民がこの事業を通じて事業参加という形で伊豆地方を改めて見直し、農林、水産、手工業をも含めた伊豆の産業の活性化を図るとともに、観光関連の民間、市町村、県の協力のもと、観光地伊豆を全国にアピールしていくということありますけれども、この点で、町長は町のよいものを見つけたいなという答弁を

いただきましたけれども、それではこうした目的に照らして、町の産業の問題に関してはどういうご認識や見解をお持ちであるか、その点をお聞かせいただけますか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） もう少し具体的に質問していただけますか。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 観光業を柱にした、この目的に言う農林、水産、手工業等々の現状と方向に関して見解をお持ちであれば。持っていないければ結構ですけれども、どういう見解や、あるいは現状に対する認識をお持ちであるか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私は、地区懇談会を通じて南伊豆町の将来像というものを観光立町ととらえております。それについては、この財政事情において住民参加の政治という中にも、観光立町を興すためにも住民に参加していただいて観光について考えようという流れを今つくるときではないかなと思います。今私が就任してまだ10ヶ月です。そしていきなり将来というよりも、今布石中ということにしてください。先日も役場の職員を踏まえて、将来についてはどうなるのかと、いろいろ職員を踏まえて観光立町についてどうあるべきかというのを検討中です。そして自然を生かした、南伊豆は海、山、川と本当にそろっていると言われておりますけれども、その中の何を一番生かしたら本当に将来生き延びることができるか。そういうことも今検討中で、私自身勉強中でございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） では、町の産業の実態ですけれども、これは今日本全国を長引く不況が襲っていて、これ自身にかかる問題が、観光には大きい問題があります。同時に、自分自身の足元を見直して発展方向を考えること。この新世紀創造祭の考え方自身も大事であります。

同時に、こうした点から、観光地と同時にその地域が本当に発展していくという点では、特に南伊豆町のまちづくりの点では、第1次産業、新世紀創造祭の取り組みも漁業、海を中心とした漁業関係の取り組み、そして菜の花、桜の問題では、農業関係もこれが非常に大事

になっているんです。こうした点と現状を見ますと、農業生産額が10年前から比べると出荷総額は10億円を切っているんです。生産人口も大幅に減っているんです。それと、漁業は平成2年の資料、10年前の資料では水揚げが7億5,000万円あったのが、10年度の資料は5億円を切っている。

観光の町でお客さんが望むのは、その地域でとれた食べ物、南伊豆では今イセエビ祭もやっています。景気の動向で今は非常に残念な状態が続いているけれども、やはりこの第1次産業を本当に見据えて基幹にしていく。これは国の政策で農業切り捨ての方向が進められている中で、非常に苦渋を味わう問題でありますけれども、ここにきちんと視野を当てていく。

特に、今問題なのは、この第1次産業をやっていく上でも、認定農業者の方でさえ、これは南伊豆町だけではなくて賀茂郡下で生産量が極端に落ち込んでいるために、非常に首都圏のあふれた商品が流れ込んできて、価格の下落を招いて、さらに一層生産意欲をなくすという事態まで来ている。こうした点は、いかに観光を基幹としても、こうした目的を定める点から見てゆゆしき事態だ。この点を肝に銘じて、今後の取り組みを始める中で、受け身ではなくて、関係者は本当に努力して進めているんですけども、町全体の発展方向を見据えて、そして10年計画を進めていくわけですけれども、この点で観光客のニーズ、そして産業者の要求を的確に捉えるプロジェクトチームをつくるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 貴重な意見をありがとうございます。私も今プロジェクトチームというより、役場の職員の教育から最初に初めて、それを拡大しようということを考えております。そして、南伊豆町が、今役場の職員の勉強会なんですけれども、これから10年後どうなるだろうか。それについて町がどういう対応をすべきか。例えば、観光客は今までどおりのお客さんが来てくれるかどうか。それを踏まえて勉強し、そしてそれに対応する行政をしなければいけないのでないかなということを考えております。

観光については、自然を生かす観光、10年後を見据えた観光ということで、一生懸命やっておりますけれども、まだ種をまく時期という、これは何回も繰り返しますけれども、一朝一夕にできるものではなくて、方向づけを決めるためには、流れをつくるためにはやはり布石というのが、碁でもそうではないでしょうか。そういうことで、今人を育て、そしてその人が活躍して初めて大きな流れになると私は考えていますので、この流れはすぐにできるとか、そういう問題ではないと私は考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 答弁は結構ですけれども、質問に的確に答えてほしいというか、確かに、この事業、町で3,000万円出すわけですよ。そういう点では、べらぼうな事業なんです。この個別の具体的な問題で、この取り組みの中からこの1年間を本当に注視しながら神経をとがらせて教訓を酌み出して、そして今後につなげていく。まさにそれは今後の種まきの1つではあるんだけれども、非常に大きな1年間だという認識で取り組みをしてほしいということなんです。

次に、若干短い時間しかないんですけれども、水道水源の保護条例の問題です。これはごみ問題のところで述べましたけれども、ことし9月にダイオキシン対策推進基本指針が改定されたんですけれども、これらのダイオキシン関連の対策問題では排水中に含まれるダイオキシン類についても排出削減対策が盛り込まれております。

これまで私は、ゴルフ場の建設に伴う対策、排出、排水、地下水の保全の問題から、何度かこの水道水源の保全のための条例、これは土地利用の指導要綱だけではなくて、こと水の保全の問題の側面からきちんと条例を設けてこれを対処すべきだということを提案しましたけれども、その間に、やはり水源上流の大規模森林伐採とか宅造宅地開発、あるいは産業廃棄物の最終処分場の処理の問題等々から、この問題はまだまだ解決の途上にあると思いますが、この点で水道水源を将来にわたって保全をしていく。町の水道給水人口の5割以上が16ある簡易水道施設に頼っているんです。ここでは、本当に上水道の上流もそうなんですけれども、この点で、この排水の基準、水質汚濁をさせない、こうした指針をきちんと設けるべきではないか。近隣の市町村や、あるいは全国でもこの動きは強まっていますが、この認識をお伺いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 水資源問題については、本当に大変な問題ではないかなと思います。

現に、伊浜地区の上にある天神とか、かなりそういう面で開発が進んでいるわけなんです。そして、私も現地を見てきましたけれども、今の3,000平米以内ということで法を逃れているのが現状でございます。それを踏まえて、将来的には、ある面ではそういう面も勉強し、そして地区のことを言うならば天神地区のそれを野放しにした場合だったら伊浜が一番影響があるのではないかということも、現地を見、そしてある意味で私も仕事が直感で躞れども、確認しております。

そういうことを踏まえて、将来にはそういう方向づけ、要するに法規制もある面ではやむを得ないのでないかなという認識は持っていますけれども、今の段階においてすぐに結論を出すまでには至っておりません。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 今、個別の地区の問題が出ましたけれども、宅地造成の問題はもとより、先ほどごみの問題でも出しましたけれども、飲料水の問題や、ここは特に観光地として海水浴場を直近に抱えるところとして、海水浴場とこの川というか、諸施設が近いところというのは本当にはないんです。そうした点から見た場合でも、検討をすぐに始める。単に宅造の規制ということではありません。

山の違法伐採の、その後植林をされていない問題も含めて、これをどうするかという問題は、長い将来ということではなくて、現時点での実態も調べて、これを緒につける。このことを私は今回の質問で主張したいのですが、改めてどうですか。緒につける。すぐにさまざまな実態を含めて、天神の例もあるんでしょうけれども、それ以外の町全体の簡易水道の水源地域を掌握して、産業廃棄物の問題も含めて対策を検討始めるべきだ。将来必要だということではなくて、どうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私としましては、今すぐ始めるとは答えられません。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ちょっと認識の度合いが残念なんですけれども、時代の趨勢というか、先ほどのダイオキシン対策の問題でも、現状では毛倉野の産業廃棄物の処分場の問題。これは汚水処理がされていない問題が存在しているんです。町長が就任する前に起こって、そして現在も続いている問題ありますけれども、こうした点も踏まえて、住民の健康を守る、水道法の第2条に基づいた、それと地方自治体の住民の福祉健康を守る、この点から、検討を始めることを再度強く述べまして、こうしたこれらのさまざまの面、提案を今年度中に町長は第4次総合計画に盛り込むということでありますけれども、反映をさせていただき、今後10年の将来展望に含めていただきたいということを強く要求して、私の一般質問を終わります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

（午前 11時55分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開します。

（午後 1時00分）

◇ 篠田国広君

○議長（大野良司君） 10番議員、篠田国広君の質問を許可します。

〔10番 篠田国広君登壇〕

○10番（篠田国広君） 通告に従い、みなみ桜と菜の花まつりについて質問いたします。

昨年6月の定例議会で、私は桜まつりの開催について要望をいたしました。前町長はその趣旨にご賛同いただき、400万円の予算措置と、町職員の派遣を約束していただきました。このことは町民にとって非常にうれしいことでありますし、また官民一体となったまちづくりが着実に進んでいると感じました。

そのように町当局の絶大な協力を得て、桜まつりはみなみ桜と菜の花まつりとして、本年2月10日から3月10日まで盛大に開催されました。期間中の来客数は約4万人強でした。また、河津の桜まつりは10年たったわけでございますけれども、ことしへ80万から100万人を动员したということでございます。第1回目の開催としては十分に評価できるイベントだったと思います。岩田町長もみなみ桜と菜の花まつりを大事にしていきたい、育てたいとおっしゃっております。このまつりに対するお考えを伺いたいと思います。確かに、岩田町長は現在下賀茂バイパスの中ほどにあります民有地にみずから土地を借り受け、駐車場、イベントの広場として使えるように交渉し、これも大変ありがたいことだと思います。

そこで、第2回目の開催は新世紀創造祭の一環として2,700万円の予算が計上され、実施されることが決まっております。2回目以上のイベントがこれからできるでしょうか。お伺いいたします。本年は県の新世紀創造祭の年でもあり、町当局も盛大にみなみ桜と菜の花まつりに協力してくれるものと思います。町を挙げての恒久的なまつりにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。そこで、平成13年第3回のみなみ桜と菜の花まつりでございますが、12年度の予算構成時期を迎える、町長はどのような予算措置をするか、お考えをお聞かせください。また、各市町村では各課の町職員が新世紀創造祭に参加しているとのことですが、町当局はどのような考え方をしているのでしょうか。

町長がよくおっしゃいます観光立町である町当局としては、第1回、第2回以上に3回目の予算措置をして、みなみ桜と菜の花まつりを盛大にしていただきたいと思います。全国的な不振の中、少しでも地域の活性化への努力は必要だと思います。ぜひ当局の人的な面、そして資金的な面での協力を願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） ご承知のとおり、平成12年は民間活力を生かした地域づくり、伊豆新世紀創造祭が開催され、本町でも5本の大イベントに取り組んでおります。その中の最初のイベントとして、みなみ桜と菜の花まつりが平成12年2月5日から3月10日間で実施されます。その後花と陶街道、漁師の学校、ファミリーフィッシング、イセエビ祭と1年間イベントが続いております。

これを実施する使役体制も大変な問題です。昨年第1回のみなみ桜と菜の花まつりの出役総数で700名のうち役場職員が70名でした。今年度は創造祭で、期間、イベント数もふえますが、実行委員に助役、企画、建設、農林、観光課長が加わっておりますので、そのように対応していきたいと思っております。また、町において使役方については偏りのないような配置を願いということで、話し合っております。今まででは頼みやすい人を頼んだというような傾向がなきにしもあらずですけれども、役場を挙げ、町を挙げてということで、各課長協力して人を参加させるようお願いしております。

また、予算のことについてでございますけれども、平成12年の予算編成につきましては、創造祭12年度施行分の負担金約1,500万円と、単独実施となる自然祭り、みなみ桜と菜の花まつりを含んだ予算措置が必要となり、大変厳しい状況ですけれども、全体予算を把握した中で、前向きに検討させていただきます。

○議長（大野良司君） 篠田国広君。

〔10番 篠田国広君登壇〕

○10番（篠田国広君） 前向きに検討していただくということですので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、指定金融業者についてお伺いいたします。

地方自治法第235条第2項により、市町村は議会の議決を経て1つの金融機関を指定し、当該市町村の公金出納の事務を取り行なすことができるます。通常この指定金融機関の指定については、町内の金融機関で公金出納の事務の取り扱いを希望する金融機関が複数

ある場合は、その取り扱いにつきどのような形で行われるか、お聞かせください。

過去の例によりますと、昭和31年から昭和61年まで30年間の間静岡銀行が南伊豆町の指定金融機関であり、昭和61年から南伊豆町農業協同組合、そして下田信用金庫、静岡中央銀行南伊豆支店が約5年後とに担当しております。来年9月30日をもって5年間の期間が終了するようございますが、次はどのような指定方法によるのかお聞かせ願いたいと思います。

指定銀行の指定が当局の恣意的な判断で行われないよう、慣例とか覚書を交わしていったらいかがかと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 指定金融機関の指定についてのご質問でございますが、本町内に本店並びに支店を有しております4金融機関、伊豆太陽農協、県信用漁業協同組合連合会、下田信用金庫、株式会社静岡中央銀行の中から、オンライン化等に対応できる3機関、伊豆太陽農協、下田信用金庫、株式会社静岡中央銀行を指定金融機関としております。

現在は、株式会社静岡中央銀行と平成7年10月1日から、過去の慣例に倣い5年を目安とし、平成12年9月30日を期限として契約しておりますが、今後は先ほど申し上げました諸条件を重視し、本町出納事務に支障を来さないこと、町民の皆様にご不便をおかけしないことを前提に交代機関等を検討する所存でございます。

なお、詳細につきましては収入役に説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稻葉勝男君） それでは、詳細ということでもないのですけれども、今までの経過等について、ちょっとご説明いたします。

簾田議員も先ほどおっしゃられたとおり、昭和38年の地方自治法の改正で、従来の金庫制度から指定金融機関制度に移ったわけなんですけれども、その時点では静岡銀行が合併当時からずっと指定金融機関的な存在をしていたものですから、そこと契約をし、そしてそれが61年3月31日で、ずっと30年間の契約を議会の議決を経た段階で解約しました。

そして、その後として61年4月1日から南伊豆町農業協同組合が指定金融機関になります、その段階で覚書とかそういう形のものは残っていませんけれども、一応5年間を指定金融機関の期間というようなことで、信用契約ですから1年で更新ということになっていますけれども、その3カ月前ですか、何かあった場合はそれをお互いに尊重して、また何もなければ順々に繰り返そう、でも一応それは5年間というような形のもので今までやってきてお

ります。

そして、その後今度は下田信用金庫が、これはちょっと中途で、決算の関係と、それから出納閉鎖が5月30日ということで、4月1日現在で銀行が変わると出納閉鎖が5月30日ですので、その間の事務的な不都合があるということで、恐らく南伊豆農業協同組合から下田信用にかわるときは、南伊豆農協は4年半で9月30日までということで、4年半の契約期間で交代しています。

そして、その後今度平成7年の10月1日から現在まで静岡中央銀行という経過になってきています。ですから、ここで先ほど簾田議員のおっしゃるとおり、慣例は一応文書ではやってはいないのですけれども、慣例としては5年間ということになっております。

ですけれども、こういう景気の低迷しているとき、銀行の方としてもなるべく公金を扱いたいという要望もあると思います。ですからこの辺は今後検討しまして、河津だとかほかの町村は大体3年ぐらいが多いようですから、大体3年がいいのではないかという、内々の話なんですけれども、そういう検討はしております。

ですから、今後その期間とか交代する金融機関についての順番というのも、今まで3社でやっていましたので、それをまた遵守してやっていくかというのも検討課題としてこれから進めたいと思います。これでご了承いただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 簾田国広君。

○10番（簾田国広君） 検討し、また町民に喜ばれる金融機関、窓口であるように望みまして、私の質問を終わります。

○議長（大野良司君） 簾田国広君の質問を終わります。

---

◇ 漆 田 修 君

○議長（大野良司君） 6番議員、漆田修君の質問を許可します。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 通告に従い一般質問いたします。

さきの町長の行政報告にございました第3・四半期の主要建設事業の内訳の中に、今回質問いたします長者ヶ原自然公園の基本計画策定の発注がなされたとありました。これは私もこの段階で初めて知りましたのですが、ある程度計画策定の段階に入っているなということを認識しながら、関連の質問に入らせていただきます。

まず、第1の質問の森林浴公園構想と南上地区中山間部の活性化についてであります。

当町の地勢は80%が山林・原野によって占められ、農耕地は河川沿岸を中心にわずか10%

に過ぎないとことはご承知のとおりであります。第3次南伊豆総合計画の土地利用構想「プラネット計画」の中で、自然活用型土地利用、リゾート交流ゾーンを設定し、恵まれた自然環境の中で人間性回復の場として、また都市住民と地域住民交流の場として、土地の有効利用を図り、そして交流を通じて相互に触発し合う場として活用し、将来へ向けた情報の発信地となることを目指すなどを目的として、大峰大池周辺の森林浴公園構想が打ち出されたことは、まだ記憶に新しいところであります。

それを受け、数年前大池手前的一部森林が伐採されましたが、そのままとなつておらず、その後の進みぐあいはどうなつてているのかという声が、特に南上地区の方々に多く見られております。また、観光協会策定の21世紀南伊豆観光デザイン「南伊豆庭園構想」にあるような、山間部に連なる自然と人の営みが醸成する恵みである山間道の随所に見られる杉林など、質の高い観光資源を永眠させるには惜しい気が、私自身いたしております。そのような意味で、計画の進捗と今後の方向についてと、そして第3総で述べておりますプラネット計画は継続するのかどうか、まず町長の答弁をいただきたいと思います。

そして、南上地区は従前より観光資源の開発や、今般の創造祭各回廊ごとの拠点地区画に対しても際だった施設、資源に乏しく、常に置き去りにされがちでありました。中山間部、特に川合野から市之瀬に点在する棚田の景観は、都会人の心のいやしに対し大きな効能が予測されるでありますし、先人の培ったこの田園風景は、観光資源としても貴重な資産として認識すべきものと考えられます。現在の棚田地区の休耕田の薬草栽培や、湿田の古代ハス栽培など、地勢を利用した長期的、継続的な景観づくりこそが、今南上地区、中山間部の活性化のための一助となるのではないですか。中山間に散財する観光資源に対してどのようなとらえ方と認識をされているのか、新世紀創造祭と絡めてでも結構ですが、あわせてお答えをいただきたいと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 大池周辺の森林浴公園構想につきましては、菊池前町長のとき、平成7年12月7日付で、当時の南上財産区区長、地元選出町会議員、南上地区代表区長及び南上振興協議会長連名で、南上財産区が所有する蛇石地区の土地面積6万3,926平米の伐採後の跡地有効利用について要望を受けているところであります。その後平成8年2月21日に静岡県知事宛の要望書を静岡県の関係部署へ陳情を行い、以来関係者との協議、現地視察、説明。平成8年11月8日、プロジェクトチームを発足させ、数回プロジェクト会議を開催し、構想

を検討してきたところです。

本年度自然公園基本計画策定事業と位置づけ、静岡県の魅力ある地域づくり推進事業の補助金を受けながら、豊かな自然環境の保全、自然と共生を第一と考え、アクセス道路、あらゆる角度から検討を加えた基本計画を作成中であります。

なお、12月1日付をもって株式会社パスクに委託したのは、行政報告で行っております。

また、第2点目の質問でございますけれども、静岡県を代表する観光地伊豆の観光ニーズの変化とともに、シーズンは海水浴等を中心とした夏型のみの観光に偏り、今後の課題は、観光立町として、四季を通じ訪れていただける通年型の観光地づくりであり、この目標に向かって鋭意努力してまいりたいと思います。長期的な経済不況と全国すべての観光地化、伊豆最南端というハンデはありますが、町全体がすばらしい観光資源です。今後は海岸線沿いを山間部の魅力も含めた中で、町のビジョンを検討、立案し、町全体の活性化を図りたいと思っております。

まず、第1の試みとし、伊豆新世紀創造祭の中に陶芸体験、自然と触れ合いウォーキング等を取り組んだ花と陶街道のイベントを南上地区で実施いたします。そのほかに、長者ヶ原自然公園、青野大師ダム周辺整備と東大樹芸研究所開放や風力発電構想等、散在する点を線で結び、体験、触れ合いのゾーンとして推進を進めていきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） ただいまの町長の答弁は、観光協会の南伊豆庭園構想の中での各観光資源を随所に拾い出して、その中を回廊、先ほど町長が言いました花と陶芸を絡めまして、あの地域は陶芸家が多いようですけれども、それらをネットで結んで1つのゾーンとしようという、この構想は確かに非常によろしいと思います。現段階では資源の拾い出しとか、その辺の方に議論がたまたま行っておりますけれども、実はそれを誘客する足であるとか、この後の議員が運行バスの問題も当然取り上げてくると思うのですが、その辺の総合的な各要素をひっくるめて、次の第4次総合計画にぜひ反映をさせていただきたいと思っております。

ですから、この件については一応この辺で質問を終わりにしたいと思いますが、ぜひそのような姿勢でお願いをして、要望としてお願いしたいと思います。

次に、地方分権と教育改革についてであります。最初の問題は町長にご答弁をいただいて、後の2点は専門の教育長の方からのご答弁を賜りたいと思っております。

子供と教育をめぐる状況は一段と深刻さが増してきていると言われております。先ほど冒頭で、第1番目の議員が心の教育ということを申し述べましたが、いじめであるとか不登校

など、極めて憂慮するべき事態に加え、いわゆる授業が成り立たないなどの学級崩壊が全国的に広まってきております。

静岡県では、ちょっとデータが古いですが、97年において公立小中学校の児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は小学校25件、中学校 557件であり、前年対比中学校では 235件の増であります。いじめは逆に公立小中学校における発生件数は前年度より 124件減少し、先ほど教育長は、当町においては開示された部分については発生はゼロであるという表現をされました。やはり県でも相対的に減少し、1,060件あります。不登校児童生徒は 2,526人で、前年度より逆に 446人増加しているそうであります。

教研修会の参加者を対象にした、これは非常に表現が悪いですが、教研修会の方のデータをちょっと拾ったのですが、学級崩壊に関してのアンケートによれば、発生の割合は小学校 43%、中学校46%という結果があり、また自分が学級崩壊に直面した教師は16%、経験していない教師の半数も、自分の学級でも起こるのではという不安を感じている実態が明らかになっていきます。

一方、その要因も家庭のしつけや教師の指導力など複数が絡んでいると答えています。要因が定かでなく、その解決方法が見出せない現在、最も重要なことは、保護者、教育行政、学校関係者がお互いを責め合うのではなく、一体でその根本的な原因を探ると同時に、学校に対して対処療法的な解決策でない支援体制を形成することが急務であり、ボランティア教育支援など、保護者、地域の人々の学校参画を積極的に進めることが重要であります。これは、我が町においては既に地域の人を講師として、そういうものは個々においてはなされていますが、一方文部省や自治体は、子供をよりきめ細かく観察指導できるよう、現行より少人数学級の実現を進めるとともに、家庭、地域、学校の 3 者がより強く連携できる手立てを講ずべきと言われております。

このような教育界をめぐる状況を背景に、非常に厳しい状況でございますが、ことし 1 月の統一地方選挙において岩田町政が誕生したわけでありますが、選挙スローガンの「原点にかえる」は、教育行政に対してどういう形でこの10ヶ月間対応されたのでありますか。人事関係も含めて、町長にまずご答弁を賜りたいと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

塗田議員のご指摘のとおり、教育現場においては憂慮すべき様々な問題が発生しております

す。その原因は根深く、多様であると思いますが、戦後の急速な高度経済社会が生み出したゆがみや、戦後の教育の徹底した平等主義の弊害などがその要因になっているものと考えております。

国では、小渕内閣が教育改革を大きな政策課題として取り組みを始めておりまし、文部省を中心に教育改革プログラムが策定され、実行に移されているところであります。県でも新世紀教育計画により、学校教育、社会教育、家庭教育の改革、改善を進めております。教育の原点は家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を見直し、再認識することであり、その上に立って、それぞれが連携を図り、相互に援助しあっていくことであると考えております。

例えば、学校は子供たちが学ぶ喜びに満ちあふれるような特色ある学校づくりに取り組み、地域の人々は学校教育に積極的に提言する等、学校づくりを主体に支援していくことなどであります。行政としましては、それぞれの教育分野が自立すると同時に互いに協力、協調して、豊かでゆとりに満ちた教育環境が築かれるよう、施策を展開してまいりたいと考えております。

教育委員の選任につきましては、坂倉教育委員の退任の意向を受け、町内 6 地区の中から 5 人の委員を選ぶ慣例に従い人選を進めたところでありますが、現在南上地区が空席になっており、当地区に適任者がおりましたので、議会に提案したところでございます。教育長の選任につきましては、教育委員 5 名の互選により教育長予定者が決まり、その後県教育委員会の承認を得て教育長に任命されることになります。教育委員、教育長人事の経過は以上のとおりですが、私といたしましては、さきに述べた教育改革を推進していく上で、適切な人事が行われたものと確信しております。

ちなみに、県下の市町村の教育委員構成は、5 名の委員のうち教職員経験者が 2 名、民間学識経験者が 3 名が多いと伺っておりますが、賀茂郡下教育委員会の構成は、教職員経験者 2 名、民間学識経験者 3 名の委員会は東伊豆町、西伊豆町と本町で、教職員経験者 1 名、民間学識経験者 4 名の委員は河津町と賀茂村であります。また松崎町は教職員経験者 3 名、民間学識経験者 2 名となっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6 番 漆田 修君登壇〕

○6 番（漆田 修君） 今の町長のご答弁を伺いまして、原点にかえるという表現が教育行政にも私は果たしてなされたのかなとちょっと実は考えたのですが、たまたまこれは人事の関係ですが、確かに従来の慣行を踏襲してという表現で、空き地区の適任者がおられたという

ことで、言葉の裏は、たまたま前教育長の推挙もあってというようなことだと思うんです。それはそれでしようがないなという、今現在はそういう認識をしますが、私は個人的には、やはり教育行政についても目に見える原点を望んでおったものの1人です。それはけっこうです。

そして、その次の問題、これは地方分権の関係に多少触れていますが、新教育長のご答弁をお願いします。

中教審は9月21日、今後的地方教育行政のあり方についてを答申いたしました。ご承知のように、その要旨は国による統制や規制を緩和し、市町村や学校の自主性、自立制を確立して、創意と工夫のある教育を進めようとするものであります。そのため、地方教育行政法、学校教育法が改正された後、文部省はさきの省令等の改正を行う方針と言われております。

主な答申内容は、教育長の任命制度の廃止であるとか、教育委員会と学校の関係の中で、管理統制型行政を学校支援型行政へ転換することや、地域コミュニティの拠点としての学校創出の視点より住民参画を打ち出したこと及び校長、教頭の任用資格の見直し、職員会議の位置づけや主任制度の見直しなどであります。

これらは、教育は地方の事業であり、学校教育を地域のコミュニティの拠点として位置づけ、地域社会と緊密な関係をつくり出し、独自性を尊重する中で学校裁量の拡大を図ろうとするもので、地方分権を前に大いに評価できるものと考えられます。また、学校教育法49条、これは縦系列の県と各市町村のことをうたっており、49条の廃止によって、県と市町村を対等、平等にし、学級編成を行える措置や教育課程の基準策定に関して弾力化することも学校の自主性を促進することになるかもしれません。

文部省は先般学習指導要領を告示いたしましたが、総合的学習の時間の設置に見られるように、ゆとりの中で特色ある教育を開拓し、みずから学び、考える、生きる力を育成することを標榜し、先ほど教育長が心の教育のところで答弁されました。学校が教える場所から学ぶ場所へ変わる期待を抱かせています。

平成11年2月6日付伊豆新聞の3面に南伊豆教育長のコメントが掲載、紹介されておりましたが、その中で南伊豆らしい教育環境と子供たちの生き抜く力、そして住民の学ぶ意欲を育てることなど、さらっと述べておられました。

地方分権を前に、教育改革に対する基本認識と当面なすべきこと。そして、教育の地方分権を推進するため、学校管理規則の見直しに際しては学校や地域の実態を踏まえ学校自身の裁量権を拡大するべきと考えでしょうか。つまり、学校独自の教育課程編成をより一層推進することや、学校の事情や必要に応じ彈力的な学級編成を認めることであるとか、学校の

要望を反映した施策を行うための予算措置を講ずること等でございます。

以上、教育長のご答弁を賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） ただいまの教育改革につきましてでございますが、地方分権推進並びに本年度の地方分権推進の関連法が成立をいたして、また中央教育審議会、あるいは教育課程審議会、さらには新指導要領の改定等がございまして、教育改革のプログラムもいよいよ実施の段階に入っております。

教育改革の趣旨につきましては、漆田議員ご指摘のとおり、国の統制とか規制を少しでも緩和しまして、市町村の自治能力あるいは主体性を高めまして、学校の自主性や自立性を確立していく。そして創意に満ちた、そして地域に根差した、本当に地域の教育を推進できる教育を創造していくというところにあると考えます。

改革の具体的な内容としましては、平成14年度から学校が完全週5日制に移ってまいります。それから、中高一環教育が導入をされてまいります。さらには、通学区域の弾力化の問題、それから教育委員会と学校との関係の見直し、さらには特色ある学校の創造、さらには学校へ評議委員制度を導入する問題。さらには教職員の意識をどう改革していくかといったような問題が、制度面から、あるいは内容面、さらには教育法方に至るまで、非常に多岐にわたっております。

私は、これらの教育改革の方向あるいはその内容を十分に理解、把握しまして、これを本市教育行政の中で確実に推進していきたいと考えております。推進に当たりまして、地域の実情あるいは地域住民の教育への願いにも十分耳を傾けまして、教育改革の究極の願いであります、子供たちにゆとりの中で生きる力が育まれまして、地域住民に本当に学ぶ意欲に満ちた地域社会が築かれていくよう一步歩努力をしてまいる所存でございます。

当面取り組むこととしましては、学校管理規則を見直しまして、学校の主体性がもっと發揮できる環境をつくっていきたい。それから、教員研修、特に校長、教頭の研修を充実しまして、地域と連携したその学校ならではの特色ある学校づくりを支援していきたいと考えております。さらに、地域の教育文化活動が広く市民に浸透していくよう、いろいろな支援の方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

[6番 漆田 修君登壇]

○6番（漆田 修君） まことに真摯なご答弁を賜りまして、ありがとうございました。

先ほどの心の教育の面でも、新教育長の非常にわかりやすいご答弁に私はある意味で心を打たれるところがあったのですが、実はそれと関連しまして、地方分権の中で、今全くの少子化は南伊豆においても、既に今の1歳児から5歳児においては5人以下、要するに複式学級を組まなければならないような状況の頭数になっておりますが、その関連についての質問をさせていただきます。これは先ほど言われた学級編成の裁量権、各自治体にゆだねられた裁量権とも関連してきますので、それに対する基本的な認識もあわせてお伺いいたします。

現在、賀茂地区には東伊豆町の大川小学校に2つの複式学級がございます。同じ教室で異なる学習をしなければならず、子供たちは担任への質問を我慢したり、担任も十分に子供たちへの指導が支援できないという思いを持ちながら授業を進めているそうであります。また、担任外教諭がないため、出張や休みの教員が何人かあれば、教頭、校長が補欠をしたり、指導がつけない自習状態が生まれているのであります。我が南伊豆町においては、今後南崎小、南上小、三浜小がその可能性が高く、2年後から南崎小においては複式になっていくことが予想されております。

教職員定数の改善による複式の解消など、これから規制緩和により市町村の裁量で複式の解消が可能となるなら、ぜひ検討をお願いしたいのですが、この件に対する教育長の見解をぜひ賜りたいと思います。その裁量権も含めまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 複式学級問題でございますけれども、小規模校の多い本町の学校にとりまして、まさに差し迫った大きな課題でございます。

本年4月の児童数調査によりますと、南崎小学校が平成12年度、来年度2年生9名、3年生7名、計16名で複式学級になります。そして、三浜小学校が平成13年度に2年生8名、3年生7名、計15名でやはり複式学級になります。ただし、静岡県では複式学級解消措置といたしまして、2つの学年の合計が16人、15人の場合は県負担教員を補正配置しておりますので、南崎小学校も三浜小学校も16人、15人に該当しますので、当面複式学級ではなく単学級で運営できる見込みでございます。

近い将来、さらに児童数の減少で、この複式解消措置も適用外になりますので、複式学級が現実の問題となってまいります。現時点では南崎小学校が平成15年度から、三浜小学校が平成16年度から複式学級が1学級ずつできるということに予想されております。

教育委員会としましては、この複式学級を何としても解消していきたいという基本的な方針に基づきまして、全国教育長会議等を通じまして、学級編成の基準を1人でも2人でも切

り下げるよう文部省に対し強く要望しているところでございます。また、教育改革の流れの中で、国レベルの教育改革の一環として、学級編成の弾力化と教職員配置のあり方が現在審議会で検討されております。その検討結果を見ながら、この問題に対処してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） この場で結論じみたことのご答弁は非常に難しいと思うのですが、極力審議会の答申に沿うような形で、複式学級の、たまたま大川小学校においてはデメリットの部分が非常に強調されたと思うわけです。ある意味ではいい面も実はその裏には当然あるわけですから、願わくば単学級ができるような形で、教育長に任せられた権限というのは非常にございますので、ある程度その辺の意識をお持ちになられて、ぜひお願ひしたいと思います。

簡単ですが、私の質問は以上で終わります。

○議長（大野良司君） 漆田修君の質問を終わります。

---

#### ◇ 渡辺嘉郎君

○議長（大野良司君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番議員 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） まず、冒頭に1999年も残すところあと2週間余りとなったわけでございますけれども、この1年間を振り返ってみると、本当に国内外情勢、経済にしましても政治にしましても、その他いろいろ厳しい1年であったかなとは思いますけれども、町当局の皆さん、町長を初め町職員のふだんのご苦労にまず敬意と感謝を申し上げるものでございます。そして、また2000年という節目を迎える中で、次年度の予算編成その他等々に期待をかけ、通告書のとおり一般質問に入らせていただきます。

ちょっと順不同になりますけれども、まず2点目の少子化対策についてお伺いいたします。

12年4月から道路交通法の改正で、ゼロ歳児から6歳児までが車に同乗する際、チャイルドシートの着用が義務づけられることになりましたが、少子化対策の1つとして、我が町でこの助成金の支給、または町が用意して貸し出すいろいろの検討をなされているのかお伺いしたいと思います。今、新聞、マスコミ等々で、県内でもそういう市町村がふえてきている中で、我が町はそういうことは検討されているのか。それとも今後そういうふうな形で、来

年度に向けて運んでいくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

そして、参考までに、我が町の高校生以下18歳からゼロ歳までの人口が、18歳から16歳までの男子が 165人、女子が 144人、計 309人、15歳から13歳までの男子が151人、女子が126人、計 277人、12歳から 7歳までの男子が 266人、女子が 254人、計 520人、6歳からゼロ歳までの男の子が 228人、女の子が 235人、計 463人。これは10月現在の私の調べたところによります人員でございます。

合計をしますと、男子が 810人、女子が 759人、計 1,569人、対象者は 463人ありますが、現在チャイルドシートを持っている人もいない人もいると思いますが、その辺の検討、調べてあるかないかということももちろんござりますけれども、もちろん自分の子供は親が面倒を見るということが、これは趣旨で、ごく当たり前のことでござりますけれども、しかしこの少子化時代に 1基 3万から 5万円、高いもので十数万円するというものもあるという中で、上限を決めて補助金対策を考えいただければなと思うわけでございますけれども、その辺の町長の答弁をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） チャイルドシート助成金について、道路交通法の改正に伴い、平成12年4月1日からは、自動車の運転者はチャイルドシートを使用しないで 6歳未満の幼児を乗せて自動車を運転してはならないことになっております。違反に対し罰則、反則金は特にありませんが、違反点が1点加算されることになっております。南伊豆町内には 6歳未満の幼児が、うちの方が調査したところの 466名で報告させていただきます。 466名おりますが、チャイルドシートの選択ポイントとして、安全基準に適合したもの、幼児の発育程度、車の座席形状に応じたもの、また子供の成長に応じて乳児用シート、幼児用シート、学童用シートの3種類にタイプ別され、選択も困難を経るところであります。

一部の市においては、レンタルの実施を決定したところもあるようですが、相当数が必要であり、返還後の安全性、衛生面での維持費、また購入者への助成金についてもかなりの財源を要しますので、この要望については困難であると考えられております。

以上です。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

[8番議員 渡辺嘉郎君登壇]

○8番（渡辺嘉郎君） そうすると、町長のお考えは補助金支給は一切考えていないということになるわけですね。

しかし、そうでなくて、少子化対策の1つとして、これから本当に3人も5人も子供さんを持つ親御さん方、そしてまた5歳半年ぐらいの子供はわずか6ヶ月、3ヶ月でもってチャイルドシートが要らなくなるわけです。そういった点も考えながら、この点は考えがないというのではなくて、前向きの姿勢で考えていただければ助かるわけでございますけれども。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今、町長の方から答弁がございましたけれども、確かに少子化でもってご苦労されている中、こういう子供のためにチャイルドシートを買わなければならぬということで、非常に父兄の方はご苦労していると思うんですけれども、私どもいろいろ近隣の市町村にも聞いた中で検討してみました。

確かに、1基3万から5万円もするものを買わなければならぬということは非常に困るわけですけれども、メンテとか補助金に対しては相当な額を要するという中で、調べたのが静岡県に交通安全協会というものがございます。ここでもってチャイルドシートの使用促進補助券というものがございまして、うちの方は下田警察署内にありますけれども、そこへ行きますと、西武百貨店の静岡店、小松店、ダスキンレントオール、それからオートバックスの各チェーン店でもって5%から15%の範囲内で割引ができる券を支給していくれるということでございます。

ですから、極力そういうものを利用させていただいて、なかなか児童に対して町で補助金となるいろいろな面で難しいところがありますから、現在のところ町長が申し上げましたように、ちょっと不可能というように考えております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

〔8番議員 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。しかし、少子化対策の1つとして、今後前向きに考えていただこうよう要望して、この点に対して私の質問を終わります。

それと、1点目の要介護認定申請及び介護認定審査会についてお伺いをするよう通告をしてありますけれども、きょうの行政報告の中に町長の報告がありました。その中に私の質問をしようというところがすべてここに載っているわけでございますけれども、私なりに把握をさせていただきました。そういう中で、1点だけお伺いをしたいと思います。

4月から介護保険が始まる中で、社会福祉協議会で今やっているホームヘルパーが実際に形としてはなくなるわけです。そういう中、今在宅介護に行って、それが自立型に認定された人たちがなくなると、これから先何かあったときどこに頼んでいいのか、民間に頼んでいいのかという不安もあると思います。そういう面で、あそこの福祉協議会の中にホー

ムヘルパーを町として置いておく気持ちがあるのかないのか、そして今後それが継続して置いていくものなのかということだけを、1点お伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） それでは、お答えいたします。

ホームヘルパーを社協からなくすということ自身はないのですけれども、ただあそここの事業所が介護のサービス事業所ということになりますですから、そちらの方でいくと、ご質問の自立の場合ということが出てきますけれども、その辺につきましては、マンパワーということで、ヘルパーさんの数にもよるのですけれども、一応私たちは、先ほど町長の行政報告で申し上げましたとおり、訪問介護、訪問入浴をやっていただけないかということで申し込みをしたら、社会福祉協議会の方ではぜひやりたいということですので、その辺の人員の確保等も社会福祉協議会はやってくれると思います。

そういう面では、自立だということで、または先ほど行政報告で申し上げたとおり、第2号被保険者の身体障害者等の問題もありますものですから、その辺も現在サービスを行っております。その辺もやめるということではなくに、これからも続ける予定で今検討しておりますので、そういったことによろしいでしょうか。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

〔8番議員 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。社会福祉協議会も公的な機関でありますので、年寄りがこれから多くなる中で、その辺をぜひとも力を入れてご面倒を見ていただければと思います。

それでは、2点目の特別養護老人ホームみなどの園の用地負担金についてお伺いをいたします。

先日14日に竣工式を終え、この20日からオープンをするというみなどの園の件でございます。6月の定例会の補正のときに特別養護老人ホーム用地特別負担金として732万2,000円が補正に載って、我々この議会でもって通させていただいたわけでございますけれども、この金額が732万円、それと全体では3,133万2,000円という形を5年間で南伊豆町が負担をするような形だと思うわけですけれども、私は前任者の菊池町長からあのスタートする時点できざいましたけれども、湊の梓友会の方に共立湊病院組合として我が町がそこの3,400平方メートルをお借りして、そして梓友会にお貸しするというふうな説明がございまして、金額はわかりませんでしたけれども、その用地の負担金を応分の負担をするように議員会の方でたしかご説明があったことを記憶しておるわけですけれども、しかし平成11年6月の定例

会の補正予算にこれが計上されてきたときには詳しい説明がなかったのですけれども、まあそういうお金だろうという認識をして私も手を挙げさせていただいて、賛成をしたのでございますけれども、これはこれでいいと思います。

しかし、共立済病院議会の中の資料を拝見させていただいたわけですけれども、その中に7市町村の市町村長会議でもって6月1日に南伊豆町がこの用地代は応分の負担をすべきだろと決まって、それをこの6月の定例会に岩田町長がかけたと思うわけです。そのときに7市町村会議の中でどういうふうな形でこの応分の負担をするということが具体的に検討されたのか。それをまず1点、先にお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） トータルで3,132万2,000円の件についてでございますけれども、私が報告を受けていたのは前町長、法的には必要ではないと言う。でも利益を受けるんだから利息分ぐらいはという、何かそういう経過があり、そしてそれに基づいて、では2.1%ですか、それについて面積を計算して、トータルで3,132万2,000円というのを出しました。そして各議会におきましても、私ちょうど就任した当初から当然出すべきという議論が先行し、私もそれが当たり前のかなという感じで計算し、当初は20年ですか、長い分割ということを考えおりましたけれども、それでは経理上よくない、財務上よくないということで5年に返済し、そういう最初の額が決まったわけです。

そういうことで私、それについては最近の議会、最近の議会というよりも、それはおかしいんじゃないかなという議会の方で指摘されまして、一応弁護士さんにも相談して、また市町村財政室にも行って、また照会中であり、その結果ができ次第、また町村長会議の方へとお願いする形になると思いますけれども、法的にも何か少しあるみたいです。それを踏まえて、できたらこれは撤回させていただきたいなど、今そういう方向で動いております。そういうことで、結果として、就任した早々に、もうあるべきということをせつづかれたという状況がありますもので、その額については、また法的な根拠と、また各町村の課長会議において、できたら撤回させていただきたいという方向づけで今資料を集めております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） そうしますと、今町長が、この負担金については撤回をしたい考えでいますよということなんですねけれども、しかしこの定例会では補正予算を出しているわけですね。この732万、1年目の732万2,000円というお金は、現在どこにあって、どういうふうになされて処理をされているのかということと、もし撤回をするんでしたら、この

12月の定例会の補正予算が今後、あしたもあるわけで、その中に入れ込んでいかないとまずいような私は気がするわけでございますけれども、その辺が今度の補正予算の中にも載っていないものですから、その行方を私は聞きたいわけです。撤回をするんだったら撤回をするで結構だと思います。しかし、この病院議会の中の資料を見ますと、東伊豆の山田議員とか、あるいはほかの町村の議員さんたちが、随分ひどいことを中に言っている文面が載っているわけです。そうしますと、南伊豆の町議会は何をしていたんだ、町民監査のときにはどうするんだというようなことまで載ってました。しかし、それでは困るわけです。ただ知らなかったから、前町長からの引き続きで仕方なかったから6月の定例会に載せたということでは困るわけですもんで、この辺の答弁をちょっとしていただければなと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） そう言われば本当に元も子もありませんけれども、732万については3月の定例会において弁護士さんの方向づけがくると思いますから、それについて正式に皆様に報告させていただきます。そして弁護士さんと県の指導があり、それをもとに各町村にご了解を願うという、そういう関係でございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。これ以上、私も追求する気持ちもございませんけれども、しかし、この732万2,000円につきましては、現在一般会計の方にこのお金が載っていて、それはまだ共立済病院組合の方には行ってないということですね。

○町長（岩田 篤君） そうです。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） お答えいたします。

この負担金につきましては、6月の補正でご承認をいただきましたまで、まだ負担行為は一切しておりません。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。今、負担行為がしていないということなものですから、では町長に1点だけ要望として。弁護士その他、組合議会の中で検討されて、撤回するのなら撤回をして、そして3月の今度の定例会のときに、またこのことに対しては全議員の方に報告をしていただければ助かると思います。

それで、2点目の今の質問は、これで終わらせていただきます。

3点目ではございますけれども、介護保険が4月に始まる中で、基盤整備の一つでもある、いわゆる俗に言う老健施設の問題でございますが、地域医療振興会の方から病院組合の方に

施設建設に当たって2億円程度の補助金が欲しいですよという要望があったと聞いておりますが、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

みなとの園が開園をしたわけですけれども、我が町で、みなとの園の方に1億8,000万程度の補助金が出ております。そういった中で実際に梓友会さんは個人的な企業であります。これから始まる共立湊病院組合と地域医療振興会等で始めるという今度の老健でございますけれども、これは公的機関の一つでもあるかのように私は思うわけでございますけれども、みなとの園の方に1億8,000万の負担金を出して、助成金を出して、その老健の方に出さないということができるのか、できないのか。また町長は、ここに補助金を少しでも出す気持ちがあるのか、ないのか、それをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 組合と、そして病院側と話し合いました。一応病院側が、本当に最初は赤字ということを前提に、赤字の負担をしないということで、かなり病院に有利な、ある意味では病院にきついところもあるでしょうけれども、現実は病院が黒字になって、その老健施設についても経営内容が、経営が行くんだろうという、組合の方も病院側も認識しております。そういうことを踏まえて、一応借り入れの形は交付金とかいろいろあるもので、組合の名前を使うけれども、一切迷惑をかけないということで今契約を検討中です。ですから一応原則としては、各町村に負担はかけないということで前向きに進んでおります。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。しかし我が町の活性化の一つとして、あそこに老健ができるということは、今後あそこの職員の雇用の問題、それと、あと食料品の問題にしましても、我が町から利用していただくという利点もあるわけです。そしてここに、南伊豆町にできるということが活性化の一つでありまして、そういう観点の中から、町長として、町として、そしてあそこの管理者として、何か気ままのきく老健であればなど私は思うわけでございます。そういった中で国県から1億5,000万程度の補助金をもらえるわけですから、そこまではいかないとしても、この地域医療振興会の方から2億円程度の助成金が欲しいですよと要望が出ておる中で、1億あるいは1億5,000万程度のものまでいかなくとも結構でございますんで、この辺を前向きに考えて、南伊豆町とすれば出していくべき前向きの姿勢で考えていくべきじゃないなと私は思うわけでございます。そういった点をちょっと町長にお聞きしたいと思います。活性化という意味から考えてみて。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 活性化の意味において、町が2億円負担ということですか。

○8番（渡辺嘉郎君） いえ、そうでなくて、2億円程度の補助金……

○議長（大野良司君） すいません、やりとりをやらないでください。私の方で指名します。

渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 地域医療振興会の方から2億円程度の補助金を欲しいですよという要望があったとお聞きしておりますけれども、そこまでいかなくても、町として30人前後の雇用の問題、あるいはあそこに新しく職員が採用されるわけですけれども、そういったとソフト、食料品の問題等々も考えながら、南伊豆町として、受益者として本当に大事な施設だと思いますし、そういう点で物事を考えた中で、5,000万にして1億にしても補助金が出せないものかということを私はただしているわけです。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今の財政事情では、ちょっと2億円ということは考えておりませんです。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 2億円と私は言っているわけではございません。町長、よろしいですか。私、2億円とは言っておりません。2億円程度の要望が出ておるということを聞いてるもんですから、それに対して、その半分でも1億円あるいは5,000万、いずれにしましても南伊豆町は受益者として負担すべきでなかろうかなというふうに私が考える中で、そういうことができないのかということを町長にお聞きしているわけです。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 協会との協議により、補助金、地方債の借り入れは、設置主体である組合が行い、地方債の償還金等の経費については協会が負担し、各町村の負担金は伴わないということで双方が認識して協議しましたので、私は、できないんじゃないかなと考えております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） そうしますと、特別養護老人ホームみなどの園の方には1億8,000万と、この間買った車も1つ提供しているわけですね。そういった面は、どういうふうに解釈するわけですか。それはまた違う面でやっておるわけですか。私は考え方とすれば同じような考え方をしていただきたいということを申し上げているわけです。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） お答えいたします。

みなとの園の本体につきましての補助金ではございませんので、当初、これ確かに全員協議会にもご報告申し上げたと思うんですけども、デイサービスセンターがあそこで

きています。そのデイサービスセンター自身は町の仕事だったんです。本来なら町で施設をつくって、職員を雇ってということが本来の姿なんですけれども、それを肩がわりしてもらったわけです。ですから、その分としての1億3,000万円を、もう少し要求があったんですけれども、前町長と梓友会の理事長さんとの間の折衝で、そこまで落してもらって。ですから1億3,000万、それプラス宅地造成費もあります。それから配水管の埋設替もありました。それで750万が宅地造成費、450万円が配管の布設替、1億3,000万がデイサービスセンターの運営に対する、本来、町でやる仕事を肩がわりしてもらったということの補助金を出させてもらいました。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。岩田町長は、老健施設の方には考えていないということなんですけれども、ぜひとも私から要望して、この質問を終わりたいと思いますけれども、ぜひとも、わずかな金額でも結構ですから、ほかの市町村でなくて、南伊豆町にできるわけですから、そういう意味で考えてほしいなというふうな気がします。

それと、町長はよく「住民参加の行政」と言われますが、そういう点からも、私の提案で要望しておきますけれども、行政と議員の関係も、もっと密接な方法で、今こういう途中の老健の問題の補助金の問題にしましても、もう少し議会、委員会の方にご相談して、そういう中で提案して、皆さんで決めていくことが大事だと思いますんで、それを私の方から、老健に対しては相談をしてほしいなど、補助金出す、出さないは。そういうことを要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

ここで、14時20分まで休憩いたします。

（午後 2時11分）

---

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午後 2時20分）

---

◇ 斎藤 要君

○議長（大野良司君） 7番議員、斎藤要君の質問を許可します。

[7番 斎藤 要君登壇]

○7番（斎藤 要君） 通告に従いまして、路線バス問題対策について質問をいたします。

昨年7月1日、南伊豆町路線バス対策協議会が発足をいたしました。この協議会は、地域住民の交通を確保するため、乗り合いバス等の運行に関する諸問題を検討して具体的な方策を定め、利用者の利便向上のための対策を協議することを目的としております。私も協議会の発足当初、議会の総務財政委員長として協議会の委員を委嘱され、本年の町議会の改選期まで委員をさせていただいておりました。その間、春野町及び中川根町へ先進地の視察を行い、また旧6カ村ごとの開催された路線バス問題の地区懇談会にも出席をさせていただきました。

初めに申しましたように、公共の福祉を考えたときに、交通弱者である子供やお年寄りの足を奪うことはできません。しかしながら町財政を圧迫する路線バスの補助金の増加を、手をこまねいて見ているわけにもいきません。このような公共福祉と財政の二律相反する状況に対し、町長はどのように考えているのかお聞かせを願いたい。町長、これは1から5までありますんで、答弁は最後で結構でございます。

先進地の視察のときに春野町の町長は、福祉にも限度がある。地方自治体がどこまで交通弱者である子供やお年寄りの足を確保するために努力できるかと、その悩みを述べておりました。難しい問題であるからこそ真剣に取り組まないと問題の解決はできません。そこで町長は、平成10年10月29日の路線バスに関する中間報告は承知しておると思いますが、最終的に報告をいつまでに出してもらうつもりかお聞かせを願いたい。

3番目に、聞くところによると、きょうも行政報告の中にありました、南伊豆町路線バス問題協議会とは別に、株式会社三和総合研究所にコンサルタントを依頼したと聞きましたが、これはどのようなお考えからか、お聞かせをお願いいたします。またコンサルタントにどのような依頼をしたのか、依頼の契約書があれば、その内容を説明を願いたい。これら説明が長い場合は、企画へ私が後で伺っても結構でございます。

南伊豆町路線バス問題対策協議会の委員に東海バス、伊豆下田バス、伊豆急行等の業者を加えたそうですが、どのような考え方からか、お聞かせを願いたい。業者にアドバイザーとして必要なときに協議会への出席を依頼するものであるなら理解できますが、特に現在、補助金を受けている東海バスを委員に加えると、業者以外の委員が発言をしにくくなると考えますので、再検討はできないか、お聞かせをお願いいたします。

以上5点ほど、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

路線バス対策を取り巻く環境は、過疎化の進行や自家用車の普及などにより利用者の減少

が続き厳しい状況でありますので、南伊豆東海バスに対して本年度、年間損益予想の 6,759万円を支出する予定であり、来年度も年間損益 6,337万 3,000円を見込んでおります。

なお、町負担については乗降調査のデータをもとに計算し、次年度県補助金として2分の1が交付される予定です。しかし高齢者や児童生徒の通学バスは確保していかなければならない状況にあり、このままであると毎年 6,000万円台の補助が必要となってきます。現状を継続すると町の負担は増大するばかりであり、町民の理解を受けることができる方法を調査し、また決定しなければならない。そのために私たちは、町独自じゃなくて三和総合研究所、これは県に行ったときに、プロの方に相談した方がいいんじゃないかなということをアドバイスを受けたわけです。指導を受けたわけです。そういうことで調べた結果、三和総合に最終的には決まりましたけれども、3社見積もりの結果、三和総合が過去においてそういう調査もたくさんしているということを伺いましたもので、見積もりの結果なりました。そういうことで県の指導も、ある面では民間だけでこのようなことに、南伊豆町は丸いような地形をしております。例えば下田とか東伊豆とか踏ましたときに、幹線道路が1本で、本当に路線バスも、ある面では楽なところありますけれども、南伊豆町は6村が合併ということで幹線道路が幾重にも重なっており、そういうことを考えたときに、本当に難しい問題だと私はとらえております。そういうことを、ただ役場の長と、そして委員だけで決めることはできないし、最終的に町長が判断をしなければならないのならば、プロが、だれが見ても納得できる判断をしなければいけない。そのためにもコンサルタント会社、経験豊富なコンサルタント会社が必要であるんじゃないかなと、そういうことを踏まえ、また県の指導もあり、そういうことで最終的には三和総合研究所が決まったわけです。

また、先ほどの調査の目的でありますけれども、ではコンサルタント会社がどのような調査をするのか、また契約ということでありますけれども、一応調査の基本的な、三和総合研究所で行っている基本的な考え方について述べさせていただきます。

個別対応でなく、公共交通を中心とした総合交通体系の提案。交通資源、交通需要の統合、事業成立性の検討、交通需要を喚起する新しいアイデアの提案、関係者との共同体制。また調査の方法として、南伊豆町の公共交通サービス等の現状、公共交通サービスをめぐる動向、新たな公共交通サービスの検討。全体計画のコスト計算とモデル事業の実施、推進体制のスケジュール等により調査するということになっております。

また、最後になりましたけれども、南伊豆町路線バス問題対策協議会に、要するに事業者をなぜ加えたかということですけれども、運輸政策審議会自動車交通部会答申静岡県の地方バス対策体系の補助制度の中に、その指導要綱の中に、事業者を委員に参入させるような指

導があったわけです。それを踏まえて県の方の資料をそろえたところ、そういう要望がありました。そして考えますと、先ほど伊豆急行についても下田駅を起点にしていますし、また東海バスを考えた場合に、下田は先ほど述べたように全然赤字にはなっていないわけです。では下田が東海バスをオーケーした場合にどうなるかという大きな問題が出てくるような気がするわけです。そういうことも全体的に考えなければならないし、ただ町内だけで路線バスが走る、それじゃお客様に対して何か不便をかけるんじゃないかな。そういうことを考えた場合に、やはり総合的にこの問題は判断すべきじゃないかな。そしてプロが、ある面ではアドバイスしていただき、それを町が判断するという、そういう形態をとらなければ私は皆様の納得は得られないんじゃないかなと、そう考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） 株式会社三和で、お答えの方はいつごろ出てくるんですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 失礼しました。12年3月にということで契約しております。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） この問題につきましては、いろいろ問題が山積しております。路線バスに対しましては事業免許制で、国の規制緩和推進計画で13年度に路線が廃止される関係がありますので、またそのころに一つ問題が起きるんじゃないかなと思っております。前向きにご検討をお願いしたいと思います。

それから、皆さんお読みになっておったと思いますが、静岡新聞の2日の欄に、焼津市の自主運行バスの試運転が始まったことが報道されました。昼間は高齢者や交通弱者に配慮し公共施設などを結んだ市内循環で、朝夕は通学用に市南部と焼津駅前を往復する中型バス2台での運行であり、ちなみにバスの名前は「ゆりかもめ」と「さつき」だそうです。利用料金も安く設定され、循環バスが大人1人200円、小中高生が100円、未就学児は無料だそうでございます。ぜひ本町も早期に結論を出し、公共の福祉と財政の二律相反する状況を少しでも緩和する方向を見つけ出してほしいので、行政のより一層のご努力とご尽力をお願いします、この質問は終わります。

続きまして、通告に従いクリーンエネルギーとしての風力発電について質問をいたします。

最近、ごみ処理や水質保全、そして地球温暖化等々環境問題が非常に重要視をされてきております。我々の住む地球が安全で住みよい地球であるよう、世界的な規模で環境問題は定義されております。

そこで質問をいたしますが、県の企業局が南伊豆町伊浜の町宮一町田グランドで風力発電施設建設のための風況適正調査を始めました。約1年の調査をし、調査結果から採算性確保の見通しがつけば、詳細調査を経て風力発電施設を建設する予定だそうでございます。

そこで、南伊豆町は自然を保護し環境を保全する、環境を大切にする町であるとのイメージづくりにも非常によい施設であると考えます。また観光資源として、その景観、風車のある風景も悪くないと考えておりますが、町長はどのように考えますか、クリーンエネルギーとしての風力発電についての町長の考え方をお聞かせ願いたい。

2番目に、話は変わりますが、私は先月、南伊豆町商工会の商工部会の視察研修に参加させていただきました。県知事の緑飲トークでも視察研修の話として風力発電に対する質問や要望があったようですが、沖縄の北谷町——北の谷の町と書いてチャタンチョウと読むそうでございます。風力発電のための風車の建設地は、プール、陸上競技場、テニスコート、ソフトボール場、野球場及び多目的屋内運動場など各種施設が整備をされておりました。今後も野球場のナイター照明やプール温水化等の整備計画は予定されているそうですが、そのような中で今後予想される公共施設の維持管理に伴う電力需要等の経費は年々増加の一途をたどることが予想され、近年の自治体の厳しい財政事情から行政経費の節減等、環境問題に対する町の姿勢として、自然エネルギーを活用して、広く町民の理解を求めていくことを目的に、新エネルギーの一つである風力を活用した発電システムの導入を積極的に推進してきたそうでございます。

我が町でも、町長は「原点に戻る」ということをよく申されますが、自然エネルギーの活用は原点に戻ることの一つではないでしょうか。県の企業局の調査で採算性確保の見通しがついたら、県の企業局でなく、南伊豆町としての1基か2基程度の風力発電施設をつくる気持ちはないか、お尋ねをしたいと思います。

ちなみに北谷町の建設費について申し上げますと、平成10年度の工事着工ですが、総建設費が約1億9,000万円のうち町負担が約1億円、NEDOの負担金が約9,000万円だったそうでございます。NEDOというのは、新エネルギー・産業技術総合開発機構だそうでございます。町長の総合的なまちづくりの一環としてぜひ検討していただきたいと思いますが、答弁をお願いをいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 風力発電は、自然の恵みである風を電力源として、電力発電機を介してクリーンな電力を生み出します。生み出された電力を有効に使うためにも、既存の送配電線との連携がうまくできていることや巨大な風車の建設に伴う周辺環境との調和の問題など、

さまざまな乗り越えるべき点が存在するのも事実です。風任せで出力予想が困難であるため、安定した出力が必要な場合は既存の電力系統と連携してまいりたいと考えております。

また、2点目でございますけれども、南伊豆町としてもということでございます。私、この12月9日に県へ出張の折に企画へ寄ってまいりました。そして企業局へ寄ってデータをいただきてきたんですけども、平成11年10月が4.09、そして11月が3.86ということで、5メートル以上ないと企業局の方は採算が合わないということは前々から言っておりました。そういうことで私も、2番目の質問については、これが、まず1点目は企業局で今進めている事業でございます。企業局の方でどう出るのかわかりませんけれども、このデータを見た後に、もしそれが企業局で乗り気であり、またやるようでしたら、町としても、それを前向きに考えなければいけないんじゃないかなとは考えています。そして今、東京電力と風力発電からの電力購入の場合ということでデータはあるんですけども、購入単価は、初めの5年間は14円、6年目から5年が11円、11年目から5年間は9円ということで下がっております。それで合うかどうかということも検討しなければならないと思いますが、今のところ県のデータは4メートルと3.86ということで、なんか私も石廊崎の最南端にでもできればなという、本当にそうは思っておりますけれども、今のところ、そういうデータは出ております。

以上です。

○7番（斎藤 要君） ぜひ4次総合計画の一環として検討していただけたら幸いだと思っております。

最後に、私の個人的な要望といたしましては、5基、6基と建設をしていただき、最終的には風力発電を大いにして、観光に結びつけていただけたらなと強くお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 斎藤要君の質問を終わります。

---

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

[1番 鈴木久香君登壇]

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、各団体に対する運営補助金について町長の所信をお伺いいたします。

予算書で拾っていきますと、町から56団体に対して毎年恒常に補助金が支出されており、その額は8,257万円、予算総額の1.8%になります。類似市町村と比較してどうなのか。比較したことがあれば、その結果についてお知らせいただきたいと思います。

次に、補助金を支出することは公益上必要がある場合に限られており、補助する基本的な考え方は、時下の財力に余裕がある場合、その事業を助成し、もって自治体の公益を増進せしめんとする趣旨である旨の行政実例がありますが、当然のことであると私は思います。町財政は、これから非常に厳しい状況になってくると考えられます。そこで56団体に補助金を支出していることは、本町の公益上増進に寄与しているかどうか検討され予算を計上したのか、また各団体の多くは任意に自主的につくられた団体であり、運営費は構成員が負担するのが当然であり、事業目的により臨時に補助するならばともかく、恒常に運営費に対して補助をすることについて見直しをする意思はないのか、以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

各種団体に対し平成11年度当初予算において56件、8,257万円余の補助金を交付しておりますが、このうち一部の産業団体に対しましては、運営費の大部分を補助している団体もあります。近隣市町村の状況については、財政規模や、それぞれの市町村の補助金交付要綱により一概には比較できませんので比較をしたことはございませんが、各市町村とも財政事情が厳しいため、各種団体の補助金について、ここ数年、毎年一律10%程度のカットをしているのが現状であります。当町におきましても補助金の交付につきまして、6月定例町議会の一般質問において、財政の厳しい折、強く見直しを求められているところであります。しかし今後は各団体におかれましても補助金に頼らず、会費の値上げや事務事業の見直し等を検討し、自主財源による運営を希望するところであります。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ありがとうございます。いずれにせよ、生きた補助金の支出をすることをお願いして、質問を終わらせていただきます。

続きまして、地方債の繰上返済の問題についてお伺いいたします。

地方債を議決する際、償還方法について、町財政の都合により据え置き期限及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができるとされております。この方法は今まで実行されたことがないといわれております。しかし現在は低金利時代であり、高利の分を繰り上げし、あるいは銀行等から低利のものを借りて高利の政府資金を繰上返済

することを検討実行し、将来の財政負担を軽減することがあると考えますが、町長はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2点目は、繰上償還に取り組む姿勢についてお伺いいたします。

現在、大蔵省は繰上償還を認める姿勢を示していない。しかし金融機関と自治体が話し合いで発行条件を決める縁故債については、北海道を初め十数県の県で繰上返済をしており、繰上償還をしていない自治体に損害を与えるとして住民から監査請求の動きもあるそうです。都道府県でできて市町村ではできないということはないので、こうした動きも念頭に置き、繰上償還、借り換えを強く求めるべきではないかと私は思います。町長はいかがお考えでしょうか、お答え願います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 地方債につきましては、ご指摘のとおり年々増加をし、平成10年度一般会計決算ベースで現在残高が51億 9,661万 5,000円となっており、この中で一番高利率のものは昭和54年度借り入れ分の 8.5% あります。地方債の繰上償還と取り組み姿勢でありますけれども、町といたしましては、できるものであるならば繰上償還を行いたいとですけれども、地方債の借用証書の特約条項の中で、債権者の承認を得て繰上償還をすることができるとされておりますが、具体的な取り扱いについては、特殊な事情がない限り認められないこととなっております。その特殊な事情とは、事務次官の平成11年度町財政の運営通知によりますと、繰上償還の対象団体は、平成9年度の起債制限比率3カ年平均が15%以上の団体となっております。南伊豆町の平成9年度起債制限比率3カ年平均は 8.2% あります。したがいまして、今のところ町債の繰り上げは理論上できないということになっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） これからは、下水道事業による起債と資金の運用いかんによってはコスト軽減に大きく寄与すると思います。起債借り入れの文字を十分理解し、今後の町政に当たってください。

続きまして、3問目の質問に入らせていただきます。

まちづくりのために職員を研修視察されることについて、町長の所信をお伺いいたします。これからの自治体は、みずからの創意工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならない。10年後には、その取り組みいかんによっては自治体間に相当の格差がつくだろうといわれております。個性豊かなまちづくりを進めるには新しい発想がなければならないと

思います。新たな発想を中高年の職員に求めることは酷であろうと思います。富山県の魚津市では、30歳以下の職員を対象に「まちづくり探偵団派遣事業」を実施しております。若い職員には、いろいろなアイデアがあっても発表する場がなく、上からの指示によって仕事を処理していき、そのうちに中年になり、型にはまった平凡な職員になっていくのが実態ではないでしょうか。そこで、まちづくり活性化のため、若手の職員を視察研修に派遣することはどうでしょうか。行政主導ではなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる事例を見ることが職員の視点を転換させることになると思うし、経費も少額で済む。毎年研修に派遣することはいかがでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、まちづくりのためのアイデア募集です。毎年定期的に1回か2回募集することにより、常に問題意識を持つことにより、よいアイデアが出てくることになるし、このことに参加するといった意欲もわくと私は思います。町長はいかがお考えでしょうか。

以上2点について質問いたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） まちづくりのために職員を視察研修させるということですけれども、私、南伊豆町の活性化のポイントは、役場職員の行政への取り組み方が大切だと考えております。いろいろな方法があると思いますけれども、意思の疎通を図る目的を持って職員との懇談会を実施しております。これからも潜在能力を発揮していただくための研修は必要であると考えております。また指摘のとおりの視察研修については、テーマを選定し、検討していきたいなと考えております。

また、まちづくりのアイデア募集について、職員からのまちづくりアイデア募集につきましては、昭和61年7月30日に「南伊豆町職員提案制度実施要綱」を作成し、行政事務の効率的運営と業務の改善並びに町の活性化などに関する職員の提案を奨励し、研究心と行政参加の意欲を高めるとともに行政水準の向上を図ってまいりました。以来、提案件数につきましては、昭和61年度が5件、62年度が5件、平成2年度2件、平成3年度8件、平成4年度5件、平成5年度1件となっており、以後は提案はなされておりません。現在このような社会経済状況では、使える資金も今まで以上に限られています。まちづくりの提案には、それほどお金は必要ないと考えていますので、これからはあらゆる機会をとらえ、職員の意識改革を図り、提案奨励を遂行していく所存であります。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） すみませんが、私の言うことは行政主導ではなくて、民間団体に派遣

したらどうかということですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） わかりました。前半において指摘の視察研修については、テーマを選定してということで、そういう研究機関がありましたら、それに前向きに検討していきたいということあります。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） それでは、事業を起こすのも人で、産業・文化を起こすのも人です。人づくりが一番重要であると思いますので、ぜひ前向きにご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

#### ◇ 梅本和熙君

○議長（大野良司君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 通告に従い、開かれた行政と情報公開条例の制定についてご質問いたします。

初めに、すべて質問いたしますもので。

既に御承知のことだと思いますが、本年5月7日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が成立し、同月14日に法律第42号として交付されました。「情報公開法の制定の意義は、民主主義の健全な発展のためには、主権者である国民に対し政府はその活動の状況を明らかにして説明責任を全うすることが必要である。情報公開法は何人も国のすべての行政機関の行政文書の開示を請求することのできる権利を定めた制度で、これにより国民1人1人が行政情報を吟味し理解した上で適切な意見を形成することができるよう、国民に開かれた行政の実現を資するとともに、行政機関において、より合理的な政策形成の可能性を高めることにもつながる。すなわち情報公開法は、公正で民主的な行政の実現に不可欠なものである。」ということを総務庁の行政管理局情報公開法施行準備室の調査官の秦博之氏は述べています。町長は「開かれた行政」ということをよく言っておられますが、町長の言われる開かれた行政ということは、どのようなことかをお聞かせ願いたい。

地区懇談会を開かれるのも開かれた行政の一環であると思いますが、地区懇談会を開くことのみで開かれた行政を行われたと考えてはいられないと思いますが、この辺、町長はどの

ように考えているか。

また、既に本町議会でも一般質問で情報公開法の制定につき質問が出されていますが、町長は「近隣市町村の動向に合わせ条例の制定を考えたい」との回答であったと思います。町長の言う近隣市町村とは、どの範囲の市町村を想定して申されたのかわかりませんが、推測するに、下田市、賀茂郡の町村を想定して申されたのではないしょうか。下田市については、本年9月の定例議会で議員より情報公開法の条例の制定の提案がありました。否決はされましたが、この12月の定例議会では、当局側から情報公開法条例の制定の提案がなされ、一昨日、14日に委員会で採択されたとの報道がありました。

ちなみに静岡県内の市町村における情報公開条例の実施状況は、本年9月29日現在、74市町村中24市町が制定しております。町は7町でございます。近隣市町村の動向に合わせ条例の制定を考えたいという言葉は、「開かれた行政」を目指し、地方分権の推進を図ることを選挙中に報告された町長の言葉とは思えません。

以上、情報公開条例を制定するつもりがあるのか。あるとすれば、いつごろを予定するのか、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

以上、明快な回答をお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第1番目でございますけれども、前議会で地区懇談会の実施、庁議の充実、縦割り行政が図らずも築き上げてしまった行政的閉塞感、閉鎖感の打破という大原則を3月の定例会で述べさせていただきました。地区懇談会につきましては新年早々実施にこぎつけ、相当の手ごたえを確信しております。また、この会は例年継続していく予定であります。庁議につきましては、各課業務が縦割り行政されてしまわないよう回数等充実させ、各課長が各課の業務のみに埋没してしまわないよう心がけております。また一般職員も各課業務のみの遂行にとどまることなく、その潜在能力をすべてを行政全般に注げるよう、学習、研修のさらなる強化を現在検討中であります。

そして情報公開条例でございますけれども、情報公開条例に関する質問は9月の定例町議会一般質問でございましたが、情報公開制度は地方分権制度が進められる中、また行政改革を推し進める上で、公正で透明で民主的な行政を行う責務を果たすことが求められており、重要な制度であるという認識のもと、近隣市町村の動向を見きわめるとともに、文書保存の制度の改善とあわせて条例制定に向けて平成12年度に作業に取りかかり、平成14年度4月1日施行に向けて、約これが1年半ぐらいかかる、かなりの期間を要するということでござい

ます。そういうことを含めて、平成14年4月1日を目標に公開条例については努力したいなと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） よくわかりました。ということは、平成12年度に策定作業に入って、14年度に、これは賀茂郡の町村というか、首長会の中で、そういうような申し合せになったということですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） そういうことではございません。町でやろうかということで、課長会議で話し合っておりまます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 先ほど質問しましたように、町長は「開かれた行政」ということをよく言われるわけですね。このいわゆる「開かれた行政」というのは、町民に情報をいっぱい与えて、そして町民が、その情報により町政に対する判断をする、そういう場を与えてあげるという非常に大事なことだと思うんですけれども、いわゆる町がそういう情報の提供と説明責任、いろいろやることに対する説明責任、そういうことに対して「開かれた行政」ということを町長は言われていると思うんですが、この14年4月というのは、12年度から策定作業に入って14年4月1日というのは約2年間もあるんだけど、何をこれ検討するんですか、その2年間に。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 総務課長にさせます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今町長が説明申し上げましたように、12年度の初めからそれにかかりたい。これ、なぜそんなにかかるかということですが、役場の中の書類を梅本議員、見たかどうかわかりませんけれども、合併当時、30年当時からの書類がたくさんあります。今回も観光課の移設に伴いまして倉庫を処理しましたが、これは相当な量の文書管理となります。公開条例をつくりまして一般に文書を公開するには、これ全部簿冊の整理を始めなければならない。これも莫大な仕事でありまして、各課それぞれ担当の係ごとに簿冊を全部ファイル化して、住民の要望にこたえるために、すぐ出せるようにしておかなければならぬ。そういうことで、まず全職員に認識させると。公開条例とはこういうものだということを認識させて、まず簿冊の割り出しから始める必要がありますので、これは相当な時間を要するもので、単に簡単にはいかない。

これも職員でできるものではありません。初步的なことはできますけれども、後は専門の「ぎょうせい」。法規、例規集等をつくっております「ぎょうせい」。ここで、既に松崎町はことし委託を始めました。そういうことで、これは相当な、1,000万近くの金がかかります。ですからそういうものも新年度の補正等で計上させていただきたいと思いますが、約1年半ぐらいかかる。そういうことで非常に期間が長くて、もっと早くできないかということもあるうかと思うんですが、ひとつご理解を願いたい。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） ノートづくりの中で簿冊の整理に時間がかかると。それはそれで結構です。ただ、例えばこの条例が制定される14年4月1日までの間に、例えば町民から情報が欲しいと言ったときの対応というのは、当然対応してくれるということで考えてよろしいわけですか。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） ええ、当然、一応情報公開条例ですから申請していただきまして、その申請した中にも、開示していいものと、非開示とあると思うんです。個人的なもの、秘密的なもの、いろいろあると思うんですが、そこいらのところをはっきりさせなければならない。ですからほとんど、町長の資産の公開だとか職名だとか、それは公に公開すべきだとなっていますので、そういうものはすべて4月1日からは公開するということになっていま

す。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） わかりました。公開する意思はあるということでこの場は承って、できれば町長、条例ができる前に、いわゆる公開をする要綱みたいなのを、今言われた、例えば公開できる文書と、できない文書がある。これに関してのある程度の基準的なものを町側でつくれられて、条例の前にそういうことをやられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） これは地方分権で出てきますが、これまた来年の3月いっぱいに作らなければならない。その件もそうですが、前もって、条例化するには皆さんに全員協議会か何か開いていただいて、十分ご協議願って制定していきたいと思います。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町の積極的な姿勢というのはわかりました。ちょっとおくれぎみじゃないかなとは思うんですけども、一応やるということで。

それで、最後に私としては、本当はもう南伊豆町が一番初めに、賀茂郡の町村に先駆けて、町長が「開かれた行政」ということを言わされたんだから、そういう意味で格調高い情報公開条例をつくっていただきたいなと思っていたわけですけれども、それに関しては、北海道のニセコ町のすばらしい情報公開条例の前文がありますから、一言読ませていただきます。

「まちづくりの基本は、その主体である私たちの町民がみずから考え方行動することにある。そして私たちがみずから考え方行動するためには、町に関するさまざまな情報や、まちづくりに対する考え方などが私たちに十分に提供され説明されていなければなりません。このことは民主主義の原理であり、住民自治の原理であると考えます。今は1人1人の価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中にあって、よりよい地域の創造のため、私たちは歴史に学び、新たな価値の構築に向け努力をしていくことが求められています。私たちは、まちづくりの諸活動がすべての人を開かれ、公正で、わかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有化を進め、住むことに誇りを感じ、喜びを分かち合える郷土、私たちのニセコづくりのために、この条例を制定します。」このような格調高い前文があります。ぜひ南伊豆町も、すばらしい条例をつくってください。

引き続き、2問目の質問に入りたいと思います。

通告のとおり、老人福祉センターの建設についてご質問をいたします。

平成7年度から本年度までの南伊豆町過疎地域活性化計画に、平成8年度事業計画として保健福祉センター建設事業が記載されています。施設の規模は1,820平米で、概算事業費を5億6,700万と見込んだ計画です。当然財政事情から本年までローリングされてきたわけですが、既に計画年度も残り少ないわけであり、南伊豆町過疎地域活性化計画による事業の遂行は不可能であることは一目瞭然です。しかしながら、高齢化社会は既に到来し、介護を必要とする老人の福祉のための施設、特別養護老人ホームや老人保健施設等は、介護保険制度の発足を来年4月に控え、十分とは言わないまでも、着々と進められています。一昨日、14日には特別養護老人ホームみなとの園が竣工披露され、さらに平成13年度の開設を目指した老人保健施設の建設が予定されています。

そのような中で、介護を必要としない元気老人の疾病予防対策や健康づくり、そして生涯学習の拠点となる十分な施設が南伊豆町にはありません。強いて言えば、中央公民館や社会福祉協議会の使用する社会福祉センターを利用し、老人クラブ等が行われています。ちなみに南伊豆町の老人クラブの数は29あり、加入対象者、つまり高齢者ですけれども、は3,230人です。そのうち加入数は1,636人、加入率は50.7%です。これはことしの4月に出た「町政要覧」からです。この数字を見ても、老人の疾病予防対策や健康づくり、そして生涯学習

の拠点の必要性が非常に高いことはわかりますし、社会的な要請であることもわかります。町長は高齢者福祉をどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。近隣市町村では、河津町、東伊豆町、松崎町は既に保健福祉センターを建設し、現在、西伊豆町が保健福祉センターの建設に着手しています。近隣市町村の動向を見た場合に、南伊豆町もそろそろ計画に着手する時期かと思いますが、町長の考え方をお聞きしたい。

話は変わりますが、現在、南伊豆町の元気老人率は 95.42% であり、静岡県内74市町村中 39番目であり、下田市、賀茂郡内では 5 番目に低い数字です。ちなみに県内一番の東伊豆町の元気老人率は 98.14% です。南伊豆町と実に 2.72% の差があります。南伊豆町の元気老人率が、もし 2.72% アップしたと計算すると、計算上は約 87人の元気な老人がふえるわけです。寝たきり老人43人、痴呆性老人19人、虚弱老人86人、要援護老人 148人、合計 296人の老人から単純に87人が減少するとは言えませんけれども、数字的にはそういう形になるわけです。元気な、介護を必要としない約95%の老人が、緑飲トークで県知事の言った新G N P、つまり「元気で、長生きして、ぼっくり行く状態」を保つためにも、保健福祉センターの建設は必要なものだと思います。

町長は、よく「箱物はつくらない」とおっしゃっていますが、財政事情が厳しいのはわかりますが、寝たきり老人等がふえることが南伊豆町の老人医療費をふやし、また介護保険の運営にも支障を来す事態となることが予想されます。十分に意味があり、必要のある箱物、施設は至急につくるべきであると考えます。本町の社会資本の充実はまだまだ必要であると痛感していますが、町長はどのように考えますか。財政的な事情を考えたとき、十数億円もするような近隣市町村の保健福祉センターのような大規模なものではなく、用地取得を含めても五、六億円程度でできる規模のものを、つまり老人福祉センターの建設を町単事業としてやっていく考えはないか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

多年にわたり社会の進展に寄与してきた者にとって、かつ豊富な知識と経験を有し、敬愛されるものとして高齢者がともにいたわり合う友愛ホーム事業や各種スポーツ大会、各種の演芸会等の開催により、いわゆるぼけないことや寝たきりをつくらない対策や、家の中に閉じこもらない対策を優先した対策が必要であり、不幸にも介護が必要となった方々の処遇につきましては、施設入所サービス、短期入所サービス、デイサービス等の現在展開しておりますサービスや、今後介護保険制度によります各種サービスの提供による高齢者福祉を今のところは考えております。

また、詳しくは福祉課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） それでは、お答えいたします。

まず、保健福祉センターの建設をということでございますけれども、現在、先ほど梅本議員さんがおっしゃったとおり、みなとの園にデイサービスセンターができました。次に二条の近くに、また民間でデイサービスセンターをつくります。そういう面で、福祉センターにつきましてはデイサービスセンターの事業を終わらなければなりません。さらに6人から7名程度の人員を確保しなければなりません。その辺になりますと、現在の財政状況、それから後年度負担の状況を考えますと、ちょっと今現在ではということで考えています。将来的には、先ほど言ったように過疎計画で、また総合計画等でうたわれたいますので、それは当然考えていかなければならない状態になるんじゃないかなということで検討しております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 福祉というか、高齢社会に向けての福祉を、この町として町長はどのように受けとめていくのかというのが、まず1点目の質問だったんですよ。それと今福祉課長から言われた保健福祉センター、これは管理上の問題がいろいろあると。そしてデイサービスは十分対応できるみなとの園とか、二条にできる広瀬さんとかね、そういう形の中で対応できるだろうと、こういう話があったですね。だからそういう意味で保健福祉センターでなくて、いわゆる老人クラブ、元気な老人が南伊豆町の中で、南伊豆町というのは非常に環境もいいし、温暖だし、何か元気な老人というか、老人が長生きしている町みたいに思えるわけですけれど、現実は先ほど言ったように町長、静岡県でも元気老人率はそんなに高くなかったりですよ。東伊豆町が一番というのはちょっと不思議なんですかけれども、このような中で元気老人率を、できれば上げていく。そして健康課長が非常に頭悩ましているでしょうし、いわゆる老人医療費のことを。そういう部分を減らしていく、こういう施策を考えるために、この老人福祉センターをつくったらどうかと町長に言っているんです。これは結局は、一昨日のみなどの園の竣工式のときに西伊豆の窪田町長にちょっとお話をしたんですよ。町長、やってますねと。そうしたら町長、こう答えました。あれはうまくいったと。3億円ぐらいでできたんだと。それで福祉センターだということでした。いわゆる福祉センターだと。それで、国の公共事業の前倒しで、3億円のうち1億5,000万円ぐらいを、これは正確でないんですけども、補助を受けたと。うまくいったよと。町単独事業でやろうとしたんだと初めは。こういう話もありました。そういうことを踏まえて、もう一度回答をお願いしたいんで

す。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） 西伊豆町さんのその3億というのは、介護関連事業ということで、我が町もそれに乗っかりまして、10分の10の補助金で中央公民館を改修しました。たまたまその段階で、そういう発想があったようです。それに乗っかったものですから10分の10、要するに補助金 100%だったわけですね。今回、我々はそれに乗れなかったものですから、先ほど申し上げたとおり、例えば老人、社協のあそこの改修する、すべて町単になります。それは私ちょっと試算はしていませんけれども、やっぱり億の金がかかるんじゃないかなと。さらに町のセンターとすると、社会福祉協議会、国は入っても結構なんですかけれども、やっぱり関係者を置かなければならないということがあるわけです。その辺も考えまして、今すぐというわけにはちょっといかないかなということで考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 老人福祉センターの建設ということと、高齢者に対する町の対応、今後、町はどういうふうにそのことをやっていくのか。それは当然、介護を要する老人に対しては、先ほど言ったように福祉、いわゆる介護保険の制度とか、みなとの園、そして老健施設もできる、こういう中で、十分とは言えないまでも、ある程度のことが出来上がってきている。そういう中で先ほど言った元気老人率、元気な人たち、介護を必要としない老人たちに対する町の考え方というものを、もっと聞かせてほしいなと思いますけれども。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 施設については、今楠課長が言ったとおり、前向きに将来は考えることで納得していただきたい。そして高齢者についてどう考えるかというと、私はボランティアによる会、そういうものをこれから育て、実際にボランティアグループによってマーガレット会とか、クスノキクラブとか、そういう福祉に関して今2団体あるわけです。そういうのをこれからも助成して、ある面では側面から応援できるんじゃないかなとは考えておりますけれども。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） よくわかりました。何しろ南伊豆町というのは、先ほど申しましたように町長、非常に気候のいいとこだと、温暖なとこだと、そして温泉もあると、このような町。そして伊浜なんていうのは昔から高齢者が多い、非常に元気に長生きする村であると。そういう形で、南伊豆町というところは非常に長生きの人が多いんじゃないかなという印象があると思うんです。そういう中で、やはりそういう施策を考えていく、それがまちづくり

じゃないかなと思いますもので、ぜひひとつ老人福祉センターも町単でもいいんじゃないかなという、そういう意気込みでやってもらいたいと、こういう要望をして、この質問は終わりたいと思います。

第3番目の質問になります。通告どおり、ボランティアとNPOの活用についてご質問いたします。

町長は、よく「ボランティア」ということを言われていますが、ボランティアによるまちづくりとは、具体的に町長がどのようなことを想定されているのか、お聞かせを願いたいと思います。

本町議会9月定例会におきましても町長は、行政報告の中の地区懇談会についての中で、「8月にボランティア活動の啓蒙に主眼を置き、旧6カ村単位で青少年の地区懇談会を開き、約100名の出席を得た」と報告し、その中で数名のボランティアの理解者があらわれたと報告していますが、町長は南伊豆町で、どの程度のボランティア団体があるのか調査したことありますか。調査したことがあれば、その団体の数と、また、どのようなことを活動目的にした団体であるかを報告してもらいたい。またボランティア団体の数や活動目的を把握しているのであれば、町当局としては、これらの団体に行政としてどのようなサポートをするつもりか、お聞かせを願いたい。もしボランティア団体の数や活動目的を把握していないのなら、速やかに調査をすべきだと考えますが、町長はどのように考えますか。

次に、ボランティアとNPO、いわゆる民間非営利団体の活用についてですが、どのようなものとして町長はボランティアとNPOをとらえているかをお聞かせ願いたいと思います。

静岡県議会12月の定例会で渥美県議のNPOに対する質問に対し石川県知事は、NPOの存在と役割が行政、企業と並んで社会を支える新たな担い手となる方向に動きだしたとの認識を示し、本年度中にNPO活動に関する基本指針を取りまとめると答弁をしたそうです。また国が緊急地域雇用特別交付金約2,000億円のうち静岡県に約52億円が配分され、県は、これを財源として緊急地域雇用特別基金を創設したそうですが、町長は、このことを知ってましょうか。これは2001年度までの期間で民間企業や自治体、NPOが実施する事業に交付するほか、市町村が企業やNPOに事業を委託する場合に、補助金を支給することを目的とした基金だそうです。

話は多岐にわたりますが、町長は「エコマネー」という言葉を御存じですか。エコマネーとは、通産省のサービス産業課長、余暇開発室長の加藤敏春氏の著書で、「環境、介護、福祉、コミュニティ、文化などに関する多様でソフトな情報を媒介する21世紀のマネーのことである」と定義されています。静岡県でも既にエコマネーの研究、実験に着手するとの報道

がありました。エコマネーの利用方法は多種多様にたわりますが、少々説明させていただきます。

まず、長野県の駒ヶ根市の電子マネー「連れてってカード」は、キャッシュカードの機能にプリペイ機能、ポイントカード機能を付加した多機能カードであり、経済の地域内循環を目的としたものです。人口である3万5,000人の半数以上の約1万5,000から1万6,000人の地元消費者が利用し、商店街の売り上げもふえているそうです。また、住民基本台帳カードや健康保険ICカードにキャッシュカードや商店街カード機能を組み合わせたエコマネーも、神奈川県横須賀市や熊本県八代市、北海道滝川市等で研究され、各自治体でも導入する準備が進められています。このような、この話は少々ずれたんですが、私が話したいエコマネーはタイムドルといわれる利用法で、加藤氏の著書によれば、既に瀬戸内海の島にある愛媛県の関前町のグループらんらんが95年に開始しているそうです。このグループらんらんのケースは、毎年当初にメンバーが20枚の切符をもらってスタートし、30分のサービス、例えば病院まで送る、子供の面倒を見る、買い物してあげる等で1枚の切符を得るという計算方式によって運用されているそうです。逆にサービスが必要になれば、保有している切符によってサービスの対価を支払うことができるそうです。ボランティアも無償ではなくて、そのような将来のサービスを約束する方法で活発化することはできないでしょうか。

例えば南伊豆町のひまわりの会や日だまりの会の活動も、常に組織的に行われなくとも、このような方法の活動をお願いしたらいかがかと思いますが、町長はどのように考えますか。聞くところによると、ひまわりの会は、無償奉仕どころか会員の持ち出しもあると聞いています。このようなことに対して町長はどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 最初の、ボランティアのまちづくりについて、具体的にどのようなことを想定しているかということでございますけれども、南伊豆町が観光立町であることは、だれもが認めるところであります。昭和42年代当初の第1次民宿ブームにより、海型の観光産業を展開してまいりました我が町ではありますが、全国的規模で実感される観光形態の転換期、多様性の時代に対処すべく、当町に豊富に存在する自然、山、川の有効活用にも目を向けていかなければならぬ時期がきていると考えております。しかしながら多くの町村の例にも漏れず、南伊豆町の財政が決して潤沢でないことは否めません。では、その活用に要する力、パワーをどこに見出せばよいかということですが、今後ボランティアの力が町の礎となることは必至であります。私は、かなり早い時期よりボランティア委員会の発足を検討

しておりました。現在、既にひまわりの会、楠の会、マーガレット会等福祉的な活動を行っております。また消防団も、ある一面においてはボランティアの一画であろうと考えております。これらの福祉、消防分野に加え、観光、学術、建設的分野にも取り組んで組織体系化し、ボランティアの実施母体となるとともに、啓蒙活動に力を注げるようになっております。

このボランティア委員会ですけれども、私、今言ったように南伊豆町はお金がありません。それを統括的にボランティアというのを啓蒙する時じゃないかなということで、先日も文化協会の役員の方とボランティアということについて話し合いました。そして今までと違った、今言ったように、マーガレットとか楠クラブ独自にやっておりますけれども、それをある面では一つの会として有機的に活用していかなければならない時期にきているのかなと、そういうことを考え、ボランティア委員会、名前はボランティア委員会となっておりますけれども、このボランティアに関する仲間を調査し、この南伊豆町においてどのぐらいの人がこういう活動しているかということを調査し、また、どういう規約をしたらいいかということも今役場の職員にお願いしております。そういうことで、これから町がある面では、側面から、このボランティアについても前向きに取り組んでいかなければならぬんじないかと考えております。そして先ほど言いましたけれども、マーガレット会員、ボランティアグループ等、楠クラブ会員名簿、そして個人ボランティア名簿とか送迎ボランティア名簿、ひまわりの会ボランティア名簿ございます。人数については割愛させていただきますけれども、現在これだけの方が動いているということは認識しております。

そして、ボランティアとNPOの活動についてどのように考えるかということですけれども、私はNPOの前段階がボランティアと考えております。1人でも、例えばボランティアと認めるようなことをしたならば、それはボランティアであり、それが組織化し、規則、規約をつくり、そして法人格を持ったときにNPOということで私は、もしかしたら間違っているかなというような気はしますけれども、NPOの前段階がボランティアと考えております。南伊豆町については、まだボランティアを育てる段階でありますもので、現在のところは南伊豆町にはNPOはないと、そういう認識を持っております。

そして、先ほどの緊急雇用につきましては総務課長の方から説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 国の緊急雇用対策、これは9月の補正予算の中で説明いたしましたと思しますけれども、一応52億の内、財政規模とか人口、そういうものによりまして、大体この近辺の市町村には1,000万前後です。うちの方は990万ほどもらいまして、鈴野線の木の

伐開、それから観光、菜の花とさくらまつり、これに関して 300万円。こういうことで、9月の補正で計上しております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今町長、ボランティアの人たちの数、人数は把握しているという物の言い方だったですね。団体というのは、まだ把握はされてないということですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） マーガレットという会があります。それと楠クラブ、そして個人ボランティアということで、個人で9人。これは差田希望の里のシーツ交換ということで。送迎ボランティアということで9人。そして、ひまわりの会ボランティアというのが、現在こちらの方で把握している人数です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今町長が把握しているのは、ボランティアといつても既にあるものですね。ボランティアというのは、まちづくりに対するボランティアというのは福祉だけじゃなくて、いろんな意味であると思うんですよ。例えば私が9月定例会の委員会でクリーン作戦のことを質問しましたよね、なぜクリーン作戦やめたのかと。このクリーン作戦を、海中クリーン作戦を手伝う人、例えば町民体育祭を手伝う人、そして黒潮和太鼓まつりを手伝う人、そして元気な百姓まつり、菜の花とみなみ桜まつり、そしてレディース・ロードカップ、こういうイベントを手伝う人たち、この人たちもボランティアじゃないんでしょうか。この辺のことをどういうふうに考えているのか。そしてボランティアを町長、育てる、サポートしていくと町長言われているのに、ボランティアの活動をつぶしている。いわゆる町民体育祭もやめる、そして海中クリーン作戦もやめる。この辺のところがちょっと私わからないんですけれども、ひとつ。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 体育祭については土屋課長の方に答えさせ、そして海中クリーン作戦については、ことしたまたま選挙中ということで、私の方は今、企画の方で来年度やるということで今計画中です。別に、前に言いましたけれども、たまたま選挙中ということで、大体期間が5月ごろということが限定されているそうです。そして、ことしは、要するに私が就任したとき2月23日ということで、もう期間がないから休んだだけであって、私は、そういう言葉が足りなかったかもしれませんけれども、ことしは今計画はしております。多分来年度は実行すると思います。そして体育祭については、土屋課長の方からまた説明させます。

○議長（大野良司君） 教委局長。

○教委事務局長（土屋 敬君） 町民体育祭の中止につきましては、9月の委員会で石井議員の方から質問がありまして、私ちょっと舌足らずで申しわけなかったんですけれども、町長の方は、安易に中止はするということで、私どもの方いろいろ調査をいたしまして、どうしても区長さん方あるいはまたそのほかの方々で、選手の選定であるとか、もちろんのこと非常に負担がかかっているということで、ぜひこれは何とか再考していただきたいという意見が相当あります、アンケートをとりました。その結果、全町民の中の7割近くにわたる区で、やめていただきたい、あるいはまた、そのほかの代替えをしていただきたいということで、とりあえず今回、今年度は中止したということで、来年度以降については、町民体育大会にかわるイベントといいますか、皆さんのが参加できるような幅広い、子供から年寄りまで参加できるようなものを今教育委員会の中で検討中でございます。そういうことで、安易に中止したということではありませんので、申し上げます。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 質問に全部もらってないので、質問を続けます。

それで、レディース・ロードカップに関しては、これ、やめるというような意見を聞いているわけですけれども、この辺のことちょっと聞きたいと思いますけれども、先ほど町長に言いました、いわゆるエコマネーのうちのタイムドル、これをどういうふうに考えるか、こういうことをやっていく考えがあるのか。私が言っているボランティアとNPOの活用というのは、県知事が緑飲トークでも言ってましたように、ボランティアというのは決して無償じゃないんだと。有償のボランティアもあると。NPOというのは、ある意味では生活しなくてはならないから、生活するだけのいわゆるお金ですか、そういうものはNPOというのは必要とすると、そういう考え方なんですね。単なる無償という考え方で今町長言われているように、お金がないから無償で皆さんの協力を得たいというような町長の発言に感じるわけですけれども、その辺の認識をもう一度聞かせていただきたいというのが、私のきょうのボランティアの考え方なんですよ。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私、ボランティアの次にNPOがくるということについては、いいわけですね。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） NPOとボランティアというのは、そういうふうに考えてないんです。

- 議長（大野良司君） 町長。
- 町長（岩田 篤君） そうですか。ボランティアも、だからN P Oも、要するに必要経費については認めていいというのは、それは私も資料で勉強はしております。それは認めております。ですから必ずしも無報酬というわけではございません。
- 議長（大野良司君） 梅本和熙君。
- 4番（梅本和熙君） 先ほど一般質問の中で、ひまわりの会の中で、いわゆる持ち出しがあるというような話を聞いてるわけですよ。そういうことに対して、いわゆる町がサポートするというお話があった。そういう話の中でボランティアというものを町長、無償ということを考えているんではないか。サポートしていくというのはどういうことかといったら、そういう部分、資金的な部分もサポートしていくというのは、ある意味ではあっていいんじゃないとかと、このように考えたわけですけれども、その辺どのように考えていますか。
- 議長（大野良司君） 町長。
- 町長（岩田 篤君） ボランティアについて、私もこれからの町政について、ボランティアを活用しようということで今勉強中で、そこまで、お金のことについてまで。ただ、ボランティアについては無償という先入観がありましたもので、これからはボランティア委員会ということで、これからどうしたらしいかということを今、要するに規約をつくって、そういう会をつくろうよと。今までずっといろいろ、忙しいと言っては申しわけないですけれども、その中において、自然診断委員会の中にボランティア委員会ということで。ですから自然診断委員会というのは必ずしも福祉だけじゃなくて、開発だとか自然の山、荒れている山だとか、いろいろ考えて、その中でボランティア委員会ということを考えていたわけです。そしてその中に福祉だとか、いろいろ、もうもう入ってくるなということで、それを踏まえた中で規約をつくって、町が、ある面では町の立場を明確にしなければいけないんじゃないかなということで勉強会を、少なくとも1カ月ぐらいでもいいからつくってくれよということで、指示したばかりでございます。
- 以上です。
- 議長（大野良司君） 梅本和熙君。
- 4番（梅本和熙君） いろいろわかりました。それで先ほど町長に言いましたエコマネーのうちのタイムドルとか、エコマネーということに関して県が非常にこのごろ重要なものとしてとらえているみたいです。このエコマネーというのは、まちづくりというか、いろんな意味での一つのキーワードになってくる言葉です。県の方でも、この研究委員会がもう発足しているはずですから、この辺のこともぜひ研究されて、今後のボランティア活動とかボラン

ティア委員会の方でぜひ活用していってもらって、いいまちづくり、ボランティアによるいいまちづくりというものを町長考へて、ぜひやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君の質問を終わります。

#### ◇ 谷川次重君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） 通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、風力発電についてお尋ねいたします。

この件は、先ほど斎藤議員から質問がありましたけれども、私も前々から風力発電に強い関心を持っておりますので、再度質問をさせていただきます。

今、風力発電はクリーン・アンド再生エネルギー、そして経済的にも融合エネルギーということで全国の自治体、民間事業者が積極的に推し進め、本年度には二百数件の申請が出されるとのことでありますし、2005年までがピークで、全国 1,000カ所ぐらい設置されるだろうと予測されております。先ほどの町長の話で一町田が余り風が吹いてないということですが、ある民間のコンサル会社が次のように予測しておりますと、一町田の地形を考慮し、石廊崎観測所のデータを用いて風況分析をしたところ、あの建設計画地では地上70メートル高さで年平均風速 6.3から 6.8メートルぐらいの風が吹くだろうと。この風速値は県内でも御前崎に匹敵する豊かな風況であり、風力発電事業を行うには良好な地域であると。例えば出力 1,500キロワット相当の風車を建設した場合、15年間の売電収入は、平成11年12月現在、東京電力では 1キロワット当たり11.7円で売電していますので、15年間で 5億 2,000万から 7億円の収入が見込まれると。建設費は大体 1キロワット当たり30万程度といわれておりますけれども、先ほど斎藤議員の話もありましたとおり、2分の 1は政府機関である N E D O が補助を出してくれますので、十分に収益はあると、こういうふうに予測しております。

また、北海道室蘭市では昨年4月、出力 500キロワットの 1号機で風力事業を開始し、ことし4月からは 1,000キロワットである 2号機も稼働し、売電収益から起債の償還や必要経費を差し引いても年間 3,000万弱の黒字が見込まれると。先駆的な事業に踏み切ってよかったですと、素直な感想を述べられているという記事がありましたけれども、この風力発電の建設を町としても積極的に推し進めていくべきだと思いますが、町長のご見解を賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 企画課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） それでは、風力発電についてお答えいたします。

先ほど斎藤議員に対しまして風力発電についてはお答えしたんですけども、一応県の方で現在、一町田につきまして風力発電の調査を行っております。特に10月、11月と4.09と3.86という数字を先ほど町長が発表いたしましたけれども、ここにつきましては、一応県の企業局の方で予測しておりますのは、5メートル以上の風が年7割以上吹かないと企業局としてもやりませんよと、こういう話があります。

それで、私たちの方といましても、その風力発電を行うためには石廊崎の方も考えているわけなんですねけれども、あそこにつきましては、まず国立公園の関係が出てきます。それと伊豆西南海岸、またここにも厳しい法律があります。そちらをクリアしなければならないので、県の企業局の方も、そういう地区についてはちょっとできませんよと、こういう回答があったもんですから、とりあえず、あそこで調査を開始したわけです。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 風の状況でやれれば、先ほど町長さん前向きに進めるということですけれども、風任せの部分はあると思いますけれども、どうか積極的に推し進めていただきたいとお願いしまして、この件は終わらせていただきます。

次に、児童会館建設についてとあります、けさ方、お母さん方が後ろの傍聴席に見えておりますけれども、私が今回、児童会館建設の問題を取り上げるという話をしましたところ、町長さんの答弁が聞きたいということで来ておられたんですが、地区懇談会でもこの質問があったそうですが、この児童会館の建設、どういうふうに町長考えられているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 児童会館の件につきましては、南伊豆町児童育成計画を策定のためアンケート調査を実施しておりますので、その結果を含め、福祉課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） お答えいたします。

このご質問の児童会館の件につきましては、確かに町長がおっしゃったとおり児童育成計画のため、要するにエンゼルプランの作成のためにアンケートを行っております。その結果を説明しますと、就学前の児童の保護者 434名です。それから小学校の低学年、これは3年生以下なんですねけれども、を対象にしています。その3年生以下の保護者が 266名。全保護

者 700名、全員にアンケートを出しました。その結果につきましては、有効回答数は 419名でして、回収率は 59.86でした。残念ですけれども、半分ちょっとぐらいしか回収率がありませんでした。その結果、ゼロ歳から 2歳児の母親たちですね、その児童はどこで過ごしますかという質問については、80%が自宅ですと。ゼロ歳児から 2歳までですね。3歳から就学前、要するに 3歳、4歳、5歳の児童につきましては、80%が保育所か幼稚園に通っているということでございました。アンケートを回収した小学校の放課後の過ごし方はどうするかということですと、やはり自宅で保護者と過ごすという方が約半数おりました。友達と近くで過ごす、要するに同級生同士で過ごすということが約30%ございました。休日の遊び場所はどこで遊びますかというと、やはり80%が自宅ということでございまして、公園や広場など屋外で遊ぶ子供は少数できました。

公園や遊び場への要望として、就学前と低学年ともに重複回答がありますけれども、両方聞いたわけですけれども、そうすると、小さくても、すぐ近くにある公園または雨の降る日でも遊べる場所が欲しいというのが70%ございました。例えばアスレチック公園とか公共施設の中、要するにこういう、本人に、100%とは限らないですけれども、いわゆる公民館的な公共施設を開放してほしいという方が50%おりました。こういうことで一番の希望を推しあなれば、保護者の方たちは全員が、自分の家の近くに小さくてもいいから公園が欲しいということになったわけです。そういうことになると、なかなか場所、児童館ということも当然考えなければならないわけですけれども、場所の問題、どこにつくったらいいか。34地区の、先ほど申し上げた 700人にアンケートして約20人ぐらいの回答がきた中で、皆さん方、近くで、近くでということで、まず先に場所選定が必要だと思うんです。ですから例えば児童館にしても、空き教室とか、どこかの空き公共施設があれば、そこを改修してということが可能だと思うんです。そういう面では小さくなりますね、規模が。どかんと大きいのが一つあると低年齢児が通えない。ともに親も来なければならぬ、そういうことがあるものですから、なかなかその辺が難しいと思うんです。

もう一つは、近く近くにつくれば、その管理者が 1人つかなければなりません。真ん中につくれば、例えば 1人か 2人要るわけですけれども、そうなると保護者の方では通えないということがあるものですから、その辺は、例えば先ほど申し上げたエンゼルプラン、児童育成計画は、いろんな児童の対処の方法が記載されていますものですから、それも含めて今後もまた検討させていただきたい。そういう意味では今検討中でございますけれども、さらにまた検討させていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） とりあえず、例えばお金がなくてつくれないとか今検討中ということですけれども、三坂の幼稚園の跡、来年廃校になるというお話ですけれども、その跡とか、武道館を開放していただけないだろうかという、そういう話もあるんですが、この件はいかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 局長。

○教委事務局長（土屋 敬君） 来年の4月に三坂の幼稚園が廃園となりまして、あの建物をどうするのかということで、現在は教育財産になっておりますけれども、あそこのすぐ上に差田保育園もございますので、あれは行政財産の方へと管理がえまして、その中で差田保育所をどうするかということの方から考えていきたいということで、現在教育委員会としては、あの今ある校舎をどうする計画があるという計画はございません。

それと、あと武道館ですけれども、夜間は各武道団体が月曜から土曜日まで毎日活動しております。日中につきましては、行政懇談会のときでも、あらゆるときに、要するにあそこへ管理人を置いておけば一番いいんですけども、やはり管理人を置くとなるとそれだけの入会費もかかるということで、管理人がなく、教育委員会の方へ来ていただければ、あそこのかぎを貸して、あいてるときには何か親子で遊んだりとかというようなこともやっているようです。そういうことで開放しておりますので、どうぞそういった方にはPRしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 最後に、いよいよ来年4月から介護保険が始まるわけでありますが、高齢化社会を迎える、この介護保険を中心というか、軸としまして、介護という問題が市町村行政の重要課題になってくるかと思います。先日、私は厚生省の介護保険制度実施推進本部事務局に所属されている人の話を聞くことができましたが、その人が、この人は介護保険導入に当たって全国三百数カ所の市町村で話をし、指導に当たってこられた人ですが、この人が、今介護保険が始まろうとしているここに至って、全国市町村で介護保険を含む介護の問題に対して進んでいるところと、おくれているところの格差が大変大きくなってきており。そしてそれは当局の、とりわけ町長さんとか市長さんの長の姿勢の差にあると。積極的に市町村が介護問題に主体的に取り組んでいるところと、いつまでも国の指示を待っているところの差は大きいという話をしておりました。

例えば、訪問健康指導に力を入れている山形県上山市では、97年度の老人1人当たりの医療費は、全国平均74万1,000円に対して58万円という結果が出ておりますし、65歳以上の人

口に占める寝たきりの割合を見ましても、全国平均5%程度に対し、予防介護に力を入れている長野県佐久市では2.8%であり、福祉医療の連携によりサービスが充実している兵庫県五色町では1.5%、高齢者が住みなれた町を離れ、手厚い看護サービスを求めて移り住むという介護移住で有名な広島県御調町では0.95%という結果が出ております。この介護の問題、主体的にどう取り組まれていくお考えか、町長の考えをきかせていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

現在の制度におきましては、施設入所サービス、短期入所サービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス、福祉用具の給付、貸与サービスを行っており、さらには居宅介護を行っている介護者に対し介護手当の給付を行っております。今後におきましては、平成12年4月1日から始まります介護保険により介護サービスを行っていくこととなります。

そこで、現在不安が出ているいわゆる介護漏れや、第2号被保険者で身体障害者で現在福祉サービスを受けている者の問題が生じてきますので、行政報告で申し上げたとおり、社会福祉協議会や介護保険施設に委託して実施できるよう協議、検討中であります。

詳しくは福祉課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） 行政報告で申し上げたとおり、要綱がございまして、まずい要綱なものですが忘れちゃうんですけれども、その中でも生活型介護とか、そういう差別がございますものですから、そういう問題で介護漏れの方たちを救っていきたいということで考えております。今問題ないかと思うんですけれども、現在サービスの方の問題があると思うんですね。それが介護、要するに先ほども申し上げたとおり、行政報告にありましたとおり、既に介護認定審査をしたら4名の方が自立ということの結果が出たわけです。それをどうするかという問題が当然あると思うんです。その辺は先ほど申し上げたとおり、社会福祉協議会等々、または介護保険施設の方、先ほど申した二条の方にも行きますし、みなとの園、社会福祉協議会もありますものですから、その辺で、どの部分ができるかということをいま協議しておりますもんで、今後期待していただきたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 厚生省は今、在宅介護と特養等の施設介護の中間としてグループホームという、これは痴呆介護の切り札ともいわれておりますが、これを積極的に推し進めようしておりますが、このグループホーム、どういうふうに取り組まれる考え方、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠千代吉君） これにつきましても、我が町にございます社会福祉法人が今検討しております。場所もある程度選定しておるようですし、近い将来にはこれできるようすで、ぜひご期待していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） では最後に、ふえますと大変金がかかる、金食い虫だというみたいに思われておりますけれども、次のような調査研究の結果が発表されております。これは1997年の茨城県の調査研究であります、土木立県といわれた茨城県の調査研究というところがおもしろいとこだと思いますが、それは不況対策に一番有効といわれている公共事業の経済誘発効果と、この介護の経済誘発効果との比較でありまして、公共事業の誘発効果というのは、投入1に対して2.49倍の効果があると、こういわれてますが、これに対しては、介護の生産誘発効果が投入1に対して2.52倍だと、こういうふうな研究結果が出されております。どうかこの点を踏まえまして、積極的にこの介護問題に取り組まれていかれますことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（大野良司君） 会議時間の閉議の時間となります。南伊豆町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、一般質問の都合によって、一般質問が終了するまであらかじめ延長いたします。

---

#### ◇ 藤田喜代治君

○議長（大野良司君） 5番議員、藤田喜代治君の質問を許可します。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

○5番（藤田喜代治君） それでは、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

最初に、イノシシの被害対策についてでありますけれども、まず第1に、その対策の進捗状況について質問いたします。

かねてより進捗状況を気にしていたわけでありますが、過日、下田市須原では人がイノシシに襲われ負傷するというニュースが流れました。我が町でも昨日、農作業中の主婦がイノシシに襲われ負傷するという事態が発生しております。ここで被害者には心よりお見舞いを

申し上げたいと思います。果して危惧していたことが現実となつたのであります。

さて、私は9月定例会において、イノシシ対策は重大事項として認識すべきであると申し述べたところであります。当局の取った対策の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、報告のような格好になるわけですが、ただいまの藤田議員のお話の中に、実は不幸なことであります。昨日、差田地区で午後3時ごろ、老婦人がイノシシに道で出くわしたという事件がございました。そんな中、共立病院へただいま入院しておりますが、本日、南伊豆町の獣友会の皆さんにお願いして駆除をしておるところでございます。

そんな中で、9月の定例会におきまして質問があった有害獣駆除の話でございますが、進捗状況はどうですかということですが、10月1日から10月15日まで南崎、竹麻、南中地区、そしてさらに10月17日から31日まで三坂、三浜、南上地区の有害獣駆除をいたしました。その結果として、南中地区は1頭、竹麻地区で1頭、南上地区で2頭、計4頭の捕獲をいたしました。こういう経過でございます。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 補助金等についての手当、その状況について成果というか、報告をお願いします。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 成果を上げる方策についてということでございますが、補助金ということでございましょうか。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 既に9月の定例会のときに、いろいろお願いをたり、お尋ねしましたけれども、被害に遭っている、あるいは被害対策を自衛でやる、そういう方についての該当者、これについて補助を出していいかと。要するに2万円以上10万円の間でと、半分にふやすというような話を聞いておったわけですけれども、それの中身がパンクしたのか、余裕があるのか。

実は、この配られた、あしたやる予定ですが、あしたの補正予算の中に75万ついているのは承知しております。いますけれども、当初100万たしかつてあったと思うんですが、この辺のことについて、残っているのかどうか。ふえているのか。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 予算に関連するわけですが、当初予算において100万円計上

いたしまして、9月において、さらに考えて100万円追加させてもらった経緯がございます。さらに、そのときにそういう質問がございましたけれども、今回になりますと、いろいろ数字にのぼってきますと75万ほど、どうしても不足であります。そこにおきまして今回の定例会に追加でさせてもらっていますが、総トータルでいきますと65件ほどになっております。

以上です。

○5番（藤田喜代治君） それと、ご報告いただきました10月ですね、全部で4頭ですか、しとめたイノシシ。町民の声では、よくやったという声は余り聞かれないようですね。逆にイノシシを逃がしているんじゃないのかというつらい話を耳にするので、こういう質問するのはやはり心苦しいですけれども、農林水産課長が直に鉄砲撃つわけじゃありませんので、この辺はつらいですけれども、獣友会に対して、いろんなお願いやら指導がされていると思います。この4頭の結果について課長はどう思いますか。十分と思いますか、不十分と思いますか。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 4頭というのは、前にもお話ししたように400頭から500頭いるのかなという中4頭というのはちょっと寂しい話ですが、現実的には、これが事実であります。

今、現況の話でちょっとお話ししたいと思いますが、11月15日から現在にわたるわけですが、大きく分けると三坂地区、南中地区などの獣友会の方ですけれども、この2地区が主になっているようですけれども、私が収穫の前に聞いた中では、40頭から50頭しとめているということでございます。

さらに、この効果を上げるためにつきまして、9月の定例会において有害獣の防止対策事業でお話が出た補助金ということもございますけれども、さらに獣友会の会員にお願いして、獣友会の会員であるハンター、何か資格のある人、そういう方の応援を頼むとか。そして、ことしの夏ですけれども、罠の資格を取った人が十数名おるんですが、その方が初めてできるのはこの11月15日からですけれども、今罠をかけると、今の時期だと犬も走るということいろいろ弊害がございますけど、獵期が終わった後、来年の2月15日以降ですので、タケノコなんかもいっぱい出てくるんですけれども、地元の罠の資格のある方は山を知っているでしょうから、そういう方々にもお願いして、イノシシを捕獲していくということを考えてみたいなと思っているところであります。

さらに、先ほど町長の行政報告の中にもありましたけれども、11月10日、移動知事室での質問の中で、さわやか緑飲トークの中で、うちの町の方々が知事にお願いという機会があり、

お願いした部分がありますけれども、県の農林部長のお話を私最近聞かせてもらったところ、この12月中旬に、県庁において、対策について話し合いをしていくんだよということを私は聞いております。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 課長、大変親切で、次に質問しようと思った方策について、もう既にご答弁がありましたので多くは聞きませんけれども、その中にありましたけれども、私がかつて以前に、たかがイノシシといえども、町民の生命と財産を守るという当局がこの方策をしたとして、40頭あるいはその前は4頭、十分か不十分か。いずれにしましても、まだ危険性があるわけです。現にきのうの事故があります。そういうことで私は、腕のよい狩猟者が若干不足しているんじゃないかな、こういうことを感じるわけです。腕のいい町内の狩人さんにとっては失礼かもしれませんけれども、人数が不足しているんではないかと。であるからして、きのうも出てきたと、こういうふうに解釈するわけであります。

あと、もう一つ、観光の面で遊歩道、歩くお客様、ヘルシーの関係で大分歩いてます、お金が余りかかりませんもんで。遊歩道なんかにイノシシがまた飛び出して、けがでもさせたら、観光イメージも落ちるわけです。そういうことも考慮していただいて、先ほどの答弁ありましたけれども、しっかりとお願いしたいと、このように思います。

続いて、2番目の質問になります。低迷の続く町の経済に対する行政の対応についてであります。

最初に、町内各業界、各経済団体の陳情や要望に対する対応や処理についてであります。さて、この経済不況の中、多くの陳情や要望が当局にきていると推測するわけでありますけれども、9月定例会での私の質問、すなわち現状の経済に対する町長の認識や対応ということで、その後、当局は観光産業における新世紀創造祭、そして奥石廊のユウスゲ、これのみの答弁をいただきました。これだけでは私は経済認識は十分でない、このように判断せざるを得ないわけでありますけれども、また同時に不安を感じたわけであります。そこで、この質問をするわけでございます。どうぞ陳情や要望に対し、対応や処理をご報告願います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 各業界、各種経済団体の陳情ということでございますけれども、今来ているのは観光協会と商工会でございます。主なものは補助、少なくとも来年度については、ことしのとおりにやってくれないかということが主なことで、今のところは前向きに検討するよという、その返答でございます。ということも、税収入がかなり落ち込むんじゃないかな

なというような予測もあります。そして県の方も1割カットという、そういう指導がありますので、そういう陳情については、県また国の流れを説明して、今までどおりはいかないよという、それで今のところは対応しております。ですからこの予算編成について、また具体的に検討していきたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 今ご答弁いただきましたけれども、観光協会の方ですか、それと商工会ということでお話がありました。特に、どれも大事ですけれども、商工会の方で、9月に私ども議会へ配付されてましたけれども、この要望書の話かなと思うんです。予算の、先ほどは例年どおり予算欲しいということでしたけれども、これに対する要望に対しては、ご返答は何かされてますか。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） 一応商工観光課の陳情が多いということで、商工関係絡みですけれども、お答えいたします。

観光ですと、世相を反映して不況対策、それも資金関係ではなくて、とにかく仕事が欲しいと。仕事の創出という要望がございます。そのような中で観光関連ですけれども、これ、平成7年の産業別就業人口調査ですか、それによりますと、一応第3次産業で7割、そしてあと、その中のサービス関連、観光関連で4割の方が従事しております。このような中で、今陳情につきまして、これは次年度ですけれども、一応伊豆新世紀創造祭のハード面ということで、妻良のアスレチック、これが事業費の方は約900万、そして、それから石廊崎港の周辺整備、これが3,000万円、そして日野地区のふるさと公園関係絡みですね、これが1,300万円。これはまだ内諾を得たという格好じゃなくて、県の方へ要望で、ぜひ伊豆新世紀創造祭絡みの3分の2の補助をお願いしたいと、こういう格好で、県の方の陳情は提出してございます。

そのほかに、あとは町への要望ですけれども、商工会の補助金、これはぜひ据え置きをお願いしたいと。これは陳情書の方は町の方へきてなくて、口頭で申し受けております。それと、あとは観光協会の補助金ですけれども、一応先ほど説明した中で観光関連の就業者が多いと。このような中で、片や財政逼迫、それから片や活性化も必要になってくると。その狭間にあわせますけれども、ぜひあの補助金の増額要望をしたいと、こういう格好ですけれども、一応町の方も町の繁栄と、それから財源の確保もあるものですから、その状況を見た中で対応したいと、こういう回答をしてございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） いろいろな要望で、予算組むのも大変だろうと思思いますけれども、頑張っていただきたいと思います。

町長に一つだけ確認いたしますけれども、この要望書については、返事をしてないということでおよろしいですね。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） はい。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） それでは次に、国・県に対する陳情や、その状況についてご質問いたします。

3割自治といわれる我が町であっても、どうしても必要な事業は取り組んでまいらなければならぬというのはしごく当然であります。そして国や県の補助金に頼らざるを得ないことは言うを待たないのであります。そこで陳情活動は重要であり、相当の努力を傾注しなければならないのであります。つらい財政事情であっても、この観点から陳情に対する姿勢を、国・県に対する陳情の姿勢をお聞きするものでございます。できれば町長、助役、お願いいいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 県に対する陳情の方法ですけれども、私は選挙戦を通じて「町長は外交官である」ということをうたってまいりました。それを踏まえて、機会あるごとに各課の要望を聞き、そして、きょうは行くけれども、何かあるかということで、できるだけ有効に、ただ行って帰るだけじゃなくて、時間があったならば各課の要望を聞いて回るようにしております。今すぐそれが成果を上げるというわけにはいきませんけれども、約束ということでお有効に時間を使う、そういうことを踏まえ、県については、そして課長の研修について、府議について、もしそういう県に行く機会があったならば、1つだけじゃなくて2つ3つ歩いてこいよということはお願いしてあります。そして国についてですけれども、正直言って今のところ、大きな要望事項が継続事業の片付けということではありませんので、できるだけ県に機会あったときには、こちらに関係ある国会議員のところは、行ったところは3回程度、行かないところでも2回ということで、できるだけ顔つなぎという程度で私は今心がけております。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○ 5番（藤田喜代治君） 大変ご苦労なことでございますし、いろいろと大変だと思います。

また有効に時間を使われたりされているということで、この質問は、残念ながら私は一緒に当局の方と行くようなことがありませんので、一生懸命やられている姿あるいはたくさんの人を使っているとか、そういうのが全くわからないで質問したわけであります。私の個人的な考えでありますけれども、随分陳情等もやったことがありますけれども、陳情には3つ、参考になれば結構ですから。3つの大事なことがあると思っています。

一つは、陳情内容の強い必要性です。当然妥当性がなければなりません、もう一つは陳情者の姿勢であります。さらにもう一つはバックアップといいますか、言葉をかえますと人脈であります。この3つがそろって陳情の内容が予算化される可能性が高くなってくると、こういうふうに私はとらえておりますし、そういう定義をしてまいりました。

そこで、お考えが違うかもしれませんけれども、どうぞこのことは参考になれば、先ほど町長さん、ごあいさつをしてくる、時間も有効に使ってやってくる、当局のほかの方たちも顔つなぎをしてくる、国に対しても顔つなぎをしてくると言っておりましたけれども、人脈は、これ大変だと思います。時間がかかります。しかし、この熱意だとか2番目の陳情者の姿勢というのは、すぐにでもできることでありますし、現実にそうやってきてるんじゃないかなと思います。そういうことで、参考になればどうぞと、こういうことでございます。何かありますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 過去の、要するに政治経験ですか、この場で昔の人の名前を言ってはあれですけれども、そういう人脈というのを、ある面では発掘しながらやっていきたいなと。そして私の基本的な考え方として、県の職員とともに、県の職員の中に核をつくりたいということで一生懸命。ともかく、そのパイプを太くするのも一つの方法じゃないかなと。そして大きな問題については、それはこちらにいらっしゃいます議員の方々とか、国会議員とか、それは最終的にお世話になるつもりでありますけれども、小さな問題についてスムーズにいくためには、県の職員の小さなパイプでも、それを重ねることによってまた太くなるんじゃないかなと、そういう認識を持って県の中の核づくりということを、県の職員の核づくりも心がけております。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○ 5番（藤田喜代治君） その辺は、よろしく頑張ってください。

それでは、次の質問にまいります。

3番目、指定金融機関についての条例ということでございますが、指定金融機関名、また期間等を条例に定めることについてということで、この質問につきましては、さきの簗田議員の質問の中で収入役から答弁をいただきましたので、私は簡単ですけれども、ずばり目で見える形にしてある方がベターじゃないか、こういうことで考えております。税金の答弁でも、それに対する答弁がありましたけれども、もしニュアンスが違えばあれですけれども、あればどうぞ一言だけ。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 藤田議員のおっしゃられる年限とか金融機関名ということだと思うんですけども、今、賀茂郡下、それから近隣の町村で条例化して金融機関をぴたとうたってあるというのは、正直言って西伊豆だけですね。西伊豆は町内に金融機関があるというのが、それでオンライン化でこれに対応できるというのが静岡銀行田子支店のみなものですから、49年からずっと田子支店という形で金融機関も指定しております。そしてほとんど、うちの方もご案内ですけれども、235条の第2項によって、財務規則、それから公金取扱規則、これをうちの方は定めてあります。その範囲内で、できれば金融機関名は明記したいですけれども、そういう形で今までのような状態でやらせていただければと思いますけれども。明記しないで、どこの金融機関、静岡銀行とかね。そこをやるというと、まだ1年で、要するに信用契約なですから、何かがあったときは、その1年限りですよというか、途中で解約できるということはあるんですけども、その都度その都度また条例化しましてやると、また議会の皆さんにご足労願って、そこでまた条例の改正というようになるものですから、規則の範囲内でやらせていただきたいということでございます。よろしくご理解願います。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 私の持ち時間は大分ありますけれども、私、議会運営委員会のメンバーではありませんが、協力するという意味もありまして、答弁も非常に大変なんで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 23 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 齊 藤 要

署 名 議 員 渡 辺 嘉 郎

平成11年南伊豆町議会12月定例会

(第2日 12月17日)

## 平成11年12月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2回）

平成11年12月17日（金曜日）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 75号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議第 76号～82号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 議第 83号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 5 議第 84号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
制定について
- 日程第 6 議第 85号 南伊豆町特別職の常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について
- 日程第 7 議第 86号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例制定について
- 日程第 8 議第 87号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制  
定について
- 日程第 9 議第 88号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例制定について
- 日程第 10 議第 89号 南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 日程第 11 議第 90号 南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議第 91号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第 13 議第 92号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約につい  
て
- 日程第 14 議第 93号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する  
規約について

日程第15 議第 94号 南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の制定について  
日程第16 議第 95号 工事請負契約の変更について  
(平成11年度三坂(中木)漁港漁業集落環境整備工事)  
日程第17 議第 96号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)  
日程第18 議第 97号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第19 議第 98号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)  
日程第20 議第 99号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第21 議第100号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)

---

本日の会議に付した事件

- 1から21まで議事日程に同じ  
22 議第101号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について  
23 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書  
24 発議第8号 食料・農業問題に関する意見書
- 

出席議員(15名)

1番	鈴木	久香	君	2番	谷川	次重	君
3番	鈴木	史鶴哉	君	4番	梅本	和熙	君
5番	藤田	喜代治	君	6番	漆田	修	君
7番	斎藤	要	君	8番	渡辺	嘉郎	君
9番	石井	福光	君	10番	簾田	国広	君
11番	藤原	栄	君	12番	横嶋	隆二	君
13番	小沢	東洋治	君	14番	大野	良司	君
15番	渡辺	守男	君				

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉	勝男君	教育長	釜田	弘文君
総務課長	外岡	捷美君	住民課長	渡辺	正君

税務課長	碓 井 大 昭 君	健康課長	飯 泉 誠 君
農林水産 課 長	内 山 力 男 君	建設課長	小 島 德 三 君
商工観光 課 長	土 屋 忠 儀 君	清掃課長	藤 原 伊勢夫 君
水道課長	鈴 木 勇 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 敬 君
会計課長	池 野 徹 君	福祉課長	楠 千代吉 君
下水道 課 長	勝 田 悟 君	企画調整 課 長	渡 辺 修 治 君
行財政 主 幹	外 岡 茂 德 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田 中 秀 明	係 長	松 本 恒 明
------	---------	-----	---------

---

◎開議宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより12月定例本会議第2日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 議事録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 斎藤 要君

8番議員 渡辺 嘉郎君

---

◎議第75号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第75号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。

現委員3名中、手石764番地、大年一雄氏の任期が本年12月末日で満了となります。豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適任者とし、引き続き選任いたしましたく提案した次第であります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第75号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第75号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

◎議題 76号～議第82号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第76号より議第82号の7議案、南伊豆町南上財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第76号の以下第82号の提案理由を申し上げます。

財産区管理委員会は地方自治法及び財産区管理会条例の規定に基づき、財産区の管理運営をいたすものでございます。

南上財産区管理委員の任期が平成11年12月31日をもって満了となります。つきましては南上財産区の管理運営に精通しております蛇石72番地、佐藤 明氏を管理委員として選任したくご提案申し上げます。

以下、市之瀬 813番地の1、佐藤直志氏、同下小野 802番地、大野光明氏、同青野 217番地、斎藤一紀氏、同下小野 404番地、小澤繁一氏、同上小野 412番地、高橋 昭氏、同毛倉

野 627番地、高橋登氏。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第76号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第76号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第77号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第77号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第78号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、第78号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第79号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって議第79号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第80号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第80号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第81号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第81号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第82号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第82号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議第83号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第83号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第83号 人権擁護委員の推薦についての提案理由を申し上げます。

現在法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名であります。このたび静岡地方法務局長より、南伊豆町下小野3番地の2、高橋 宏氏が平成12年3月14日をもって任期満了となるので、後継者の推薦についての依頼がありました。

人権擁護委員法第6条第3項の規定（町長は議会の意見を聞いて、推薦しなければならな

い)により、人格、見識高く広く社会の実情に通じ、人権擁護に深く理解ある南伊豆町下小野3番地の2、高橋 宏氏を最適任者とし再推薦したく、ご提案申し上げる次第でございます。なお、委員の任期は3年であり、法務大臣より委嘱されることになっております。

以上ご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第83号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第83号は原案どおり可決されました。

---

○議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第84号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第84号の議案の提案理由を申し上げます。

人事院は本年8月12日国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与を本年4月1日にさかのぼって、0.28%引き上げることなどを内容とする勧告を行いました。内閣はそれを受けて、給与改正関係法案を第146回国会に提出し、11月18日参議院本会議で可決成立し、11月25日公布されました。

本町におきましても県下町村の状況や賀茂郡総務課長連絡会の検討結果を踏まえつつ、一般職の職員の給与を国家公務員に準じて改正させていただきたく提案をいたす次第でございます。

条例改正の詳しい内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは内容について、ご説明申し上げます。

非常にくどくど書いてありますので、要約して説明させていただきます。

まず1条からでございますけれども、今回の人事院勧告の主な内容は宿日直手当については4,000円ありましたものが4,200円に、また銀の湯会館の職員にあっては5,400円を5,600円に引き上げるということでございます。

それから次のことにつきましては、手当関係につきましては平成11年度につきましては12月支給の期末手当の支給割合 1.9カ月を1.65カ月、また3月支給の期末手当の支給割合0.55カ月を 0.5カ月にそれぞれ引き下げます。

それで期末勤勉手当も年間支給割合5.25カ月から 0.3カ月引き下げまして4.95カ月とし、平成11年4月1日からの適用としています。なお、平成12年度分につきましては6月分の期末手当の支給割合 1.6カ月を1.45カ月に、 1.9カ月を1.75カ月にそれぞれ引き下げ、期末勤勉手当の年間支給割合を平成11年度と同様5.25カ月から 0.3カ月引き下げ、4.95カ月とするものであります。

給与につきましてはいろいろ裏にございますけれども、平均0.28%、月額大体1,034円程度引き上げになります。そして4月1日にさかのぼり、実施するということになっております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 提案説明が町長の方からもありましたが、質問は現在の町職の給与

水準との関係、これは人事院勧告ということありますけれども、自治執行者としての町長の現時点での一般職に対する一般職の給与水準に関して、どういう見解をお持ちか、その点を聞かせてください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

国家公務員を 100とした場合、南伊豆町がラスパイレスが 93.20と、他町村下田市が……と、そういうことで、妥当じゃないかなと考えております。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 本議案に反対の意見を述べたいと思います。

人事院勧告に従うということでありますけれども、現在不況の中で国民は大変厳しい生活を強いられております。民間企業では確かに給与の引き下げ等々をされる、あるいは年末のボーナスも大幅にカットされる、そういう厳しい状態が続いている。これはもちろんどうしてこういうことになったのか、そしてその一番の責任は政府の行政執行上の失政が大きな原因を招いたということは国会の議論でも明らかになっているはずであります。

しかしながら、今日の不況の原因の大本にメスを入れることなく、12月の先日閉会した国会でも相変わらず公共事業の積み増しで、この長引く不況の出口さえ見えない状態が続いている、ここにこそメスを入れて、職員に対する減給をすべき、このことに対しては誤りであるということをはっきり申し述べたいと思います。

特に南伊豆町職の水準がラスパイレス指数で93.2%が適当であるということありますが、この点に関しても南伊豆の一般の方々、民間の方々の水準と比べて比較もありますけれども、やはり町の行政執行上、この予算の中で住民生活向上のために全力を挙げていく、そのことに反映されるべきであって、一般職員の減給をすべきではないということを反対の理由とし

て申し述べておきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第84号は原案どおり可決されました。

---

◎議第85号及び議第86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第85号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議第86号 南伊豆町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第85号、同86号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に賀茂郡下の状況を踏まえ、期末手当の支給割合を年間0.3カ月引き下げる改正をさせていただきたく、提案申し上げた次第です。

条例改正案の詳しい内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは議第85号及び86号の概要について、ご説明申し上げます。

特別職の常勤の者の期末手当につきましては平成11年度12月支給の期末手当の支給割合2.5カ月を2.25カ月に、また3月支給の期末手当の支給割合0.55カ月を0.5カ月に、平成12年

度 6 月支給の期末手当の支給割合を 2.2 カ月を 2.05 カ月に、また 12 月支給の期末手当の支給割合を 2.5 カ月を 2.35 カ月に、年間支給割合を 0.3 カ月引き上げる改正させていただくものであります。

また、議会議員の期末手当につきましては平成 11 年度 12 月支給の期末手当の支給割合 1.9 カ月を 1.65 カ月に、3 月支給の期末手当の支給割合を 0.55 カ月を 0.5 カ月に、また平成 12 年度 6 月支給の期末手当の支給割合を 1.6 カ月から 1.45 カ月に、12 月支給の期末手当の支給割合を 1.9 カ月から 1.75 カ月に、年間支給割合を 0.3 カ月引き下げる改正させていただくものであります。一般職の職員同様、超過支給となった期末手当につきましては 3 月支給で減額調整していただきます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 議案に賛成ですが、一言意見を述べさせていただきたいと思います。

特別職、特に町長職において、そして議員にあっては直接選挙でこの場に出てきているものであります。住民の代表としての責務は多大なものがあるんです。この点でこれを引き下げるという点に関しては当然ではないかというふうに思います。同時にそれによって、その減額した分をどう生かしていくのか、まさにそのことにこそ力が注がれるべきであって、住民の福祉の向上、今本当に不況の中で大変な思いをしている住民の生活向上にこそ心血を注ぎ、このことを改めて意見を申し上げて、私の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第85号及び議第86号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第85号及び議第86号は原案どおり可決されました。

---

◎議第87号及び議第88号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第87号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議第88号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第87号、同第88号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴う国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律同様、平成11年11月25日公布されました。

本町におきましても、国家公務員に準じて条例改正をさせていただきたく提案申し上げた次第です。条例改正案の詳しい内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは87号、88号の内容について、ご説明申し上げます。

育児休業者においては南伊豆町一般職の給与に関する条例第15条の3に規定する基準日、いわゆる3月1日、6月1日、12月1日に育児休業している場合は期末勤勉手当の支給は今までいたしませんでしたが、基準日に育児休業している職員のうち、直前の基準日の翌日、例えば6月の1日にいなくて2日から出勤してと。直前の基準日翌日から基準日までの間、これ算定期間と申しますが、勤務した期間の実績がある場合、ある職員に対し、在職期間等に応じて期末勤勉手当の支給をするよう改正させていただくものであります。

また一般職の職員同様、南伊豆町の企業職員、これは水道課の職員でございますが、同じ改正の必要が生じましたので、同様の改正をさせていただくものであります。

なお、双方とも平成12年1月1日の施行とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号及び議第88号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第87号及び88号は原案どおり可決されました。

---

◎議第89号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第89号 南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましては旧日本電信電話公社が昭和60年に民営化し、平成11年7月にNTTが分割再編成されたことにかかる電柱等の道路占用料並びに移転補償費の扱いを道路法の規定に基づくように平成12年4月1日より変更するのが主なものです。

昭和60年に民営化されたNTTが発足してから現在まで、本条例4条により占用料の徴収を免除し、そのかわりとして、町道改良等にかかる移転補償費を無償とする旧日本電信電話公社当時の覚書を終始比較検討の結果により、引き続き採用してまいりました。また、東京電力株式会社についても同様な扱いをしてまいりました。3公社5現業が民営化されて以来15年を経過し、建設省、静岡県を初めとして市町村の多くが道路法の規定どおりに占有料の徴収並びに移転補償費の支払いを実施しており、また東日本電信電話株式会社より道路法に基づく電話電柱等の移転補償費提供の声が強くなっています。そこで、賀茂郡下の7市町村で協議検討し歩調を合わせ、静岡県等に準じた占用料に改正し、移転補償費の支払いに充てようとするものです。

また、今回の提案が平成元年以来の改正となるため、社会情勢の変化等による所要の改正をあわせてお願いするものです。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 本条例につきましては道路法に準じて条例化しております。

占用できる対象を道路法では限定しております。ですから、本町に対象のない工作物、物件、施設等の占用もこの条例で規定しておりますので、わかりやすいように説明資料として配付してございます。

この条文改正ですが、関連する現行法規にあわせるための所要の改正です。

第2条につきましては消費税法による非課税対象物件の明文化、これは今まで3%の消費税という形になっていましたのを5%にまず直すということです。それから、この道路占用料につきましては一月末満は課税されます。一月以上については課税されません。その辺が明文化ができていませんでしたものでしたから、明文化いたしました。

第4条関係ですが、これもくどくど書いてありますが、3公社5現業の民営化に伴う関係法令改正による文言整備でございます。例えば鉄道事業法であるとか、電気事業法、電気通信事業法、道路運送法等のものが主なものです。

それから第6条ですが、静岡県条例に準じた適確な文言整備、これも占用料でなくて延滞金が正しかったものですから延滞金、1日3銭を年10.75%、これは同じ、文言の違いだけ

で結果は同じでございます。

それから2といたしまして、占用料の改正、これは別表の改正になるわけですが、別表の全部改正ということで挙げてありますが、南伊豆町に関するものを2として、説明が列記しております。

まず占用という言葉なんですが、道路に工作物、物件、施設を設けて継続して使用する、一般利用を除外しない範囲で特別使用を認めるということが占用の定義だと思います。それで、これは平成元年度条例改正以来の改正となっております。

今回特に大きく金額が変わっておりますのは町長の提案理由にありましたように、N T T、それから東電につきまして、今まで占用料は徴収していなかったんですが、占用料を徴収するかわりにそれを財源として電柱等の移転費を町の方から支払うと、道路法はそうなっておきます。そういうことで、正規の本法どおりの形で賀茂郡下統一して行おうということが主なものでありますと、まず電柱、電話柱その他となっておりますが、これは工作物です。

電柱の第1種、これは電線が3条以下の場合が第1種と言っております。第1種電柱。これ単位が1年1本当たり、今までには480円でしたんですが、改正後は1,100円、一応対象件数は見込みなんですが314本、これは静岡県の町村部の適用を準用しております。それから2種、これは4条から5条、これを480円を1,700円、3種、6条以上、これは該当はないと思いますが480円を2,300円ということになります。

それから電話柱、1種、やはり電線が3条以上、それから2種は4条から5条、3種が6条以上ということになります。1年に1本当たり、改正前180円を1種の場合970円、2種の場合1,600円、それから3種の場合2,200円ということで、これはこれも見込みなんですが4本ということですが、これ以外に例えば東電の電柱にN T Tが線を共架している場合、これにつきましては条例では出てきてはおりませんが、規則等で70%を支払うということ、占用料をいただくということになります。

それからその他線類ですが、これは7市町対策のテレビ線等でございます。1年1メータ一当たり、改正前36円を50円ということで1件対象があります。それから線類以外のもの、これはマンホール等でございます。1年に1平方米当たり430円を500円に、4件対象がございます。

それから管類でございますが、外径、外周りの直径ですね、が40センチ未満のもの、これは温泉管とか、ガス管とか配水管、これを1年に1メートル当たり90円だったものを95円ということで、96件の対象があります。それから40センチ以上1メートル未満ということで、210円だったものが300円、これ対象物件1件がございます。

それから歩廊ですが、歩廊という施設もあります。町道のり敷部分2本を利用して、通行路等にしている場合がございます。1平方米当たり430円を600円に8件あります。

それで、そのほかでございますが、これにつきましては南伊豆町には該当はありません。

今のを合計いたしますと、対象物件428件なんですが、東電関係、NTT関係等が正確に把握されていない部分もありますもんですから、その辺は少しばらうる見込みでございます。

それから、改正施行日ですが、平成12年4月1日ということをいたしております。ただ、東電とNTTの場合につきましては賀茂郡下、大体4月1日から改正していこうという考え方なんですから、対象物件の把握にある程度時間を要するということで、4月30日が条例上の納期になっておりますが、それを9月30日に附則でこたえるように町長が必要と認める場合ということを附則の方で、経過措置として12年度に限りうたっております。

それから、電柱等の移転補償費ですが、道路法の規定どおりに道路改良等に伴う改良上の理由による場合は道路内にあった占用物件の移転はうちの方は支払う必要がなくなると思います。それから、改良等によって移転がえ、道路外にあった物件については移転補償費を支払うような形になっております。これ自体は今後使用契約時の覚書等に準じて、覚書を予定しております。

それから参考資料ということですが、改正による増加見込み、改正前は95件で165万2,250円、改定後がこれも見込みですが428件の210万7,060円、増加額が45万4,810円、この中にはNTT、東電分の333件も含まれております。それから、今言った改良等によって道路外にある電柱等を移転する場合には中部地区の用地対策連絡協議会というのが南伊豆町もそれ入っているわけなんですが、東京電力等の覚書を平成11年3月30日に締結しております、これが1年間の締結期間となっております。その例によりますと、木柱ですと、34万5,800円、工場打コンクリート柱は45万1,200円、NTTの共架柱が21万5,300円となっております。

それから占用料改正比較表ですが、条例別表の全文を旧価格との比較をしてあります。○印を左隅につけてありますが、これが南伊豆町の対象物件となっておるものでございます。

以上、内容説明をさせていただきました。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第89号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第89号は原案どおり可決されました。

---

◎議第90号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第90号 南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について  
を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましては前議案の南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例と同趣旨の提案で、旧日本電信電話公社の民営化によるNTT並びに東京電力株式会社の占用料等の扱いを本来どおりの占用料等の徴収並びに移転補償料の支払いを実施するように平成12年4月1日より変更しようとするものが主なものです。あわせて、本条例は昭和45年以来の改正となるため、社会情勢の変化による所要の改正をお願いするものです。なお、6準用河川につきましても南伊豆町河川法施行細則を本議案と同様に改正し、適用する予定です。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） それでは南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について、

内容説明をさせていただきます。

前議案と同様に河川法に準じて、条例改正があるために占用できる対象が網羅されています。ですから、南伊豆町に関係ないものについても規定されております。

条文改正ですが、関連する現行の法に合わせる所要の改正であります。4条、それから20条につきましては河川生産物を適切な表現として河川産出物に統一するものでございます。

それから、第16条関係で、消費税法による非課税の明文化でございます。これも土地占用につきましては一月以上の場合は1カ月以上の場合は非課税、それから流水占用、土石採取料等は課税となります。

それから、占用料の別表の全文改正となっておりますが、この条例自体が昭和45年以来の改正となっております。占用料、電柱につきましては今まで1年に1本 140円だったものが1,100円に、それからこれは静岡県を準用したものです。工作物の設置を伴うもの、これも通行路等でございますが、40円を60円に 376件、それから工作物の設置を伴わないもの、通行路等でございます。20円を30円に。それから管類、これ50センチ未満のもの、これは温泉管、配水管等でございます。40円を60円に。内径50センチ以上につきましても80円を 110円に。農耕地、採草地、これは畠地として1件だけ対象物件がありまして、平方米当たり2円を5円に、それから漁業用工作物、これは天草干場になっておりますが、2件ございます。20円を30円に、それで見込みとして 457件あります。

それから、今のは土地占用料の関係でございますが、流水占用料につきましては、俗に水利権と言われておりますが、養漁の用に供するものが1件あります。これにつきましては消費税の明文化により、金額自体 5,000円はかえてございませんが、消費税がかかるということ 5,250円に実質的には上がるようになってございます。

それから、土石採取料その他河川産出物採取料については今まで徴収実績がございません。

この改正施行日ですが、平成12年4月1日、それから東電と東日本NTTについては徴収期限の延長を道路法と同じような趣旨で考えております。

それから参考資料ですが、増加見込額、改定前が 429件、39万 9,600円、それから改定後が 457件、54万 9,280円で、増加額14万 9,880円を予定しております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第90号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第90号は原案どおり可決されました。

---

◎議第91号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第91号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

本件につきましてはかねてより建設中の町立南崎小学校屋内運動場が本日竣工式を迎ました。その後の利用につきましては社会体育施設としても一般に広く開放することとしており、本条例別表第2に南崎小学校屋内運動場開放施設を追加させていただくものです。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 教育委員会事務局長。

○教委事務局長（土屋 敬君） 午前中はご苦労さまでございました。

この中で、「みなみさき小学校」、あるいは「なんざき小学校」というようないろいろな

呼び名はあるわけですけれども、学校の方では「みなみさき小学校」ということで統一しているようですので、今後何かありましたら、「みなみさき小学校」ということで呼んでいただきたいと思います。

ご説明を申し上げます。

社会体育施設使用料徴収条例本文第2条のところに、社会体育施設の使用をする者に対し、別表第1、別表第2及び別表第3のとおり使用料を徴収するということであります。この別表第2が各小・中学校の屋内運動場の開放施設でありまして、南上小学校の次へと南崎小学校屋内運動場開放施設ということでつけ加えさせていただきたいと思います。

金額につきましては、竹麻小学校、南上小学校ともバレーコートが1面しかとれませんので、南崎小学校もそれと同規模の屋内運動場ですので、同金額にこのようにさせていただきたいと思います。使用料につきましては半日単位で1,050円ずつの金額がございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第91号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第91号は原案どおり可決されました。

---

◎議第92号及び第93号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第92号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

について、及び議第93号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第92号、同93号の提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合は一部事務組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要になります。今回の変更は両議案とも平成9年12月第141回臨時国会において、介護保険関連法が可決成立され、平成12年4月1日から施行されるに当たり、庵原郡富士川町、蒲原町、由比町の3町ではこの介護保険にかかる事務の一部である介護認定審査事務を共同処理することになり、共立蒲原総合病院で共同処理する事務を変更することに伴い、第2条別表（組織）を組合を組織する地方公共団体「共立蒲原総合病院」を「共立蒲原総合病院組合」に名称変更させていただくものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第92号及び第93号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第92号及び議第93号は原案どおり可決されました。

◎議第94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第94号 南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

平成6年度より建設を進めておりました公共下水道事業は終末処理場の土木建築工事が本年度で完了し、残る機械電気工事等を12年度に施工すれば、終末処理場が完成の見通しとなり、また幹線管渠工事も湊地区と処理場とが来春に結ばれ、平成13年に一部供用開始に向けて、着々と事業が進んでおります。

本案はそのような中、供用開始前に決めておかなければならぬ下水道使用料等を下水道料金等を審議会において検討いただくため、設置条例を制定させていただくものであります。

内容につきましては下水道課長より説明させますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは審議会設置条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案資料の2枚目をごらんください。

本案は審議会を設置する旨の条例制定であります。朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例。

目的及び設置。第1条 この条例は南伊豆町公共下水道の適正な使用料金等を審議するため、南伊豆町公共下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

組織。第2条 審議会は委員20名以内で組織する。

2、委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 受益者を代表する者。

(2) 学識経験を有する者。

委員の任期。第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

会長及び副会長。第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2、会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

会議。第5条 審議会は会長が招集する。

2、審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3、審議会の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

庶務。第6条 審議会の庶務は下水道課において処理する。

委任。第7条 この条例に定める者のはか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第94号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第94号は原案どおり可決されました。

◎議第95号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第95号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

本件は平成11年8月24日、第3回臨時会議第47号で請負契約をご承認いただいた三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事について、請負人、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体、代表者、静岡県静岡市黒金町59番地の7、東洋建設株式会社静岡営業所所長、安部 宏氏との工事請負契約を当初請負額を2億1,735万円に874万7,550円を増額し、請負契約額を2億2,609万7,550円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものです。

当工事の変更内容につきましては農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 平成11年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事の変更契約の内容について、変更の必要が生じたため、その変更内容につきまして、説明させていただきます。

当工事は三坂漁港中木地区の集落環境整備工事で、集落排水施設の排水管など処理場及び管理棟の機械の整備を行っております。このたびの工事の変更内容は集落排水処理施設の排水区間部において、排水管布設工事に着手したところでございますが、2ページの図面をごらんください。

排水管布設工事、青く塗られた線上部分ですが、当初予測した位置と異なる場所に直径100ミリの鉄管製の上水管が埋没されており、掘削及び排水管布設の妨げとなるため、この上水管195メーターを布設替えるとともに布設替えに要する期間の代がえ上水の施設といたしまして、直径50ミリの塩化ビニールを210メーター仮設するものです。

また、青で囲んだ①の部分の排水管の中継マンホールポンプ施設については圧送用の排水

管に通引するマンホールの内部配管をする工事の進捗を図るものであります。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第95号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第95号は原案どおり可決されました。

---

○議長（大野良司君） ここで、これより14時15分まで休憩をいたします。

(午後 2時04分)

---

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 2時15分)

---

◎議第96号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第96号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,661万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億 7,283万 3,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては各科目において、人事院勧告に伴う給与費の補正減額と第2款総務費の総務管理費 2,055万 2,000円、第3款民生費の社会福祉費 481万 8,000円、第5款農林水産業費の農業費 455万円、土木費の道路橋梁費 320万円、第8款消防費の災害対策費 561万 6,000円などあります。

歳入につきましては第9款地方交付税 1,089万 2,000円、第13款国庫支出金 234万 8,000円、第14款県支出金 894万 6,000円などが主なものであります。

補正予算の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは内容につきまして、ご説明申し上げます。

歳出の方の21ページを見てください。

歳出1款議会費、1項1目議会事務 256万 8,000円の減額、これは報酬で議員定数削減による減額 215万 6,000円、以下給料以下は給与改定による更正減でございます。

次に22ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理事務36万 8,000円の減額、これにつきましては給料においては人事配置による増、以下給与改定による減額でございます。

2目会計管理事務 5万 1,000円。3目財産管理事務40万 5,000円、これは町有財産の台帳整備等の委託料でございます。3目庁舎管理事務 984万 8,000円、これは観光課移設に伴う工事費等でございます。

7目電算処理推進事務 8万 2,000円。10目地域づくり推進事業 8万 4,000円。11目交通安全施設整備事業45万円、これは交通安全施設のカーブミラーの設置でございます。13目基金費、庁舎建設基金 1,000万円、これは庁舎建設基金積立金でございます。

2項1目税務総務事務53万 1,000円、これも給与改定による減額でございます。

次が賦課徴収事務44万 5,000円、これは7節で臨時事務員賃金40万 6,000円、以下給与改

定による減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳事務25万 4,000円の減、これも給与改定の減額でございます。

4項1目選挙管理委員会事務 106万 8,000円の減額、これも給与改定による減額でございます。

5項1目統計調査総務事務 2万 4,000円、これも給与改定による減額でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務事務 5万 9,000円、このうち25節で福祉振興基金積立金48万 5,400円。社会福祉事務 200万円、これは重度心身障害者医療扶助費でございます。

2目国民年金事務 130万円の減額、これも給与改定による減額でございます。

3目老人福祉事務事業 433万 6,000円、これは敬老会の報酬費37万 9,000円の減額と、委託料、これは主に老人短期保護事業委託料 380万円が大きなものでございます。それから23節で、国県支出金の返還金 110万円がございます。介護保険事業、これは財源区分の変更でございます。

次が4目国民健康保険事務39万 1,000円、これも給与改定による、減額でございます。社会福祉センター管理運営事務23万 2,000円、これは修繕料でございます。

2目1節児童福祉総務事務65万 7,000円、これも給与改定による減額でございます。2目児童福祉施設運営事務 689万 7,000円、これも給与改定による減額が主なものでございます。次が差田保育所運営事務 4万 2,000円、手石保育所運営事務82万 3,000円。次が児童手当事務 116万 5,000円、これについては扶助費でございます。

次は32ページでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務事務41万円の減額、これも給与改定の減額でございます。保健衛生事業 7,000円。3目母子衛生事業50万 6,000円、これは乳幼児医療扶助費でございます。

5目へき地診療対策事務13万 8,000円、給与改定による減額でございます。6目老人保健事業、これも財源区分の変更、3万円でございます。老人保健特別会計繰出金12万円でございます。

次が2項1目清掃総務事務 118万 1,000円、これも給与改定による減額でございます。

次が3項1目簡易水道事業50万円、これにつきましては補助金で妻良簡易水道補助金50万円でございます。

次が5款農林水産業費、1項2目農業総務事務 288万 9,000円、これは更正増でございます。3目農業振興事業75万円、これは補助金として有害獣等被害防止対策事業補助金でございます。6目農山村総合施設管理運営事務60万円、これは需要費でございます。7目南伊豆

郷土館管理運営事務31万 1,000円、これは臨時管理人の賃金でございます。

2 項 1 目 松くい虫防除事業 144万 3,000円、これは松くい虫防除に対する委託料でございます。

3 項 1 目 水産業振興事業 366万 7,000円、これはクリーン作戦の中止に伴う減。それから19節におきましては事業費行革に伴う補正減でございます。2 目 渔港建設事業19万 5,000円でございます。これも更正減です。

6 款 商工費、1 項 1 目 商工総務事務 146万 1,000円、これも給与改定による減額でございます。3 目 観光振興事業76万 6,000円、これにつきましては13節の石廊崎地区観光施設整備測量設計委託料69万 5,000円の減額。この19節で伊豆新世紀創造祭回廊イベント負担金 200万円の減額、また観光協会イベント用の備品倉庫設置費補助金 100万円が主なものでございます。5 目 環境美化推進事業72万 2,000円、これにつきましては臨時雇い賃金とそれから原材料でございます。

7 款 土木費、1 項 1 目 土木総務事務35万 2,000円、給与改定による減額でございます。

2 項 1 目 道路維持事業 320万円、これは15節で路側の補修工事、それから原材料といたしまして 120万円計上させていただきました。

次が 5 項 3 目 公共下水道事業特別会計繰出金53万円。

6 項 1 目 町営住宅管理事務 4万 5,000円。2 目 の急傾斜地崩壊防止事業 314万 7,000円、これにつきましては石井と子浦の急傾斜地の委託料でございます。

8 款 消防費、1 項 3 目 消防施設管理事務31万 5,000円。5 目 防災施設整備事業556万6,000円、これにつきましては18節備品購入費で車載用無線機及び防災倉庫、これが主なものでございます。

9 款 教育費、1 項 2 目 事務局事務 706万 8,000円の減額、これは給与改定に伴うものでございます。

2 項 1 目 学校管理費のうちの小学校管理事務 213万 6,000円、これも給与改定による減額でございます。同じく竹麻小学校管理事務9万 1,000円、南崎小学校管理事務35万 6,000円、南中小学校管理事務11万 6,000円、南上小学校管理事務 3万 8,000円、三浜小学校管理事務 7万 5,000円。2 目 小学校教育振興事務 158万 2,000円、これは定期券購入費でございます。竹麻小学校教育振興事務 5,000円、南崎小学校教育振興事務 5,000円、それから南中小学校教育振興事務 5,000円、南上小学校教育振興事務 5,000円、三浜小学校教育振興事務73万 5,000円、これは印刷製本費でございます。

次が 3 項 1 目 中学校管理事務21万 3,000円、給与改定による減額でございます。南伊豆中

学校管理事務 5万 3,000円。中学校教育振興事務31万 1,000円、これは12節で定期券の購入費で25万 8,000円でございます。

4項1目幼稚園事務 121万 6,000円の減額、これは給与改定による減額でございます。南伊豆幼稚園事務 3万 4,000円。三坂幼稚園事務11万 3,000円でございます。

次が48ページお願いします。

5項1目社会教育総務事務 9万 5,000円、これも給与改定による増でございます。2目公民館管理運営事務 4万 3,000円、これも給与改定による減額でございます。4目図書館管理運営事務 224万 5,000円、これも給与改定による減額でございます。それと臨時事務員賃金が 240万 5,000円の減額でございます。

6項1目保健体育総務事務 290万円の減額、これは町民体育大会の中止に伴う委託料 290万円の減額です。2目武道館管理運営事務62万 8,000円の減額、これは用地取得費の減額でございます。

次が歳入をお願いいたします。11ページをお願いいたします。

1款町税、2項1目固定資産税、固定資産等所在市町村交付金27万 9,000円の減額です。

次が9款地方交付税、これにつきましては 1,089万 2,000円、普通交付税でございます。

11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金36万円、これは増殖場造成事業費分担金減額です。

13款国県支出金、1項1目民生費国庫負担金 102万 4,000円、この主なものは4節の被用者児童手当負担金93万 1,000円でございます。

次が2項1目民生費国庫補助金 132万 4,000円、これは老人短期保護事業補助金と要介護認定事務の補助金でございます。

14款国県支出金、1項1目民生費県負担金 6万 9,000円。2項2目民生費県補助金 201万円。これは重度心身障害者医療費補助金 100万円と老人短期保護事業の補助金 100万 1,000円でございます。3目衛生費県補助金28万 3,000円。4目農林水産業費県補助金 279万 5,000円、これは松くい虫防除の関係が主なものでございます。6目土木費県補助金 209万 8,000円、これは急傾斜地崩壊危険区域指定事業の補助金でございます。7目が消防費県補助金 165万円、これは地震対策に関する補助金でございます。次が8目教育費県補助金 5万円でございます。

16款寄附金、これにつきましては社会福祉事業の寄附金でございます。

19款諸収入、雑入でございますが90万 9,000円、これは在宅老人短期保護利用者負担金でございます。

20款が町債、減税補てん債 660万円の減額でございます。

それでは、次に10ページをお願いいたします。

今回の補正額 1,661万 9,000円に対しまして、財源内訳でございますが、国県の支出金が 1,129万4,000円、その他が 103万 3,000円、一般財源が 429万 2,000円となります。以上の 1,661万 9,000円を追加としまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億 7,283 万 3,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今回の補正に当たって、一言意見を述べさせていただきます。

補正減の大半が給与改定の影響で、これは一般職と特別職合わせて50ページ、51ページにありますけれども、総額で大体 2,700万円のそれだけでも減があります。一方で施策の補正に関しては住民の間から意見が出ていたイノシシ対策の補助金、あるいは教育関係では小学校のインターネットへの接続、そして保育所等々の整備などの住民の声が反映されております。同時に24ページの庁舎建設基金の積立金に 1,000万円が充てられているという問題があります。

給与改定の条例のとき少し意見申し上げましたが、一般的に住民の今日の生活の状態に心を寄せて、痛みを分かち合うという言葉は私はこれに対しては一見聞こえがいいんですが、行政執行の場合にそのやった行為によって浮いたものをどこに充てるかと、その点で一定の住民の声を反映しながらも、すぐに建てかえる必要がない庁舎で、これは耐震性の問題等々がありますけれども、防災対策に関しては最小限のできる設備は備わっていると、そういう点でここに 1,000万円投入する、こういうことにこそ私が意見を述べる根拠があります。

この点があることに関して、私は反対の意志を表明して税金の使い道、そして住民にこた

える位置に真摯にこたえて、本当に細かいお金でも住民の生活向上、福祉向上にこそ使う、そのことを強く申し述べて、私の反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） ほかに討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第96号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第96号は原案どおり可決されました。

---

◎議第97号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第97号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本案は国庫支出金、総務費、保険給付費の同額補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,648万円とするものです。

詳細につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 補正2号につきまして、説明いたします。

8ページをお開きください。歳出より説明をいたします。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額61万9,000円。委託料の14万6,000円と備品購入費の47万3,000円でございます。備品購入費につきましては補助金等申請のソフトプログラムの購入がございまして、ソフトの代がえということで、国の国費の10分の10の補助で購入

するものでございます。

1款総務費 2項 1目賦課徴収費、これは財源区分の変更でございます。

次の9ページをごらんください。

2款保険給付費、1項 5目審査支払手数料12万円、役務費の診療報酬審査手数料でございます。

7ページをお開きください。歳入を説明いたします。

3款国庫支出金、2項 1目財政調整交付金47万 3,000円、先ほどの備品購入費に対する交付金でございます。特別調整交付金の10分の10でございます。2目介護保険システム開発事業費補助金26万 6,000円であります。当初2分の1の補助率でございましたけれども、10分の10に変更されましたので、残りの2分の1を補正増するものでございます。

6ページをごらんください。

今回の補正是73万 9,000円でございます。補正額の財源内訳でありますと、国県支出金が73万 9,000円でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第97号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第97号は原案どおり可決されました。

◎議第98号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第98号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第98号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳出の医療諸費の増額補正に伴う歳入の支払基金、交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金の増額補正であり、歳入歳出をそれぞれ 240万円を追加し、歳入歳出総額を11億 9,951万 1,000円とするものです。

内容につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 補正2号につきまして、説明いたします。

最後のページ11ページをお開きください。歳出でございます。

1款医療諸費、1項1目医療支給費 240万円、現金給付医療支給費の 240万円でございます。なかなか全体の把握ができませんので、今回の補正に至った原因はマッサージ等の療養費の関係がいつもより多くて、それにかかる補正をさせていただきます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款支払基金交付金、1項1目 168万円医療費交付金、これは負担率の10分の7で交付される支払基金交付金でございます。

次のページをごらんください。2款国庫支出金、1項1目国庫負担金、医療費国庫負担金でございます。この負担率も10分の2でございます。

次のページをごらんください。3款県支出金、1項1目県支出金、医療費県負担金でございます。これは負担率は10分の 0.5でございます。

次のページをごらんください。4款繰入金、一般会計繰入金12万円、一般会計繰入金でございます。この10分の 0.5の負担率でございます。

6ページをごらんください。今回の補正は 240万円でございます。特定財源の内訳といた

しまして、国県支出金が60万円、その他の特定財源が 180万円でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

○9番（石井福光君） 医療費の今の歳出の医療支給事務の歳出 240万円ですか、これマッサージ代の増加ということで、これ内容についてちょっと説明願いたいと思います。マッサージ代ですか。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 場所等はちょっと把握できませんが、近隣でありますと南伊豆町にも日野にあり、松崎町にも 1カ所あるわけですけれども、特にかかったのは 2名の方で、2名で 8カ月かかっております。この先12月、1月分が支給がかかりそうだったものですから、それに対するものと若干前の分の埋め合わせということで予算をとらせていただいております。

○9番（石井福光君） わかりました。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

委員（荻野武久君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第98号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第98号は原案どおり可決されました。

◎議第99号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第99号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第99号の提案理由について説明申し上げます。

本案は歳入歳出それぞれ4億4,601万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億7,738万円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、先ほどご審議いただきました公共下水道料金等審議委員会の報酬及び費用弁償の新設、さらに13節委託料3億7,100万円、第15節工事請負費6,980万円、22節補償補填及び賠償費500万円の増額補正をさせていただくものですが、これにつきましては国の経済新政対策の柱ともなる平成11年度第二次補正予算分として追加内示があつたため、上程させていただきました。

また、歳入につきましては、第1款国庫支出金2億3,987万8,000円、第2款繰入金53万円、第5款町債2億580万円をそれぞれ増額するものです。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳出から説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

歳出1款下水道費、1項1目公共下水道建設費、補正額4億4,601万8,000円の増、計16億2,547万4,000円とさせていただくものですが、その主な内容は節の1報酬及び9節旅費につきましては公共下水道料金等審議会委員の報酬、費用弁償を新たに盛り込みました。

2節、3節の給料、職員手当につきましては給与改定による更正減であります。需要費に関しましては補助対象経費として92万7,000円を増額させていただきました。

委託料 3 億 7,100万円の増額の内容ですが、南伊豆町クリーンセンター建設工事に 3 億 4,000万円、これは現在進めている水処理棟の機械設備工事分でありまして、先ほど町長より説明がありました国の二次補正分として12年度工事を前倒して実施しようとするものであります。湊中継ポンプ場建設工事委託料につきましても二次補正分として、場所は湊 1,225 の 1 番地、湊の第一生命伊豆海滨クラブ近くの町有地に建設するものであります。全体規模としましては管理建屋 1 棟、地下 1 階、面積約30平方メートル、現場打ち鉄筋製の簡易ポンプ場で、ポンプは 3 台、1 台のポンプ用水量は毎分1.53立法メートルという内容のものですが、12年度までに建設するもので今年度工事委託料 3,100万円で主に地下施設の土木建築工事を行おうとするものです。

12ページをお願いします。

15節工事請負費 6,980万円はやはり 2 次補正分でありまして、湊処理分区管渠築造工事 6,660万円につきましては湊地内農協支所から前田川に沿って青野川に至る一部地域と、それから湊地内の神社から元觀水荘までの区間の面整備を行うものです。南伊豆町クリーンセンター建設工事につきましては現在日本下水道事業団に管理委託をして実行しておりますが、この手法ですと、町内業者の受注機会がないため、そのうちの一部の場内整備工事を町発注工事で行うこととしました。場内整備工事は12年度事業となりますが、そのうちの一部、現在処理場の国道からあの進入路を建設するために今回 320万円上程させていただきました。

補償補填及び賠償金 500万円につきましては管渠築造工事に伴う上水道の移設補償費であります。

次に歳入を説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。1 款国庫支出金、1 項 1 目下水道費国庫補助金、補正額 2 億 3,978万 8,000円の増額で、計 5 億 7,960万 5,000円でございます。クリーンセンターの建設や管渠築造工事に対する国庫補助金を見込みました。

8 ページをお願いします。2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、補正額53万円の増でございます。

5 款町債、1 項 1 目下水道債、補正額 2 億 580万円の増、内訳としましては下水道債 1 億 3,980万円と過疎債 6,600万円の借り入れを予定しております。

10ページをお願いします。6 款県支出金、1 項 1 目下水道費県補助金、補正額10万円の減、これにつきましては補助率の変更があったため減額となったものであります。

最後に 6 ページをお開き願います。補正予算の事項別明細書でありますが、今回の補正是補正前の額12億 3,136万 2,000円に 4 億 4,601万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

16億7,738万円とさせていただくものです。なお、補正額の財源内訳は国県支出金2億3,968万8,000円、地方債2億580万円、一般財源53万円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第99号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第99号は原案どおり可決されました。

---

○議第100号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第100号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第100号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては水道事業費の565万4,000円を減額し、資本的収支予算に

つきましては収入を 250万円、支出を 1,285万円おのの増額するものであります。詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

参考資料として提出しております補正予算内訳書によりご説明いたします。

13ページをお開きください。収益的収支予算の水道事業費用の 565万 4,000円減額するものであり、うち営業費用 542万 8,000円の内訳は総係費 352万円、簡易水道工事190万8,000円となっておりますが、これは人事異動の後、給与改定にかかる職員給与での減というものです。営業外費用につきましては消費税の22万 6,000円減額しますが、これは今回の補正により消費税を再計算した結果によるものであります。

次のページは資本的収支予算の収入であります。企業債を 450万円減額しますが、これはこの後でご説明する上水道第5次拡張事業費の減によるものであります。また、建設改良工事負担金を 700万円増額しますが、これは下水道工事や新設給水工事に伴う配水管布設ないしは布設替工事の負担金であります。これにより資本的収入の補正額合計は差引 250万円の見積もりとなります。

次のページの資本的支出であります。水道施設改良費については 1,730万円増額いたします。内訳は下水道工事に伴う配水管布設替や天神原飲料水供給施設の取水タンクを設置外の工事に要するもので、材料費 480万円、工事請負費 1,250万円であります。上水道第5次拡張事業につきましては 445万円を減額しますが、内訳は12年度に建設予定の手石配水池測量設計委託料を 545万円減額し、用地購入費 100万円を新たに計上するものであります。したがいまして、資本的支出の補正額合計は 1,285万円の増額となります。

最後に 8 ページから 9 ページの予定損益計算書についてご説明します。

当初予算では本年度純損失の 2,583万 2,000円、当年度の処理欠損金を 3,688万 4,000円と見込んでおりましたが、今回の補正により純損失は 9 ページの下から 3 行目にありますように 1,995万 8,000円に減少する見込みであります。また当年度は、未処理欠損金は前年度決算が赤字の見込みから 338万 3,000円黒字になったこともあり、 1,657万 5,000円となる見込みであります。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第 100号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第 100号は原案どおり可決されました。

---

#### ◎日程追加

○議長（大野良司君） お諮りいたします。

本日、町長より議第 101号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について、及び 6 番議員漆田 修君外 2 名より義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、並びに12番議員横嶋隆二君外 2 名より食料・農業問題に関する意見書が提出されました。この際、それぞれの案件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第 101号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について、及び発議第 7 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書、並びに発議第 8 号 食料・農業問題に関する意見書をそれぞれ日程に追加することを決定いたしました。

---

#### ◎議第 101号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第 101号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第 101号の提案理由を申し上げます。

本組合は平成 9 年 4 月 1 日に発足し、国の国立病院等の再編成計画に伴う特別措置に関する法律により移譲の対象となった国立湊病院を譲り受け、平成 9 年 10 月 1 日共立湊病院を開院し、病院の管理運営を共同処理してまいりました。

今回の規約変更は国と締結した国有資産譲渡及び売買契約書に定められております土地利用計画に基づく老人保健施設を病院敷地内に併設することに当たり、共立湊病院組合の共同処理する事務を変更し、この組合の規約を変更するものであります。

変更内容につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 内容について説明いたします。

お手元に新旧対照表が配付されておりますので、そちらの方で説明いたします。

全条 13 条からなる規約でございますが、今回の規約を第 3 条と第 12 条の変更がございます。第 3 条につきましては従来の事務に介護保険施設の設置、管理及び運営に関する事務ということが追加されます。

このことによりまして、第 12 条に介護報酬が追加されます。12 条、この組合の経費は診療報酬、介護報酬、使用料、関係市町村の負担金その他の収入をもって支弁する、それを 2 項の方で表にまとめました。

3 条の第 1 項は従来どおりでございますが、3 条の第 2 項の方の介護保険の方の介護老人保健施設の関係の方が関係市町村の長の協議により定めるということに改めました。3 項の方は従来と同じでございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○4 番（梅本和熙君） お聞きしたいんですけども、12 条の 3 条 2 項の関係ですけれども、

これ関係市町村の長の協議により定めると書いてありますけれども、この首長会の方の協議はどの程度この内容について決まっているのか、種々説明してほしいんですけれども。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 老健施設については要するに組合の方は負担なし、そして病院、相手側の方で施設については金銭的には全額負担して、その起債とか、そういう内容については会計上の方、帳面上要するに交付税とかそういう関係がありますもので、当初はこちらでやるけれども、実質は病院の方で負担ということになっております。そういうことで今協議進めております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 例えば事務経費が出た場合に、事業経費ですね。これがもし出た場合、負担するものが今の話だと組合が負担することですけれども、あ、組合じゃなくて、医療法人の方が負担してくれるということだと思いますけれども、もし事務経費が出た場合に、具体的にこれ決まっていないとまずいんじゃないですか。

例えば共立済病院組合の事務に関してはこの均等割5%、利用者割95%と、こういうふうに決まっているわけですけれども、全然絶対出ないという確信のもとにこういう協議により定めるというのであれば、今の返答で結構なんですかね、これ。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 相手側に対して、もう共立済病院側は組合の方は一切負担をしたくない。そうしないと、1市6町村の協議の中で各町村長がほかの施設について、例えば河津も賀茂村もですか、独自にやるという流れの中で、町の方で各町村が負担するのは御免こうむるという基本がありますので、一切負担なしということで今協議は進んでおります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 一切負担なしということであるなら、わざわざこれ3条の2項の事業に要する経費というこの項目入れる必要があるんですか。もしないんだったら、もうこれは入れる必要がないと思いますけれども。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 失礼しました。

ちょっと説明不足で申しわけないんですが、厨房施設、要するにこれから老健施設と、そして病院との厨房施設は新たに定めるという、つくり直すということがありますもので、それについては町村長の会議の中で、これは負担を皆相応に分担すべきという決議がありますもので、多分それを踏まえてのことだと私考えております。厨房施設を新たにつくるという

ことで。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 廉房施設に関してはこれはあくまでも私の聞いている範囲では共立湊病院も利用する、そして老健施設も利用すると、こういう話の中で聞いているわけですけれども、その辺の細かい詰めというか、そういうことに関しては首長会がどこまで話し合いができるのか。

例えば厨房施設の事業に要する経費ということで、例えればじゃあ南伊豆町が例えば厨房、老健施設でデイサービスとかいろんな部分で利用度が多いとか、そういうことで例えば負担を多いよという話になってくるようなことはありませんか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） まだ、そこまで具体的に決めておりませんけれども、利用者数によって、今までの割合によって、今までどおりの下田市があれですか……、利用者による割合ということでやると思います。ですから、まだ今のところは何%というのは決まっておりませんけれども、この厨房施設をつくるに当たって、利用者割合ということでやっていくと思われます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 町長にお伺いしたいんですが、今度組合の支弁方法ですか、組合の経費は診療報酬、介護報酬が今度入るわけですね。使用料、関係市町村の負担金その他の収入を支弁するはこれは結構なんですが、その次の前項の負担金は次の表のように行うということで、問題はこの均等割の5%、利用者数割の95%について、ちょっとお伺いしたいんですが、今度は介護保険が入った場合に多少のこれは南伊豆の利用者だけの問題ではなく、当然他町村からもついてくると思います。要するにこの均等割の5%について上げる意思はないのか、その辺のところ、組合長会議の中で話は出なかったですか。利用者割の95%ではなくて、要するに問題は均等割5%を各市町村が出しているわけですね。それによると、同じ要するにいろいろの話等いろいろの質問とかに対しては同等の中でやっているわけですね。それで、余りにも5%というのは低いと思いますが、それによるところの話し合いというんですかね、それはあったのかないのか。よろしく。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） その5%と95%については私は聞いている話なんですけれども、東伊豆町の方で負担割合するんだったら抜けるよという、そういう移譲の条件として何かあったと聞いています。そして、もし負担割合が多いようだったら、均等割が多いようだったら、

東伊豆町は御免こうむるということで、県との移譲の契約が履行できないということで、泣く泣くという、池谷さんは、当然私たちなんですけれども、もっと均等割をふやしたいというのが実情でございますけれども、またこれは契約の更新の期間になっておりますから、一応各町村でまた話し合いたいと思っております。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 説明がよくわからないんですけれども、各市町村の長の協議に基づき、組合の協議で決議を得るということなんですね。まだ今、町長ははっきりしない面がありますって言いましたよね。そうしますと、これはこのままで通してよろしいんでしょうかね、これを。このことを。はっきりしないんだったら、ここで通すわけにはいかないわけですけれども。きょう議決するわけですけれども、その辺をちょっとお答えしていただけたいと思います。

○議長（大野良司君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時16分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後 3時36分）

#### ◎会議時間の延長

○議長（大野良司君） 本日の会議時間は議事の都合によって、議事が終了するまであらかじめ延長いたします。

これより全員協議会を開催いたしますので、委員会室へ集合してください。  
なお、その間休憩といたします。

（午後 3時37分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 4時08分）

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 質疑は全協の中でも出ましたが、本日上げられた介護老人保健施設の設置、管理運営に関する事務とそれにかかる経費の問題が今回提案されていますが、同時に議論の中で、設置にかかる問題で平成9年の10月に発足した病院組合の負担の問題についてもさまざまな議論があり、これが一緒になって参りました。については討論というか意見で、改めて病院の組合の委託の問題も含めて、後日詳しい説明と経過を報告してくださるよう願望します、私の意見とさせていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第101号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第101号は原案どおり可決されました。

#### ◎発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書を議題といたします。

この意見書は漆田 修君が提出者で所定の賛成議員もいます。

朗読を求める。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求める。

漆田 修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書。

「義務教育費国庫負担制度」は憲法に保障された義務教育無償の原則に基づいて、国が必要な経費を負担することにより、国民のすべてに対し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の根幹をなしております。

しかし、政府は財政難を理由に1985年度に教材費、恩給費を、次ぐ89年には教職員の旅費を国庫負担の適用から除外したほか、負担率の変更をしばしば行い、93年度からは共済費追加費用を一般財源化しました。さらに長引く経済の低迷による財政再建を理由に学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を国庫負担の対象から除外する意向が極めて強いと伝えられています。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は立て直しを目指して努力する地方財政をさらに圧迫するだけでなく、義務教育の円滑な推進に支障を来すものであります。よって、政府は教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、現行「義務教育費国庫負担制度」を堅持されますことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

提出先は内閣総理大臣小渕恵三ほか、記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

◎発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第8号 食料・農業問題に関する意見書を議題といたします。

この意見書は横嶋隆二君が提出者で所定の賛成議員もいます。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 食料・農業問題に関する意見書の提案の趣旨を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

現在、日本の食料の自給率はカロリーベースで41%に落ち込んで、国内生産で生きていける国民は1億2,500万国民のうち、わずか5,000万人に過ぎません。国内生産で供給できるカロリーは飢餓水準の1,500カロリーよりも低く、穀物自給率では29%まで低下をしてしまいました。これは世界178カ国中135番目という低水準です。まさに日本の農業と食料は危機に瀕しております。我が町でも平成7年までの10年間で、農業就業人口で40%減、主なもので水稻収穫面積で54%の減、野菜類が80%の減、花卉で65%の減、総生産額で31%と著しい衰退が見られます。それにもかかわらず新農業基本法は国際基準への整合性を掲げて、市場原理主義を一層強めております。

現在、世界には飢餓栄養失調人口が8億人を超えて、毎日1万1,000人の子供たちが飢えで亡くなっています。日本の米輸入で米が余る一方で、東南アジアでは米不足も深刻になっております。日本が果たすべき責任は自国民にいつでもどんな場合でも食料を安定的に供給することが新しい世紀に向かって求められることではないでしょうか。こうした趣旨に従って、食料・農業問題に関する意見書を提案いたします。21世紀に向けて、世界的な食料不足が言われているときに、我が国の食料自給率は41%と、世界最悪の水準に落ち込んでいる。まさに農業、食料生産は国民民族存立の基盤にかかる問題であり、政府が米の安定供給の責任を果たすためにも、余剰米を1俵（60キログラム）600円で買い上げ、餉用に供するなどの低米価を強要する政策をやめ、直接所得保障制度の創設、農業後継者対策、中山間地の

農業存続のための政策体系の確立が必要であると。よって、政府は当面、下記の事項の実施に全力を挙げるよう強く求めるものであると。

記。（1）来年度農業関係予算の増額。中でも後継者対策、所得保障、再生産を償う価格保障等の予算配分を重視すること。

（2）米輸入自由化、推進しているWTO体制の改正を求ること。

（3）食料自給率の向上と米の生産を後退させないためにも食料、農業、農村基本法について、①食料受給率目標、②農地総量の目標と作物別目標、③農業労働力目標、④農地確保の施策等具体化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、自治大臣でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑するものもありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第8号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目は終了いたしました。

よって、平成11年南伊豆町議会12月定例会は本日をもって閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 4時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 齊 藤 要

署 名 議 員 渡 辺 嘉 郎